

2月定例教育委員会次第

日時 令和8年2月25日（水）午後1時30分から
場所 市役所8F 大ホール

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 報告事項
 - 第1号 教育長報告
 - 第2号 各課からの報告
 - (1) 学校教育課
 - (2) こども課
 - (3) 幼児教育課
 - (4) 生涯学習課
 - (5) 公民館
 - (6) 文化財課
 - (7) スポーツ健康課
 - 第3号 教育委員会共催後援
 - (1) 生涯学習課
 - (2) スポーツ健康課
- 4 議 案
 - (1) 市議会3月定例会一般質問について
 - (2) 市議会3月定例会に提出の議案について
 - (3) 茅野市教育委員会保育所における保育を行うことに関する規則の一部改正について
 - (4) 茅野市学校教育法施行細則の一部改正について
 - (5) 茅野市立小学校及び中学校における副学籍による交流及び共同学習実施要綱の一部改正について
 - (6) 茅野市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について
- 5 検討事項
今回はありません
- 6 その他
 - (1) 茅野市学童クラブ条例施行規則の一部改正について
 - (2) 茅野市児童手当事務取扱規則の一部改正について
 - (3) 臨時教育委員会の開催について
 - (4) 信州やまなみ国スポ・全障スポの開催準備について
 - (5) 第29回「図書館を使った調べる学習コンクール」入賞について
 - (6) ロングモント交流事業について
 - (7) 茅野市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部改正について
 - (8) その他

次回定例教育委員会日程について

	3月26日（木）	9時30分「8F大ホール」
（事務局会議	3月13日（金）	9時00分「602会議室」

- 7 閉会

令和8年2月定例教育委員会 教育長報告

令和8年2月25日

1	日	
2	月	全協
3	火	市校長会 市長表敬訪問(ショパン国際ピアノコンクール)校長面談
4	水	
5	木	人権教育研修会
6	金	校長面談
7	土	
8	日	
9	月	諏訪美術会来訪 不登校連絡会 総合教育会議
10	火	校長面談
11	水	
12	木	地域経営会議
13	金	校長面談 全協
14	土	
15	日	公民館分館職員研修会
16	月	中諏校長教頭会
17	火	博物館協議会 図書館協議会
18	水	予算発表 市長表敬訪問(バッハコンクール)
19	木	議会運営委員会
20	金	幼保小連携教育まとめの会
21	土	
22	日	
23	月	
24	火	議会開会
25	水	定期監査報告会 市民館取締役会
26	木	
27	金	こども読書推進会議
28	土	

学校教育課

3月行事予定

報告第2号

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
2	月	諏訪地方市町村教育委員会連絡協議会連絡会	9:00～11:00	諏訪教育会館	教育長、教育長職務代理者
2	月	臨時教育委員会	17:00～17:30	教育長室	教育長、教育委員
13	金	教育委員会事務局会議	9:00～9:30	市役所 6階 602会議室	教育長
17	火	小学校卒業式	8:40～	各小学校	教育長、教育委員
18	水	中学校卒業式	8:30～	各中学校	教育委員
25	火	新任校長辞令交付式・着任式打合せ	14:30～15:00	市役所 7階 705会議室	教育長、教育委員
25	火	退任、転任・昇任 校長及び教頭送別式	16:00～17:00	市役所 8階 大ホール	教育長、教育委員
26	木	定例教育委員会	9:30～11:00	市役所 8階 大ホール	教育長、教育委員

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

こども課 3月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
2	月	保育園おはなし会	9:15～10:00	金沢地区こども館	
3	火	えほんとなかよし	10:30～11:30	ちの地区こども館	
3	火	おおきくなったね運動会	11:00～12:00	こども館0123広場	
3	火	こども家庭相談日(17日も開催)	10:00～16:00	こども館0123広場	
4	水	縄文キッズワールドで遊ぼう(11・18日も開催)	10:30～11:30	豊平地区こども館	
4	水	茅野市こども・家庭応援会議	19:00～20:30	8階大ホール	教育長、伊藤教育委員
5	木	こども関連施設職員コンプライアンス研修(9日も開催)	9:30～11:30	8階大ホール	
5	木	おりがみ教室	14:30～16:30	ちの地区こども館	
7	土	おはなし会・つくってあそぼう	10:30～12:00	玉川地区こども館	
10	火	おはなし0123『ぐりとぐら』	11:15～11:30	こども館0123広場	
12	木	未就園児親子おはなし交流会「きいろいさくらんぼ」	10:20～11:30	泉野地区こども館	
12	木	未就園児の集い“キラキラ星”「手形・足形でカレンダーを作ろう！」	10:00～11:15	北山地区こども館	
14	土	まるごとほりであそびたい ボードゲーム大会	10:00～11:30	泉野地区こども館	
16	月	みんなでワイワイお楽しみ会	14:30～16:00	米沢地区こども館	
17	火	いっしょにあそぼう	15:15～15:40	こども館0123広場	
18	水	「米沢育児相談会」未就園児の集い “天使のえくぼ”	10:00～11:30	米沢地区こども館	
18	水	春休み寺子屋教室(19日も開催)	9:30～11:30	米沢地区こども館	
19	木	やまびこ園修了の会	10:15～	やまびこ園	
24	火	おはなし0123『ぐるんぱ』	11:15～11:30	こども館0123広場	
25	水	縄文キッズワールドで遊ぼう	10:30～11:30	豊平地区こども館	
25	水	夢のおひさまけんきゅ〜じょ(未就園児の集い)湖東♪そつコン♪	10:00～11:00	湖東地区こども館	
31	火	てがたの日	10:00～18:00	こども館0123広場	

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

幼児教育課 3月行事予定

[illegible]

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

生涯学習課 3月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
3	火	茅野市男女共同参画推進会議	18:30～	8階大ホール	
4	水	ファーストブックプレゼント	12:40～13:30	健康管理センター	
10	火	茅野市社会教育委員の会議	10:00～12:00	8階大ホール	教育長
18	水	ファーストブックプレゼント	12:40～13:30	健康管理センター	
22	日	ロングモント市・茅野市姉妹都市交流事業 選考会	10:00～、13:00～	議会棟大会議室ほか	
23	月	「男女共同参画をテーマにした川柳」表彰式	17:00～	8階大ホール	

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。



劇場で つくる楽しさ!

舞台の裏方「おしごと」体験



はたらく姿、
かっこいい!

劇場で楽しむ舞台。そんな舞台づくりの「おしごと」を、地域の小学生が体験するワークショップ「はたらく劇場探検隊」が、12月に開かれました。マルチホールを会場に、午前中は舞台の背景となる絵を制作する「美術体験」。午後は実際に劇をつくる「本番スタッフ体験」を行いました。

講師は、子育てに向き合いながら第一線で活躍する舞台人のみなさんと、市民館の技術スタッフ・サポーター。子どもたちは音響、照明、舞台を動かす装置に触れながら、さまざまな仕事を学び、キッズ演出部として劇づくりに参加しました。小道具や大道具、パトンの上げ下げやスモークなど、役割はさまざま。みんなで協力してひとつの舞台をつくり、上演しました。



工夫して...

舞台って、
おたがいの
思いやりで
できている!

夢中に
なってる...



みんな
仕事仲間
になったね!

茅野市民館 指定管理者
株式会社地域文化創造



〒391-0002

長野県茅野市塚原一丁目1番1号

TEL 0266-82-8222

FAX 0266-82-8223

休館日：火曜日（祝日の場合、翌平日）

年末年始（12/29～1/3）

開館時間 9:00～20:00

※施設利用のある場合は22:00まで

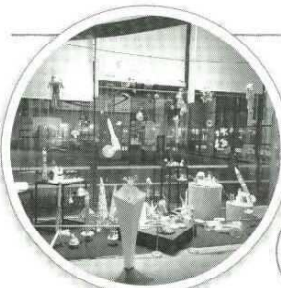
図書室 9:00～19:00

<http://www.chinoshiminkan.jp/>



茅野市民館「劇場を楽しもう!」関連提携事業 「はたらく劇場探検隊」in 茅野市民館

企画・主催：一般社団法人ドリフターズ・インターナショナル
助成：独立行政法人 国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金助成活動」
提携：茅野市民館指定管理者 株式会社地域文化創造



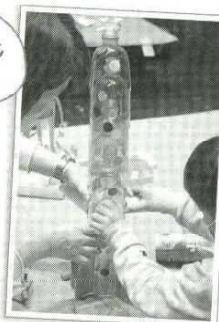
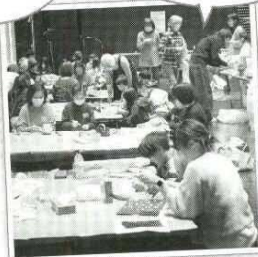
みんなで宇宙をつくりました

アート楽しみ隊 vol.34 「市民館で宇宙をつくらう!」

みんなの
「宇宙アート」を
集めて展示!

子どもも大人も
本気でつくる!

アートを身近で楽しむ「アート楽しみ隊」。1月に「市民館で宇宙をつくらう!」を開催しました。満員御礼となったこのワークショップ。参加者のみなさんが自由な発想で、思い思いの「宇宙アート」を作りました。



日	曜日	催 物	会 場	開 演	料 金	お問い合わせ
1	日	小さな子どものすてきな時間 その11 人形劇屋たくたく堂「おおきくなあれ!」	アトリエ	①10:00 ②11:30	こども(0歳から)500 おとな 1,200 ペア(こども1+おとな1) 1,500	茅野市民館 0266-82-8222
7	土	すわ湖市民劇場 3月例会 劇団NLT公演 ミュージカル「O.G. II」	マルチホール	17:00	会費3,000 入会金1,500	すわ湖市民劇場 0266-78-7593
8	日	みやきフルート・ピアノ教室 発表会	コンサートホール	14:00	無料	みやきフルート・ピアノ教室 080-1112-9215
13	金	諏訪地域合同就職説明会	マルチホール	午前の部 9:30 午後の部 14:00	無料	諏訪地域労務対策協議会 0266-52-2155
14	土	Learning Tree英語・学習教室発表会	コンサートホール	13:30	無料 (関係者のみ)	藤森 090-8942-5527
15	日	寿花弥久義社中 春の踊り (第33回発表会)	コンサートホール	13:00	無料	大澤久子 080-5109-2236
20	金	富士見・原合唱クラブ第二回定期演奏会	コンサートホール	13:30	無料	富士見・原合唱クラブ mail@fujimihara-chorus.club
22	日	まきオペレッタスクール第5回公演 「眠れる森の美女」くるみ割り人形(抜粋)	コンサートホール	①11:00 ②14:30	無料	まきオペレッタスクール主宰 藤澤 080-5109-2231
22	日	茅野おやこ劇場 3月の会 チリンとドロン「小さな家」	アトリエ	14:00	無料 (会員のみ)	茅野おやこ劇場 chino_oyako_gekijyou@yahoo.co.jp
28 ・ 29	土 ・ 日	茅野市民館「劇場を楽しもう!」 シアターランポン公演「テリヤキ」	マルチホール (特設会場)	28日14:00、19:00 29日14:00	一般3,000 学生1,500 (当日500増) ※未就学児入場不可	茅野市民館 0266-82-8222

茅野市美術館

29	日	令和7年度 茅野市美術館 常設展 第4期収蔵作品展「響きあう風景と記憶」	常設展示室	9:00-19:00	無料	茅野市美術館 0266-82-8222
11 ・ 16	水 ・ 月	茅野公平写真展 白い海峡オホーツク 『網走〜知床四季の風』	市民ギャラリー	9:00-17:00 (初日12:00- 最終日15:00)	無料	茅野 090-3565-8014
15	日	茅野市美術館 第4期収蔵作品展 関連企画 学芸員によるギャラリートーク	常設展示室	11:00	無料	茅野市美術館 0266-82-8222
18 ・ 22	水 ・ 日	セイコーエプソン社友会 写真同好会 写遊四季 第20回写真展	市民ギャラリー	10:00-17:00 (初日12:00-)	無料	金子亨 0263-51-1271
25 ・ 30	水 ・ 月	写遊会赤とんぼ写真展	市民ギャラリー	10:00-17:00 (初日12:00- 最終日15:00)	無料	茅野 090-3565-8014

2026.2.5 現在

チケット情報

茅野市民館「劇場を楽しもう!」
シアターランポン公演「テリヤキ」

劇場に親しむ体験をお届けする、茅野市民館「劇場を楽しもう!」。松本を拠点に活動する劇団・シアターランポンの演劇公演「テリヤキ」を開催します。マルチホールに特設する小劇場スタイルによる上演です。

3/28(土) ① 14:00 ② 19:00 ◎
3/29(日) ③ 14:00 ★

※開場は開演の30分前
②◎...日本語字幕鑑賞支援サービスあり
③★...「アフターバックステージツアー」あり

会場 マルチホール ＊特設会場
チケット料金〈全席自由〉
一般：前売3,000円、当日3,500円
学生：前売1,500円、当日2,000円
※定員：各回100名
※未就学児入場不可

主催：一般社団法人シアターランポン、NPO法人サポートC、茅野市民館指定管理者 株式会社地域文化創造

茅野市民館・茅野市美術館 長野県茅野市塚原一丁目1番1号 休館日：火曜日(祝日の場合、翌平日)、年末年始(12/29～1/3)

※内容・時間等が変更となる場合があります。詳しくは各主催者へお問合せください。

◎最新情報：茅野市民館ウェブサイト「イベントスケジュール」(月別) <http://www.chinoshiminkan.jp/schedule/index.html>

生涯学習課・図書館 3月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
7	土	012おはなし会	10:30～11:00	図書館2階おはなしの部屋	
7	土	おはなしわ～んど	11:00～11:30	図書館2階おはなしの部屋	
7	土	にじいろのろうそく	11:30～12:00	図書館2階おはなしの部屋	
12	木	どんぐりちいさなおはなし会	10:45～11:15	図書館1階どんぐり図書室	
14	土	紙芝居だいすき！	10:30～11:00	図書館2階おはなしの部屋	
17	火	パネルシアターであそぼう	10:45～11:15	図書館1階どんぐり図書室	
21	土	012おはなし会	10:30～11:00	図書館2階おはなしの部屋	
21	土	おはなしわ～んど	11:00～11:30	図書館2階おはなしの部屋	
21	土	おなかのあかちゃんおはなし会	11:30～12:00	図書館2階おはなしの部屋	
27	金	月末整理休館日			
28	土	012おはなし会	10:30～11:00	図書館2階おはなしの部屋	
28	土	おはなしわ～んど	11:00～11:30	図書館2階おはなしの部屋	

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

中央公民館 3月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
1	日	【ロビー展】高齢者大学冬の講座作品展(～3/3)	9:00～3日15:00	中央公民館	
2	月	茅野市公民館運営審議会臨時会	19:00～	中央公民館	
5	木	地域づくり講座「課題解決にはどんな力が必要？」	14:00～17:00	中央公民館	
6	金	地域づくり講座「社会的孤立の防ぎ方を学ぶ」	13:30～16:30	中央公民館	
6	金	筋膜リリース&バレトン講座(全4回3回目)	19:00～20:30	中央公民館	
8	日	【ロビー展】書写サークル・かきかたサークル作品発表展(～3/14)	9:00～14日正午	中央公民館	
13	金	筋膜リリース&バレトン講座(全4回4回目)	19:00～20:30	中央公民館	
19	木	こども茅野学講座(春やすみこども体験教室)「古民家カフェ店主に聞く！私たちのまちのことと料理のこと」	10:30～13:00	中央公民館	
25	水	第4回茅野市公民館運営審議会	9:00～	中央公民館	教育長
26	木	こども茅野学講座(春やすみこども体験教室)「古民家カフェ店主に聞く！私たちのまちのことと料理のこと」	10:30～13:00	中央公民館	

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

文化財課・尖石縄文考古館

3月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
21	土	国宝「土偶」ギャラリートーク	13:30～14:15	尖石縄文考古館	

◎ 定例教育委員会資料

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

文化財課・八ヶ岳総合博物館/神長官守矢史料館 3月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
	活動中	市民研究員養成講座(植物グループ、コケグループ、キノコグループ、シダグループ、実験工作グループ、天文グループ、語り伝承グループ)	随時	八ヶ岳総合博物館ほか	全7グループ、月1回程度
	活動中	子ども自然研究クラブ、子ども科学工作クラブ	随時	八ヶ岳総合博物館ほか	月1回程度
	公開中	モバイルプラネタリウム公開 3月「衛星コンステレーション」(土日祝)	10:30～11:15、 13:30～14:15	八ヶ岳総合博物館	
	開催中	博物館活動発表展(14日まで)	9:00～16:30	八ヶ岳総合博物館	
3日	火	皆既月食観察会	18:30～20:30	八ヶ岳総合博物館	
7日	土	さきおりでランチョンマット(8日)	10:00～11:30、 13:00～14:30	八ヶ岳総合博物館	
8日	日	昼の星を見る会	10:00～11:00	北部中学校天体ドーム (北部生涯学習センター)	
14日	土	星空観望会	19:00～20:30	北部中学校天体ドーム(北部生涯学習センター)	
14日	土	博物館活動発表展イベントデー	9:00～16:30	八ヶ岳総合博物館	
22日	日	古文書相談会	10:30～正午	八ヶ岳総合博物館	
22日	日	古文書研究会	13:30～15:30	八ヶ岳総合博物館	

教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。
、開催日、終了日を記入してください。

スポーツ健康課 3月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
2	月	部活動地域展開に向けた茅野市登録地域クラブ説明会	18:30～	総合体育館第1会議室・ミーティング室	
19	木	第12回スポーツ推進委員会	19:30～	総合体育館第1会議室	
28	土	茅野市運動公園ゴルフ練習場オープン	9:00～	ゴルフ練習場	

- ①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。
 ②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

■ 共催・後援行事一覧(令和8年1月17日～令和8年2月12日受付分) ■

報告第3号

生涯学習課

No. 1

番号	行 事 名	期 日	申請者		共催、後援	市、教育委員会 の区別	備考 (申請日)
			団体名	代表者	後援		
1	子供たちの心身における健全な発達の為の自然体験活動推進事業「ワクワク自然体験あそび・ボーイスカウトの工作&ゲーム」	令和8年2月15日(日)12時～16時	ボーイスカウト茅野第1団		後援	教育委員会	1/19
2	原発と再生エネルギーを考える講演会	令和8年3月21日(土)	脱原発ハケ岳連絡会		後援	教育委員会	1/19
3	河西絢子ヴァイオリンリサイタル2026	令和8年7月12日(日)14時開演	スズキ・メソード茅野支部		後援	市・教育委員会	1/22
4	オンラインセミナー「お小遣いの渡し方セミナー」	令和8年4月1日(水),3日(金)4日(土),5日(日)	Uruoiラボ		後援	教育委員会	1/25
5	春のチノリカ!車を作ろう!～風の力で走る車を作ろう!世界にひとつのウィンドカー!～	令和8年3月28日(土)14時～17時	公立諏訪東京理科大学 学生サークルチノリカ		後援	教育委員会	1/26
6	誕生85周年記念 トムとジェリー展 君が笑うと、僕も笑っちゃう	令和8年9月12日(土)～10月4日(日)	株式会社社長野放送		後援	市・教育委員会	1/28
7	第39回わんぱく相撲諏訪圏大会	令和8年5月23日(土)9時～16時30分	公益社団法人 諏訪圏青年会議所		後援	市・教育委員会	1/30
8	寿花弥久義社中 第33回発表会「春の踊り」	令和8年3月15日(日)13時～	寿花弥久義社中		後援	教育委員会	2/2
9	2026すわ地方憲法フェスティバル	令和8年5月2日(土)10時～17時	諏訪地方憲法フェスティバル運営委員会		後援	市・教育委員会	2/6
10	干し場でマルシェ2026	令和8年2月22日(日)	凍みでつながるプロジェクト		後援	市・教育委員会	2/6

■ 共催・後援行事一覧(令和8年1月17日～令和8年2月12日受付分) ■

生涯学習課

No. 2

番号	行 事 名	期日	申請者		共催、後援 の区別	市、教育委員会 の区別	備考 (申請日)
			団体名				
11	子供にも教えたくなる年金とお金の勉強会	令和8年4月25日（土）、5月23（土）	一般社団法人 日本ライフサステイナビリティ協会		後援	教育委員会	2/4
12	きらきらママのお店やさん	令和8年3月7日（土）	繋inc.		後援	教育委員会	2/9
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

■共催・後援行事一覧(令和8年1月21日～令和8年2月20日受付分)■

スポーツ健康課

番号	行 事 名	期 日	申請者		共催、後援 の区別	市、教育委員会 の区別	受付日	会場
			団体名					
1	バレーボール体験会	2月24日	Nexway SC BOARS		後援	教育委員会	1/21	茅野市泉野小学校
2	茅野シティホール主催～子どもの思い出つくり隊～ バスケットボールクリニック	3月25日	茅野シティホール		後援	教育委員会	1/21	茅野市総合体育館 (サブ体育館)
3								
4								
5								
6								

令和8年3月定例会一般質問通告一覧表

No.1

発言 順序	発言者氏名	件 名	発言を求める者
1	4 番 佐々木美智子	1 みんなで育てる持続可能な公共交通の次段階	市長、 部長
		2 サブカルチャーを活用した「若者に選ばれるまち」や「誰もが生きやすいまち」の実現に向けて	市長、 部長
2	13 番 樋口敏之	3 公共温泉施設の運営状況について	市長、 部長
3	6 番 木村明美	4 気象情報の変化を踏まえた市の危機管理と市民意識醸成について	市長、 部長
4	1 番 両角直樹	5 令和8年度以降の行財政改革の取組について	市長、教育長、 部長
5	15 番 伊藤勝	6 消防団再編のその後について	市長、 部長
		7 中学校部活動の地域展開について	市長、教育長、 部長
6	7 番 竹内巧	8 観光振興の進め方	市長、政策監、 部長
7	8 番 木村かほり	9 茅野市における組織改正と公民館制度の今後について	市長、教育長、 部長
		10 「CHUKOらんどチノチノ」の機能強化による中高生・若者支援の推進について	市長、教育長、 部長
8	2 番 梯泰弘	11 社会構造と災害リスクの変化を踏まえた茅野市都市計画の総括と将来に向けた見直しの方向性について	市長、 部長
9	11 番 机博文	12 県立高校再編の進捗状況と市の関与について	市長、教育長、 部長
		13 「こども誰でも通園制度」の運用について	市長、教育長、 部長
10	5 番 渋澤務	14 地域間幹線バス「岡谷茅野線」について	市長、 部長
		15 茅野市消防団総合計画の検証について	市長、 部長

※各日、1名あたりの持ち時間は、1時間以内です。午前10時から開会し、午前は2名、午後は1時から再開し、4名とします。後続者は前者に引き続きの時間帯となります。3日目は質問者数により変更があります。

令和8年3月定例会一般質問通告一覧表

No.2

発言 順序	発言者氏名	件 名		発言を求める者
11	3 番 向 山 平 和	16	小学校給食費の無償化について	市長、教育長、 部長
		17	特定健診について	市長、 部長
12	9 番 両 角 実 晃	18	長野県宿泊税の活用について	市長、政策監、 部長
13	14 番 野 沢 明 夫	19	地区コミュニティセンターの機能と職員体制について	市長、 部長
		20	茅野市物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金についての補正予算の専決処分と議会对応について	市長、 部長
14	16 番 望 月 克 治	21	「ハケ岳西麓りんご生産アカデミー」について	市長、 部長
		22	茅野市内の外国籍市民への対応について	市長、 部長
		23	デジタル田園健康特区の現状と今後について	市長、政策監、 部長

※各日、1名あたりの持ち時間は、1時間以内です。午前10時から開会し、午前は2名、午後は1時から再開し、4名とします。後続者は前者に引き続きの時間帯となります。3日目は質問者数により変更があります。

【教育委員会関係】令和８年３月定例会一般質問通告一覧表

質問 番号	発言者氏名	件 名		発言を求める者
7	伊藤 勝	中学校部活動の地域展開について		市長 教育長 部長 ※学校教育課、 スポーツ健康課
		小項目	(１) 保護者の経済的負担、送迎に係る負担に対する	
			(２) 部活動の地域展開と社会体育との関係は	
			(３) 教育的視点はどのように引き継ぐのか	
9	木村かほり	茅野市における組織改正と公民館制度の今後について		市長 教育長 部長 ※生涯学習課、 「パートナーシップ」のまち づくり推進課
		小項目	(１) 組織改正の目的と公民館の役割や位置づけについて	
			(２) 改正による業務効率化および行政内の連携による効果について	
			(３) 公民館制度の維持と生涯学習都市宣言の理念継続について	
10		「CHUKOらんどチノチノ」の機能強化による中高生・若者支援の推進について		市長 教育長 部長 ※こども課
		小項目	(１) 「CHUKOらんどチノチノ」の相談や社会参加支援の現状について	
			(２) 「CHUKOらんどチノチノ」の機能強化について	
			(３) 横断的連携の推進について	
12	机 博文	県立高校再編の進捗状況と市の関与について		市長 教育長 部長
		小項目	(１) 県立高校再編に期待することは	
			(２) 再編に対し、市としてどのように関わることができるのか	
13		「こども誰でも通園制度」の運用について		教育長 部長
		小項目	(１) 茅野市での実施方法について	
			(２) 現状の課題と今後の方向性について	

質問 番号	発言者氏名	件 名		発言を求める者
16	向山 平和	小学校給食費の無償化について		市 長 教育長 部 長 ※学校教育課
		小項目	(1) 国の制度及び国の財政負担はどのようになっていますか	
			(2) 国の財政負担と茅野市の2026年度の小学校の給食費との差額、一食当たり及び一人当たり年額はいくらになりますか	
			(3) アレルギー、不登校などの理由で給食を停止している児童への対応は	
			(4) 保護者への説明はどのように行っていますか	
			(5) 保護者負担をゼロとする考えはありますか	
19	野沢 明夫	地区コミュニティセンターの機能と職員体制について		市 長 部 長 ※パートナーシップのまちづくり推進課、生涯学習課
		小項目	(1) 業務見直しの影響はあるか、またその効果は	
			(2) 地域の活力を活用した運営とは具体的に何か	
			(3) 他の公共施設との複合化の具体化策は	
			(4) 公民館の部局移管変更に伴う業務変更や影響はあるか	

令和８年茅野市議会３月定例会議案

- 議案第 1 号 令和７年度茅野市一般会計補正予算（第７号）の専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 2 号 令和７年度茅野市一般会計補正予算（第８号）の専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 3 号 権利の放棄について
- 議案第 4 号 令和７年度永明小中学校メイングラウンド等整備工事（債務負担）の請負契約について
- 議案第 5 号 令和６年度交付金永明地区２級２６号線交差点改良工事（債務負担）の変更請負契約について
- 議案第 6 号 市道路線の認定について（玉川長峰地籍）
- 議案第 7 号 市道路線の廃止について（玉川長峰地籍）
- 議案第 8 号 市道路線の廃止について（湖東須栗平地籍）
- 議案第 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 10 号 茅野市監査委員選任の同意を求めることについて
- 議案第 11 号 茅野市公告式条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 茅野市非常勤の特別職の職員の費用弁償に関する条例について
- 議案第 14 号 茅野市職員等の旅費に関する条例について
- 議案第 15 号 地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 茅野市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 茅野市宿泊税交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例について
- 議案第 18 号 茅野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19 号 茅野市学童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 議案第 20 号 茅野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議案第 21 号 茅野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 22 号 茅野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23 号 茅野市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 24 号 令和７年度茅野市一般会計補正予算（第９号）について
- 議案第 25 号 令和８年度茅野市一般会計予算について
- 議案第 26 号 令和８年度茅野市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 27 号 令和８年度茅野市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 28 号 令和８年度茅野市水道事業会計予算について
- 議案第 29 号 令和８年度茅野市下水道事業会計予算について
- 議案第 30 号 令和８年度茅野市米沢鋳物師屋財産区特別会計予算について
- 議案第 31 号 令和８年度茅野市湖東白井出財産区特別会計予算について
- 議案第 32 号 令和８年度茅野市豊平下菅沢財産区特別会計予算について
- 議案第 33 号 令和８年度茅野市泉野大日影財産区特別会計予算について

8 議案第 1 号

令和 7 年度茅野市一般会計補正予算（第 7 号）の専決
処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項
の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

茅 野 市 長 今 井 敦

専決第 17 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項
の規定により、専決処分する。

1 令和 7 年度茅野市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年 12 月 25 日

茅 野 市 長 今 井 敦

理

由

令和 7 年度国の補正予算の成立を受け、「強い経済」を実現する総合経済対策に盛り込まれた生活の安全保障及び物価高への対応について、事業を早急に実施する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

専決第17号

令和7年度

茅野市一般会計補正予算書

附 予算事項別明細書

(第7号)

専 決 第 17 号

令和7年度茅野市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度茅野市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ627,866千円を追加し、歳入歳出それぞれ32,186,678千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月25日 専 決

茅 野 市 長 今 井 敦

第 1 表 歲入 歲出 算補正

歳入	
款	項
15 国庫支出金	
	2 国庫補助金
歳入	合計

(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
3, 886, 919	627, 866	4, 514, 785
1, 596, 555	627, 866	2, 224, 421
31, 558, 812	627, 866	32, 186, 678

出 歲

款	項
3 民生費	
	2 児童福祉費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
7 商工費	
	1 商工費
10 教育費	
	2 小学校費
	3 中学校費
13 諸支出金	
	1 公営企業費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
9, 929, 822	175, 793	10, 105, 615
4, 287, 831	175, 793	4, 463, 624
2, 246, 649	67, 566	2, 314, 215
1, 436, 220	67, 566	1, 503, 786
1, 500, 411	304, 537	1, 804, 948
1, 500, 411	304, 537	1, 804, 948
3, 715, 776	1, 537	3, 717, 313
1, 858, 848	897	1, 859, 745
441, 491	640	442, 131
8, 328	78, 433	86, 761
8, 328	78, 433	86, 761
31, 558, 812	627, 866	32, 186, 678

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括表

歳入					(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計			
1 市税	9,100,000		9,100,000			
2 地方譲与税	391,000		391,000			
3 利子割交付金	5,000		5,000			
4 配当割交付金	45,000		45,000			
5 株式等譲渡所得割交付金	47,000		47,000			
6 法人事業税交付金	131,000		131,000			
7 地方消費税交付金	1,527,000		1,527,000			
8 ゴルフ場利用税交付金	57,000		57,000			
9 環境性能割交付金	41,000		41,000			
10 地方特例交付金	60,482		60,482			
11 地方交付税	7,408,628		7,408,628			
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000			
13 分担金及び負担金	127,781		127,781			
14 使用料及び手数料	295,438		295,438			
15 国庫支出金	3,886,919	627,866	4,514,785			
16 県支出金	1,560,382		1,560,382			
17 財産収入	83,656		83,656			
18 寄附金	753,858		753,858			
19 繰入金	803,508		803,508			
20 繰越金	888,004		888,004			
21 諸収入	1,619,662		1,619,662			
22 市債	2,718,494		2,718,494			
歳入合計	31,558,812	627,866	32,186,678			

歳 出 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源				内 訳
				特 定 地 方 債			そ の 他	
				財 源				
				国 県 支 出 金	地 方 債	一 般 財 源		
1 議会費	182,248		182,248					
2 総務費	6,021,666		6,021,666					
3 民生費	9,929,822	175,793	10,105,615	175,793				
4 衛生費	2,246,649	67,566	2,314,215	67,566				
5 労働費	89,628		89,628					
6 農林水産業費	566,727		566,727					
7 商工費	1,500,411	304,537	1,804,948	304,537				
8 土木費	3,137,326		3,137,326					
9 消防費	1,018,129		1,018,129					
10 教育費	3,715,776	1,537	3,717,313	1,537				
11 災害復旧費	29,602		29,602					
12 公債費	3,096,500		3,096,500					
13 諸支出金	8,328	78,433	86,761	78,433				
14 予備費	16,000		16,000					
歳 出 合 計	31,558,812	627,866	32,186,678	627,866				

2 歳 入

款 15 国庫支出金

款	項	科 目		補正前の額	補 正 額	計	節	
		目	目				区 分	金 額
15	国庫支出金	国庫	支出金	3, 886, 919	627, 866	4, 514, 785		
2	国庫補助金	国庫	補助金	1, 596, 555	627, 866	2, 224, 421		
1	総務費国庫補助金	国庫	補助金	639, 685	78, 433	718, 118	6 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	78, 433
2	民生費国庫補助金	国庫	補助金	195, 941	175, 793	371, 734	12 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	5, 750
3	衛生費国庫補助金	国庫	補助金	53, 805	67, 566	121, 371	7 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	67, 566
5	商工費国庫補助金	国庫	補助金	6, 896	304, 537	311, 433	2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	304, 537
7	教育費国庫補助金	国庫	補助金	132, 520	1, 537	134, 057	7 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1, 537
計				31, 558, 812	627, 866	32, 186, 678		

(単位：千円)

説 明	
物産高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	78, 433
物産高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	5, 750
物産高対応子育て応援手当支給事業費補助金	170, 043
物産高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	67, 566
物産高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	304, 537
物産高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1, 537

3 歳 出

款 3 民生費

(単位：千円)

款	項目	科	目	事業	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
								特定財源	一般財源	その他
								国県支出金	地方債	その他
3	民生費				9,929,822	175,793	10,105,615	175,793		
	児童福祉費				4,287,831	175,793	4,463,624	175,793		
	1 児童福祉総務費				431,103	175,793	606,896	175,793		
	[12] 物価高対応子育て応援手当支給事業費				0	170,043	170,043	170,043		(国)物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 170,043
	[13] 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯)支給事業費				0	5,750	5,750	5,750		(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 5,750

款 4 衛生費

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
款 項 目	事 業				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他
4	衛生費	2,246,649	67,566	2,314,215	67,566		
	1 保健衛生費	1,436,220	67,566	1,503,786	67,566		
	1 保健衛生総務費	918,198	67,566	985,764	67,566		
	[7]諏訪中央病院組合負担金	756,417	67,566	823,983	67,566		
					(国) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 67,566		

3-2-1 兒童福祉總務費

款3民生費 項2兒童福祉費 ～ 款4衛生費 項1保健衛生費

款 7 商工費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
					特 定 財 源	一 般 財 源
款 項	目 事 業				国 庫 支 出 金	地 方 債 そ の 他
7	商工費	1,500,411	304,537	1,804,948	304,537	
1	商工費	1,500,411	304,537	1,804,948	304,537	
2	商業振興費	19,142	304,537	323,679	304,537	
【1】商店街等活性化事業費		6,601	304,537	311,138	304,537	(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 304,537

款 10 教育費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款項目	事業				特定財源	一般財源
10	教育費	3,715,776	1,537	3,717,313	1,537	国県支出金 地方債 その他
2	小学校費	1,858,848	897	1,859,745	897	
1	学校管理費	511,031	897	511,928	897	
	[7] 小学校給食関連費	170,975	897	171,872	897	(国) 物産高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
3	中学校費	441,491	640	442,131	640	897
1	学校管理費	273,979	640	274,619	640	
	[7] 中学校給食関連費	89,902	640	90,542	640	(国) 物産高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
						640

款 13 諸支出金

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
款 項 目	事 業				国庫支出金	地方債	その他
13 諸支出金		8,328	78,433	86,761	78,433		
1 公営企業費		8,328	78,433	86,761	78,433		
1 公営企業支出金		8,328	78,433	86,761	78,433		

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一 般 職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	1,186	975,700	1,912,899	1,275,112	4,163,711	791,526	4,955,237	
補 正 前	1,186	975,700	1,912,899	1,274,887	4,163,486	791,526	4,955,012	
補 正 額				225	225		225	

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	45,383	551,920	368,762	31,246	17,686	1,353
	補 正 前	45,383	551,920	368,762	31,246	17,686	1,353
	補 正 額						
	区 分	特殊勤務 手 当	住居手当	超過勤務 手 当	管 理 職 手 当	退職手当	
	補 正 後	1,372	25,259	181,750	26,381	24,000	
	補 正 前	1,372	25,259	181,525	26,381	24,000	
	補 正 額			225			

8 議案第 4 号

令和 7 年度永明小中学校メイング라운드等整備工事（債務負担）の請負契約について

永明小中学校のメイング라운드等を整備するため、次のとおり請負契約をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年茅野市条例第 2 号）の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1	工 事 名	令和 7 年度永明小中学校メイング라운드等 整備工事（債務負担）
2	工 事 場 所	茅野市 塚原
3	契 約 の 方 法	事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）
4	契 約 金 額	金 2 7 9 , 5 1 0 , 0 0 0 円
5	契 約 保 証 金	金 2 7 , 9 5 1 , 0 0 0 円
6	契約の相手方	長野県茅野市塚原二丁目 1 4 番 2 6 号 株式会社 高見土建 代表取締役 高見 秀司

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

茅 野 市 長 今 井 敦



建設工事請負仮契約書

- 1 工 事 名 令和7年度 永明小中学校メイングラウンド等整備工事（債務負担）
- 2 工 事 場 所 茅野市 塚原
- 3 工 期 令和8年3月茅野市議会議決の日から
令和9年3月31日まで
- 4 請 負 代 金 額 金 279,510,000 円
- 〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 25,410,000 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条
並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負
代金額に110分の10を乗じて得た額である。 〕
- 5 契 約 保 証 金 金 27,951,000 円
- 6 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり
- 7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負仮契約を締結するものとする。

なお、茅野市議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年2月6日

発 注 者

住 所
氏 名

長野県茅野市塚原二丁目6番1
茅 野 市 長 今 井



受 注 者

住 所
氏 名

長野県茅野市塚原二丁目26号
株 式 会 社 建
代 表 取 締 役 秀 司



総合評価落札方式による入札結果

令和8年1月20日 開札

工 事 名	令和7年度 永明小中学校メイングラウンド等整備工事（債務負担）
工事場所	茅野市 塚原

予定価格	280,520,000（税抜）
低入札価格調査基準価格	258,430,000（税抜）
失格基準価格	251,410,000（税抜）

入札者		入札書記載価格 （税抜）	価格点	価格以外 の評価点	総 合 評価点	備 考
1	泉建設 株式会社	280,000,000	83.04	7.50	90.54	
2	株式会社 カネトモ	251,080,000				失格
3	有限会社 国美工業	255,700,000	90.93	6.50	97.43	
4	株式会社 高見土建	254,100,000	91.50	8.50	100.00	落札候補者 （低入札価格調査対象）
5	株式会社 司建設	258,100,000	90.08	8.50	98.58	
6	株式会社 常富興業	258,000,000	90.12	7.00	97.12	
7	株式会社 東城組	271,700,000	85.57	7.50	93.07	
8	株式会社 平成	260,300,000	89.32	8.00	97.32	

低入札価格調査結果

落札候補者の応札額が低入札価格調査基準価格を下回っていたため、低入札価格調査を実施したところ、以下のとおり、契約の内容に適合した履行がされると判断し、落札者として決定した。

調査項目		調査結果	備 考
1	その価格により入札した理由の妥当性	適	
2	積算内訳書の妥当性	適	
3	工事費内訳書の妥当性	適	
4	手持ち資材の妥当性	適	調査対象外
5	資材購入先の妥当性		
6	手持ち機械からみた施工能力	適	
7	従事者の確保計画からみた施工能力	適	
8	工種別従事者配置計画からみた施工能力	適	
9	建設副産物の搬出処理からみた適正	適	
10	主任（監理）技術者の専任又は別途配置の適正	適	

令和7年度 永明小中学校メイングラウンド等整備工事(債務負担)の概要

1 目的

永明小学校及び永明中学校は、建築後45年以上が経過し、建物や設備の老朽化が著しい状況であるため、令和3年度から両校の建替え事業及び建替えに伴う周辺の公共施設や道路の整備事業を一体的に進めている。

令和6年度までに校舎棟及び社会体育館棟、サブグラウンドなどの学校敷地北側の工事が完了しており、現在はアリーナ棟を建築中である。

本工事は、学校敷地南側に位置している旧永明小学校跡地に、メイングラウンドや来校者駐車場を整備するものである。

2 工事内容

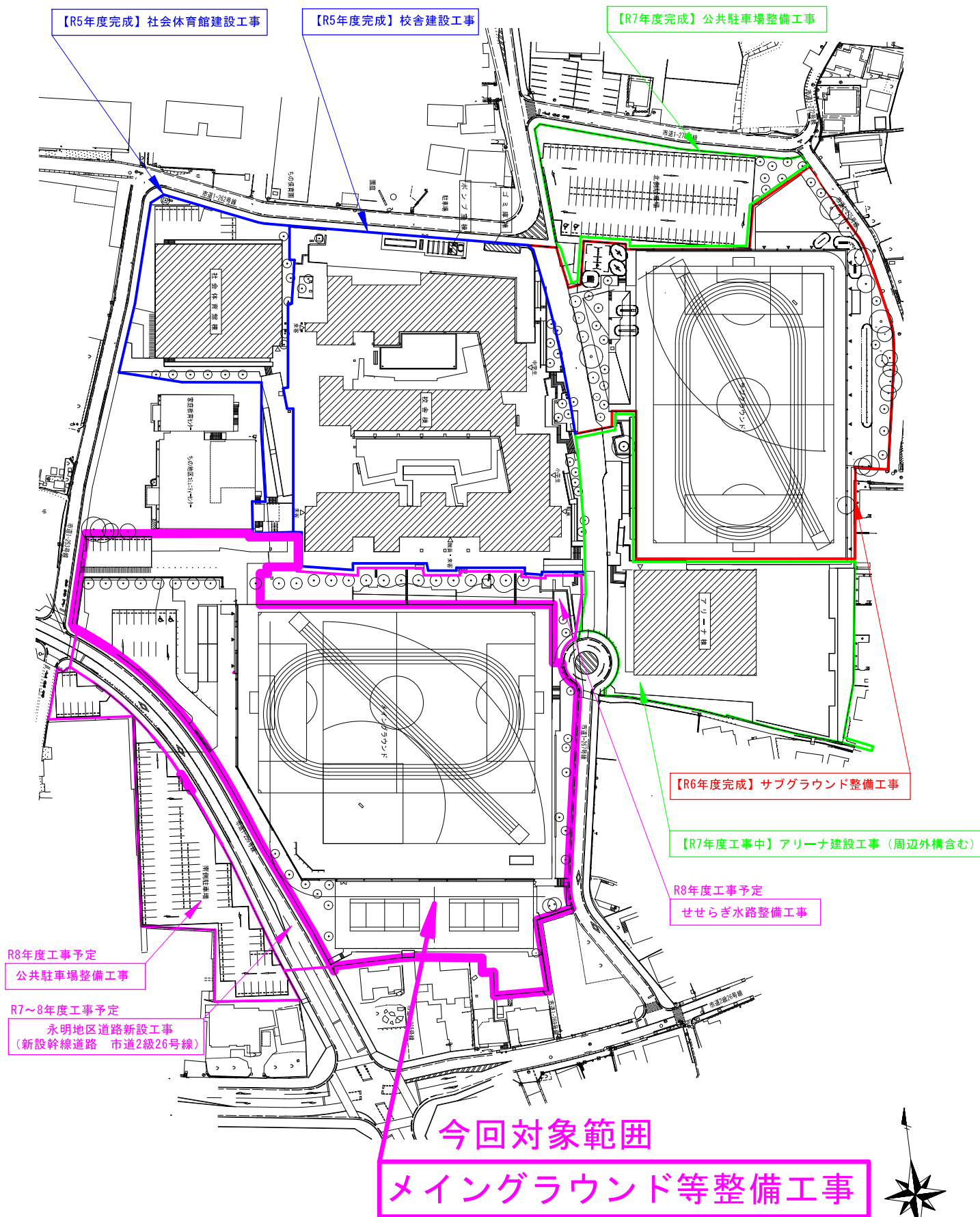
- ・ グラウンド整備 約 10,000 m² (クレイ系舗装-サブグラウンドと同じ)
- ・ テニスコート整備 約 1,570 m² (同上)
- ・ 防球ネット整備 L=181m (H=10m グラウンド用)
- ・ 防球フェンス整備 L=201m (H=4m テニスコート用)
- ・ 屋外スピーカー整備 4 台
- ・ 来校者用駐車場整備 約 1,400 m² (AS 舗装など)
- ・ 正門アプローチ等舗装整備 約 1,200 m² (AS 舗装など)

など

3 その他関連事業等(現在工事中、及び今後発注予定工事)

- ・ アリーナ棟建設工事 (現在工事中)
- ・ 旧永明小学校解体工事 (現在工事中)
- ・ せせらぎ水路整備工事
- ・ 公共駐車場整備工事
- ・ 永明地区道路新設工事(新設幹線道路 市道2級26号線)

※(現在工事中)の表記が無い場合は、今後工事予定



8 議案第 19 号

茅野市学童クラブ条例の一部を改正する条例について

茅野市学童クラブ条例（平成 22 年茅野市条例第 7 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

茅 野 市 長 今 井 敦

理

由

長野県諏訪養護学校の校名が変更となるため、本条例を提案します。

茅野市学童クラブ条例の一部を改正する条例

茅野市学童クラブ条例（平成22年茅野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「長野県諏訪養護学校」を「長野県諏訪支援学校」に、「諏訪養護学校」を「諏訪支援学校」に改める。

第2条の表中「茅野市養護学校学童クラブ」を「茅野市支援学校学童クラブ」に、「長野県諏訪養護学校内」を「諏訪支援学校内」に改める。

第3条中「諏訪養護学校」を「諏訪支援学校」に改める。

第5条第1号本文中「茅野市養護学校学童クラブ」を「茅野市支援学校学童クラブ」に、「諏訪養護学校」を「諏訪支援学校」に改め、同号ただし書中「諏訪養護学校」を「諏訪支援学校」に改め、同条第2号中「茅野市養護学校学童クラブ」を「茅野市支援学校学童クラブ」に改める。

第9条ただし書中「諏訪養護学校」を「諏訪支援学校」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

茅野市学童クラブ条例（平成22年茅野市条例第7号）新旧対照表

改正前		改正後	
茅野市学童クラブ条例 (趣旨)		茅野市学童クラブ条例 (趣旨)	
第1条 この条例は、昼間、保護者が就労等により家庭にいない茅野市立小学校及び長野県諏訪養護学校（以下「 <u>諏訪養護学校</u> 」という。）に通う児童及び生徒（以下「児童等」という。）に対し、正しい生活指導を行うとともに、児童等の健全育成を図ることを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を行うため、茅野市学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）を設置し、及び管理すること等に関し必要な事項を定めるものとする。		第1条 この条例は、昼間、保護者が就労等により家庭にいない茅野市立小学校及び長野県 <u>諏訪支援学校</u> （以下「 <u>諏訪支援学校</u> 」という。）に通う児童及び生徒（以下「児童等」という。）に対し、正しい生活指導を行うとともに、児童等の健全育成を図ることを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を行うため、茅野市学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）を設置し、及び管理すること等に関し必要な事項を定めるものとする。	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
茅野市第一永明小学校学童クラブ	茅野市塚原一丁目9番16号 ちの地区コミュニティセンター内	茅野市第一永明小学校学童クラブ	茅野市塚原一丁目9番16号 ちの地区コミュニティセンター内
茅野市第二永明小学校学童クラブ	茅野市塚原一丁目9番16号 ちの地区コミュニティセンター内	茅野市第二永明小学校学童クラブ	茅野市塚原一丁目9番16号 ちの地区コミュニティセンター内
茅野市第三永明小学校学童クラブ	茅野市塚原一丁目9番16号 ちの地区コミュニティセンター内	茅野市第三永明小学校学童クラブ	茅野市塚原一丁目9番16号 ちの地区コミュニティセンター内
茅野市第一宮川小学校学童クラブ	茅野市宮川4632番地 宮川小学校内	茅野市第一宮川小学校学童クラブ	茅野市宮川4632番地 宮川小学校内
茅野市第二宮川小学校学童クラブ	茅野市宮川4632番地 宮川小学校内	茅野市第二宮川小学校学童クラブ	茅野市宮川4632番地 宮川小学校内
茅野市第三宮川小学校学童クラブ	茅野市宮川4632番地 宮川小学校内	茅野市第三宮川小学校学童クラブ	茅野市宮川4632番地 宮川小学校内

茅野市米沢小学校学童クラブ	茅野市米沢4188番地 米沢小学校内	茅野市米沢小学校学童クラブ	茅野市米沢4188番地 米沢小学校内
茅野市豊平小学校学童クラブ	茅野市豊平2340番地 豊平小学校内	茅野市豊平小学校学童クラブ	茅野市豊平2340番地 豊平小学校内
茅野市第一玉川小学校学童クラブ	茅野市玉川3674番地 玉川小学校内	茅野市第一玉川小学校学童クラブ	茅野市玉川3674番地 玉川小学校内
茅野市第二玉川小学校学童クラブ	茅野市玉川3674番地 玉川小学校内	茅野市第二玉川小学校学童クラブ	茅野市玉川3674番地 玉川小学校内
茅野市第三玉川小学校学童クラブ	茅野市玉川3674番地 玉川小学校内	茅野市第三玉川小学校学童クラブ	茅野市玉川3674番地 玉川小学校内
茅野市第四玉川小学校学童クラブ	茅野市玉川3674番地 玉川小学校内	茅野市第四玉川小学校学童クラブ	茅野市玉川3674番地 玉川小学校内
茅野市第五玉川小学校学童クラブ	茅野市玉川3674番地 玉川小学校内	茅野市第五玉川小学校学童クラブ	茅野市玉川3674番地 玉川小学校内
茅野市泉野小学校学童クラブ	茅野市泉野2643番地 泉野小学校内	茅野市泉野小学校学童クラブ	茅野市泉野2643番地 泉野小学校内
茅野市金沢小学校学童クラブ	茅野市金沢1141番地 金沢小学校内	茅野市金沢小学校学童クラブ	茅野市金沢1141番地 金沢小学校内
茅野市湖東小学校学童クラブ	茅野市湖東4982番地 湖東小学校内	茅野市湖東小学校学童クラブ	茅野市湖東4982番地 湖東小学校内
茅野市北山小学校学童クラブ	茅野市北山4362番地 北山小学校内	茅野市北山小学校学童クラブ	茅野市北山4362番地 北山小学校内
茅野市中大塩学童クラブ	茅野市中大塩 8 番12号 中大塩保育園内	茅野市中大塩学童クラブ	茅野市中大塩 8 番12号 中大塩保育園内
茅野市養護学校学童クラブ	諏訪郡富士見町富士見116番地 1 長野県諏訪養護学校内	茅野市支援学校学童クラブ	諏訪郡富士見町富士見116番地 1 諏訪支援学校内
(対象児童等) 第3条 学童クラブを利用できる児童等は、茅野市立小学校（以下「小学校」という。）に在学する児童又は <u>諏訪養護学校</u> の小学部及び中学部に在学する市内在住の児童及び生徒であって、昼間、保護者が就		(対象児童等) 第3条 学童クラブを利用できる児童等は、茅野市立小学校（以下「小学校」という。）に在学する児童又は <u>諏訪支援学校</u> の小学部及び中学部に在学する市内在住の児童及び生徒であって、昼間、保護者が就	

劣等により家庭にいないもの又は適切な保護に欠けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めた児童等については、この限りでない。 第4条 [略] (開設時間) 第5条 学童クラブの開設時間は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (1) <u>茅野市養護学校学童クラブ</u> <u>諏訪養護学校</u>の下校時から午後5時まで。ただし、<u>諏訪養護学校</u>の休校日(前条各号に掲げる日を除く。)にあっては、午前8時30分から午後5時30分までとする。 (2) <u>茅野市養護学校学童クラブ</u>を除く学童クラブ 小学校の下校時から午後6時30分まで。ただし、小学校の休校日(前条各号に掲げる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時30分までとする。 第6条～第8条 [略] (利用料の納付) 第9条 学童クラブを利用する児童等の保護者は、利用料として児童等1人につき毎月4,100円を負担しなければならない。ただし、小学校又は<u>諏訪養護学校</u>の休校日(第4条各号に掲げる日を除く。)に利用する場合にあっては、利用した日数に児童等1人につき1日当たり600円を乗じて得た額を加算した額を負担しなければならない。 第10条及び第11条 [略] 附 則 [略]	劣等により家庭にいないもの又は適切な保護に欠けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めた児童等については、この限りでない。 第4条 [略] (開設時間) 第5条 学童クラブの開設時間は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (1) <u>茅野市支援学校学童クラブ</u> <u>諏訪支援学校</u>の下校時から午後5時まで。ただし、<u>諏訪支援学校</u>の休校日(前条各号に掲げる日を除く。)にあっては、午前8時30分から午後5時30分までとする。 (2) <u>茅野市支援学校学童クラブ</u>を除く学童クラブ 小学校の下校時から午後6時30分まで。ただし、小学校の休校日(前条各号に掲げる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時30分までとする。 第6条～第8条 [略] (利用料の納付) 第9条 学童クラブを利用する児童等の保護者は、利用料として児童等1人につき毎月4,100円を負担しなければならない。ただし、小学校又は<u>諏訪支援学校</u>の休校日(第4条各号に掲げる日を除く。)に利用する場合にあっては、利用した日数に児童等1人につき1日当たり600円を乗じて得た額を加算した額を負担しなければならない。 第10条及び第11条 [略] 附 則 [略]
---	---

8 議案第 2 0 号

茅野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
を定める条例について

茅野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め
る条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

茅 野 市 長 今 井 敦

理

由

子ども・子育て支援法の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を提案します。

茅野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援（法第30条の20に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる支給対象小学校就学前子どもの

区分ごとに、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

(1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども

(2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう

必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収書を交付しなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費（法第30条の20第1項に規定する乳児等支援給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等通園支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその

旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならな

い。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しな

なければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

8議案第24号

令和7年度

茅野市一般会計補正予算書

附 予算事項別明細書

(第9号)

令和 7 年度 茅 野 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 9 号 ）

令和 7 年度茅野市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 9 0 , 5 6 8 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 3 2 , 8 1 4 , 8 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令 和 8 年 2 月 2 4 日 提 出

茅 野 市 長 今 井 敦

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

歳入	款	項	補正前額	補正額	計
11 地方交付税			7,408,628	231,060	7,639,688
13 分担金及び負担金		1 地方交付税	7,408,628	231,060	7,639,688
			127,781	3,344	131,125
		1 分担金	21,548	3,344	24,892
15 国庫支出金			4,514,785	195,822	4,710,607
		1 国庫負担金	2,277,713	31,316	2,309,029
		2 国庫補助金	2,224,421	164,506	2,388,927
16 県支出金			1,597,939	59,006	1,656,945
		1 県負担金	896,433	15,588	912,021
		2 県補助金	480,669	43,418	524,087
18 寄附金			753,858	22,000	775,858
		1 寄附金	753,858	22,000	775,858
21 諸収入			1,619,662	336	1,619,998
		5 雑入	334,529	336	334,865
22 市債			2,718,494	79,000	2,797,494
		1 市債	2,718,494	79,000	2,797,494
	歳入	合 計	32,224,235	590,568	32,814,803

歳出

(単位：千円)

歳出	款	項	補正前額	補正額	計
2 総務費			6,059,223	253,421	6,312,644
		1 総務管理費	5,016,427	246,491	5,262,918
		3 戸籍住民基本台帳費	190,268	6,930	197,198
3 民生費			10,105,615	96,546	10,202,161
		1 社会福祉費	5,339,037	36,597	5,375,634
		2 児童福祉費	4,463,624	59,949	4,523,573
4 衛生費			2,314,215	47,305	2,361,520
		1 保健衛生費	1,503,786	1,005	1,504,791

款	項
	2 清掃費
6 農林水産業費	
	1 農業費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	2 道路橋梁費
9 消防費	4 都市計画費
	1 消防費
10 教育費	
	2 小学校費
	3 中学校費
	6 保健体育費
歳 出	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
810,429	46,300	856,729
566,727	47,000	613,727
486,033	47,000	533,033
1,804,948	94,783	1,899,731
1,804,948	94,783	1,899,731
3,137,326	32,000	3,169,326
1,294,809	0	1,294,809
1,347,353	32,000	1,379,353
1,018,129	17,513	1,035,642
1,018,129	17,513	1,035,642
3,717,313	2,000	3,719,313
1,859,745	0	1,859,745
442,131	0	442,131
278,870	2,000	280,870
32,224,235	590,568	32,814,803

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単 位 : 千 円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	職 員 研 修 費	3 9 6
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	インターネット情報発信事業費	6, 4 2 8
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	ベ ル ビ ア 維 持 管 理 費	2 0 6
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	総 合 計 画 推 進 事 業 費	1, 0 3 6
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	情報センタ電算処理システム管理費	1 5, 9 2 8
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	地 域 D X 推 進 事 業 費	3 4, 4 7 6
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	地 域 創 生 推 進 事 業 費	1 0, 3 0 0
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	移 住 推 進 事 業 費	2, 7 8 5
2 総 務 費	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	戸 籍 住 民 基 本 台 帳 事 務 費	6, 9 3 0
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	住 民 税 非 課 税 世 帯 エ ア コ ン 設 置 促 進 事 業 費	2 3, 6 5 8
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	地域医療介護総合確保基金事業費	2 8, 0 8 0
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	物 価 高 対 応 子 育 て 応 援 手 当 支 給 事 業 費	6 1 0
4 衛 生 費	2 清 掃 費	一 般 経 費	4 6, 3 0 0
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農 業 担 い 手 育 成 事 業 費	5, 0 0 0
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農 業 水 路 等 長 寿 命 化 ・ 防 災 減 災 事 業 費	4 2, 0 0 0
7 商 工 費	1 商 工 費	商 店 街 等 活 性 化 事 業 費	3 5 9, 7 8 0

7 商 工 費	1 商 工 費	起 業 ・ 創 業 等 支 援 事 業 費	3, 0 0 0
7 商 工 費	1 商 工 費	産 業 ま ち づ くり 推 進 事 業 費	2 6, 9 8 0
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	道 路 ・ 水 路 管 理 事 業 費	2 0, 9 1 1
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	生 活 道 路 整 備 事 業 費	7 3, 9 0 0
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	幹線道路整備事業費（1級18号線）	3 9, 4 5 7
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	公 園 施 設 維 持 管 理 費	3 2, 0 0 0
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	茅野駅西口エリア活性化推進事業費	5 6, 9 5 6
9 消 防 費	1 消 防 費	消 防 施 設 ・ 水 利 整 備 事 業 費	2, 0 0 0
9 消 防 費	1 消 防 費	消 防 機 械 整 備 事 業 費	1 1, 4 3 5
10 教 育 費	2 小 学 校 費	永 明 小 中 学 校 建 設 事 業 費	3 6 1, 7 2 4
10 教 育 費	5 生 涯 学 習 費	市 民 館 費	4 2, 3 5 0

（ 変 更 ）

（ 単 位 ： 千 円 ）

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	道路橋メンテナンス事業費	1 6 5, 5 0 0	道路橋メンテナンス事業費	1 9 2, 5 0 0
10 教 育 費	6 保 健 体 育 費	ス ポ ー ツ 施設管理費	8, 6 5 9	ス ポ ー ツ 施設管理費	1 0, 6 5 9

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎改修事業	2,800	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金を借入れる場合は、その融通条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
環境館解体事業	44,000			

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業用水路等 長寿命化・防災 減災事業	1,200	証書借入 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金を借入れる場合は、その融通条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	10,800	補正前に 同じ	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に 同じ
生活道路 整備事業	250,700				補正前に 同じ			
道路橋 メンテナンス事業	90,400				補正前に 同じ			
幹線道路 (1級18号線) 整備事業	39,600				44,600			
交差点改良事業	31,500				補正前に 同じ			
茅野駅西口 エリア活性化 推進事業	106,400				補正前に 同じ			
公園施設 維持管理事業	16,500				30,800			
消防施設・水利 整備事業	6,800				8,200			
永明小中学校 建設事業	928,900				930,800			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括表

歳入					(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計			
1 市税	9,100,000		9,100,000			
2 地方譲与税	391,000		391,000			
3 利子割交付金	5,000		5,000			
4 配当割交付金	45,000		45,000			
5 株式等譲渡所得割交付金	47,000		47,000			
6 法人事業税交付金	131,000		131,000			
7 地方消費税交付金	1,527,000		1,527,000			
8 ゴルフ場利用税交付金	57,000		57,000			
9 環境性能割交付金	41,000		41,000			
10 地方特例交付金	60,482		60,482			
11 地方交付税	7,408,628	231,060	7,639,688			
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000			
13 分担金及び負担金	127,781	3,344	131,125			
14 使用料及び手数料	295,438		295,438			
15 国庫支出金	4,514,785	195,822	4,710,607			
16 県支出金	1,597,939	59,006	1,656,945			
17 財産収入	83,656		83,656			
18 寄附金	753,858	22,000	775,858			
19 繰入金	803,508		803,508			
20 繰越金	888,004		888,004			
21 諸収入	1,619,662	336	1,619,998			
22 市債	2,718,494	79,000	2,797,494			
歳入合計	32,224,235	590,568	32,814,803			

歳 出

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費	182,248		182,248
2 総務費	6,059,223	253,421	6,312,644
3 民生費	10,105,615	96,546	10,202,161
4 衛生費	2,314,215	47,305	2,361,520
5 労働費	89,628		89,628
6 農林水産業費	566,727	47,000	613,727
7 商工費	1,804,948	94,783	1,899,731
8 土木費	3,137,326	32,000	3,169,326
9 消防費	1,018,129	17,513	1,035,642
10 教育費	3,717,313	2,000	3,719,313
11 災害復旧費	29,602		29,602
12 公債費	3,096,500		3,096,500
13 諸支出金	86,761		86,761
14 予備費	16,000		16,000
歳 出 合 計	32,224,235	590,568	32,814,803

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源
	地 方 債	そ の 他	
国県支出金			
62,706	2,800	336	187,579
73,856			22,690
1,005	44,000		2,300
33,842	9,600	3,344	214
71,153			23,630
14,363	19,300		△1,663
	1,400		16,113
△2,097	1,900	22,000	△19,803
254,828	79,000	25,680	231,060

2 歳 入

款 11 地方交付税

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
款 項	目				区 分	金 額
11	地方交付税	7,408,628	231,060	7,639,688		
1	地方交付税	7,408,628	231,060	7,639,688		
	1 地方交付税	7,408,628	231,060	7,639,688	1 地方交付税	231,060

款 13 分担金及び負担金

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
款 項	目				区 分	金 額
13	分担金及び負担金	127,781	3,344	131,125		
1	分担金	21,548	3,344	24,892		
	2 農林水産業費分担金	21,228	3,344	24,572	4 農業用水路等長寿命化・防災減災事業負担金	3,344

款 15 国庫支出金

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
款 項	目				区 分	金 額
15	国庫支出金	4,514,785	195,822	4,710,607		
1	国庫負担金	2,277,713	31,316	2,309,029		
	1 民生費国庫負担金	2,261,762	31,316	2,293,078	5 子どものための教育・保育給付費国庫負担金	31,316
2	国庫補助金	2,224,421	164,506	2,388,927		
	1 総務費国庫補助金	718,118	62,706	780,824	1 新しい地方経済・生活環境創生交付金	12,271
					3 デジタル基盤改革補助金	15,928
					4 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	6,930
					7 地域未来交付金	27,577
	2 民生費国庫補助金	371,734	17,376	389,110	12 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	17,376

11-1-1 地方交付税

款11地方交付税 項 1 地方交付税 ～ 款15国庫支出金 項 2 国庫補助金

款 15 国庫支出金

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節	
款 項	目				区 分	金 額
	3	衛生費国庫補助金	121, 371	1, 005	7 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1, 005
	5	商工費国庫補助金	311, 433	71, 153	2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	56, 163
					3 地域未来交付金	14, 990
	6	土木費国庫補助金	529, 164	14, 363	2 社会資本整備総合交付金	14, 363
	7	教育費国庫補助金	134, 057	△2, 097	6 社会資本整備総合交付金	△2, 097

(単位：千円)

説 明	
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1, 005
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	56, 163
地域未来推進型交付金	14, 990
都市公園・緑地等事業交付金	14, 363
都市構造再編集中支援事業交付金	△2, 097

款 16 県支出金

科 目		節			
款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	
				区 分	
				金 額	
16 県支出金	1 県負担金	896, 433	15, 588	912, 021	
	1 民生費県負担金	889, 764	15, 588	905, 352	4 子どものための教育・保育給付費県負担金
	2 県補助金	480, 669	43, 418	524, 087	
	2 民生費県補助金	309, 342	9, 576	318, 918	13 住民税非課税世帯エリアコン設置促進事業補助金
	4 農林水産業費県補助金	119, 256	33, 842	153, 098	2 農業振興費補助金
					5, 000
					7 農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金
					28, 842

(単位：千円)

説 明	
子どものための教育・保育給付費県負担金 (1/4)	15, 588
住民税非課税世帯エリアコン設置促進事業補助金	9, 576
中山間地域所得確保促進事業補助金	5, 000
農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金	28, 842

款 18 寄附金

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節	
款 項	目				区 分	金 額
18	寄附金	753, 858	22, 000	775, 858		
1	寄附金	753, 858	22, 000	775, 858		
3	教育費寄附金	3, 270	22, 000	25, 270	1 教育事業寄附金	20, 000

(単位：千円)

説 明	
教育事業寄附金	20, 000

15-2-3 衛生費国庫補助金

款15国庫支出金 項 2 国庫補助金 ～ 款18寄附金 項 1 寄附金

款 18 寄附金

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節	
款 項	目				区 分	金 額
					2 スポーツ事業寄附金	2,000

款 21 諸収入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節	
款 項	目				区 分	金 額
21 諸収入		1,619,662	336	1,619,998		
5 雑入		334,529	336	334,865		
1 実費徴収金		82,139	336	82,475	1 総務費実費徴収金	336

款 22 市債

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節	
款 項	目				区 分	金 額
22 市債		2,718,494	79,000	2,797,494		
1 市債		2,718,494	79,000	2,797,494		
2 衛生債		19,500	44,000	63,500	2 環境館解体事業債	44,000
3 農林水産業債		66,000	9,600	75,600	3 農業用水路等長寿命化・防災減災事業債	9,600
4 土木債		970,900	19,300	990,200	7 幹線道路（1級18号線）整備事業債	5,000
					11 公園施設維持管理事業債	14,300
5 消防債		164,200	1,400	165,600	1 消防施設・水利整備事業債	1,400
6 教育債		1,031,500	1,900	1,033,400	1 永明小中学校建設事業債	1,900
9 総務債		0	2,800	2,800	2 庁舎改修事業債	2,800
計		32,224,235	590,568	32,814,803		

3 歳 出

款 2 総務費

款	項 目	事 業	科目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
							国県支出金	特 定 財 源 地 方 債	そ の 他 一 般 財 源	
2	総務費			6,059,223	253,421	6,312,644	62,706	2,800	336	187,579
1	総務管理費			5,016,427	246,491	5,262,918	55,776	2,800	336	187,579
1	一般管理費			958,925	88,801	1,047,726	198			88,603
	[1]人件費			864,745	88,405	953,150				88,405
	[7]職員研修費			5,758	396	6,154	198			198
							(国)地域未来推進型交付金		198	
2	文書広報費			66,966	6,428	73,394	3,250			3,178
	[5]インターネット情報発信事業費			7,052	6,428	13,480	3,250			3,178
							(国)地域未来推進型交付金		3,250	
3	財政管理費			40,280	59,285	99,565				59,285
	[1]財政事務費			39,895	59,285	99,180				59,285
5	財産管理費			400,726	21,325	422,051	12,271	2,800		6,254
	[2]庁舎管理費			136,463	0	136,463		2,800		△2,800
							(国)緊急防災・減災事業債(100%)			
							(国)第2世代交付金		2,800	
	[4]ベルビア維持管理費			97,256	21,325	118,581	12,271			9,054
6	企画費			2,212,381	1,036	2,213,417	517			519
	[3]総合計画推進事業費			1,086	1,036	2,122	517			519
							(国)地域未来推進型交付金		517	
7	情報管理費			429,247	15,928	445,175	15,928			
	[3]情報センタ電算処理システム管理費			304,539	15,928	320,467	15,928			
							(国)デジタル基盤改革支援補助金		15,928	
8	D X推進事業費			89,170	34,476	123,646	17,070			17,070

2-1-1-1 一般管理費

(単位：千円)

区 分	節	金 額	説 明
3 職員手当等 13 使用料及び賃借料		88,405 396	[1]人件費 [7]職員研修費 3 職員手当等 13 使用料及び賃借料 ①使用料及び賃借料 ・教育動画配信サービス使用料
12 委託料		6,428	[5]インターネット情報発信事業費 12 委託料 ④その他委託料 ・インターネット動画番組制作
24 積立金		59,285	[1]財政事務費 24 積立金 ①積立金 ・財政調整基金 ・減債基金
18 負担金補助及び交付金		21,325	[2]庁舎管理費 [4]ベルビア維持管理費 財源振替
12 委託料		1,036	[3]総合計画推進事業費 12 委託料 ④その他委託料 ・市民意識調査
12 委託料		15,928	[3]情報センタ電算処理システム管理費 12 委託料 ④その他委託料 ・自治体システム標準化
7 報償費 8 旅費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 18 負担金補助及び交付金		25,278 200 1,053 770 705 6,470	[2]地域DX推進事業費 7 報償費 8 旅費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 18 負担金補助及び交付金

款 2 総務費 項 1 総務管理費

款 2 総務費

(単位：千円)

款	科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
	項 目	事 業				特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
		[2]地域DX推進事業費	84,143	34,476	118,619	17,070	336	17,070
						(国)地域未来推進型交付金		17,070
						(諸)貸出用端末等実費徴収金	336	
		9 地域創生費	589,879	13,085	602,964	6,542		6,543
		[5]地域創生推進事業費	24,050	10,300	34,350	5,150		5,150
						(国)地域未来推進型交付金		
		[8]移住推進事業費	10,615	2,785	13,400	1,392		1,393
						(国)地域未来推進型交付金		
		14 諸費	108,878	6,127	115,005			6,127
		[1]一般経費（総務課）	108,587	6,127	114,714			6,127
		3 戸籍住民基本台帳費	190,268	6,930	197,198	6,930		
		1 戸籍住民基本台帳費	190,268	6,930	197,198	6,930		
		[3]戸籍住民基本台帳事務費	49,700	6,930	56,630	6,930		
						(国)社会保障・税番号制度システム整備費補助金		6,930

2-1-8 DX推進事業費

節		区 分	金 額	説 明	
				7 報償費 ①報償金 ・地域DX推進支援謝礼 8 旅費 ①費用弁償 11 役務費 ①通信運搬費 12委託料 ④その他委託料 ・地域DXプロモーション 13使用料及び賃借料 ①使用料及び賃借料 ・防災DX実証事業使用料 18負担金補助及び交付金 ①負担金 ・職員派遣	25,278 200 1,053 770 705 6,470
		7 報償費 10 需用費 12 委託料 18 負担金補助 及び交付金	120 30 10,300 2,635	[5]地域創生推進事業費 [8]移住推進事業費	10,300 2,785
				12委託料 ④その他委託料 ・交流人口・関係人口創出	10,300
				7 報償費 ①報償金 ・講師等謝礼 10 需用費 ①消耗品費 18負担金補助及び交付金 ①負担金 ・田舎暮らし「楽園信州」推進協議会 ・田舎暮らし「楽園信州」協議会 ・諏訪園移住交流推進事業連絡会	120 30 2,635 2,635 30 2,334 271
		22 償還金利子 及び割引料	6,127	[1]一般経費（総務課） 22償還金利子及び割引料 ③その他償還金利子及び割引料 ・国県支出金等過年度精算による返還金	6,127 6,127
		12 委託料	6,930	[3]戸籍住民基本台帳事務費	6,930
				12委託料 ④その他委託料 ・システム改修	6,930

款 2 総務費 項 1 総務管理費 ～ 款 2 総務費 項 3 戸籍住民基本台帳費

款 3 民生費

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
					特定財源	一般財源	
款 項 目	事 業				国庫支出金	地 方 債	そ の 他
3 民生費		10,105,615	96,546	10,202,161	73,856		22,690
1 社会福祉費		5,339,037	36,597	5,375,634	23,658		12,939
1 社会福祉総務費		1,504,889	36,597	1,541,486	23,658		12,939
[14]長野県後期高齢者医療広域連合負担金		628,907	12,939	641,846			12,939
[17]住民税非課税世帯エアコン設置促進事業費		0	23,658	23,658	23,658		
					(国)物産高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		14,082
					(県)住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金		9,576
2 児童福祉費		4,463,624	59,949	4,523,573	50,198		9,751
2 保育所費		2,342,822	59,949	2,402,771	50,198		9,751
[8]私立認定こども園等支援事業費		634,088	59,949	694,037	50,198		9,751
					(国)子どものための教育・保育給付費 国庫負担金 (1/2)		31,316
					(国)物産高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		3,294
					(県)子どものための教育・保育給付費 県負担金 (1/4)		15,588

3-1-1 社会福祉総務費

節		金 額	説 明
区	分		
1 報酬		1,971	[14]長野県後期高齢者医療広域連合負担金
3 職員手当等		1,095	[17]住民税非課税世帯エアコン設置促進事業費
4 共済費		458	
8 旅費		24	
10 需用費		70	
11 役務費		102	
13 使用料及び賃借料		680	
18 負担金補助及び交付金		32,197	
			18負担金補助及び交付金
			①負担金
			・長野県後期高齢者医療広域連合
			1 報酬
			③会計年度任用職員報酬
			・会計年度任用職員
			3 職員手当等
			4 共済費
			8 旅費
			①費用弁償
			10需用費
			①消耗品費
			11役務費
			①通信運搬費
			④手数料
			13使用料及び賃借料
			①使用料及び賃借料
			・備品使用料
			18負担金補助及び交付金
			②補助金
			・エアコン設置促進事業
18 負担金補助及び交付金		59,949	[8] 私立認定こども園等支援事業費
			18負担金補助及び交付金
			①負担金
			・認定こども園等施設型給付費
			②補助金
			・エネルギー価格高騰対策

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 ～ 款 3 民生費 項 2 児童福祉費

款 4 衛生費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
					款 項 目	事 業	国庫支出金
4 衛生費		2,314,215	47,305	2,361,520	1,005	44,000	2,300
1 保健衛生費		1,503,786	1,005	1,504,791	1,005		
1 保健衛生総務費		985,764	1,005	986,769	1,005		
【7】諏訪中央病院組合負担金		823,983	1,005	824,988	1,005		
					(国)物産高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		
					1,005		
2 清掃費		810,429	46,300	856,729		44,000	2,300
2 塵芥処理費		763,200	46,300	809,500		44,000	2,300
【3】一般経費		526,909	46,300	573,209		44,000	2,300
					(債)一般事業債 (95%)		
					(債)公共施設等適正管理推進事業債 (90%)		
					32,400		
					11,600		

(単位：千円)

区 分	節	金 額	説 明
18 負担金補助及び交付金		1,005	[7] 諏訪中央病院組合負担金 ① 負担金 ・ 諏訪中央病院組合病院事業会計 (エネルギー価格高騰分)
			18 負担金補助及び交付金 ① 負担金 ・ 諏訪中央病院組合病院事業会計 (エネルギー価格高騰分)
12 委託料 14 工事請負費		490 45,810	[3] 一般経費 12 委託料 ④ その他委託料 ・ 環境館解体工事施工監理 14 工事請負費 ③ 除却工事 ・ 環境館解体工事
			490 45,810

款 6 農林水産業費

款 項 目	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源	国庫支出金	一般財源	
事 業					地方債	その他		
6 農林水産業費		566,727	47,000	613,727	33,842	9,600	3,344	214
1 農業費		486,033	47,000	533,033	33,842	9,600	3,344	214
3 農業振興費		92,031	5,000	97,031	5,000			
[3] 農業担い手育成事業費		60,677	5,000	65,677	5,000			
					(県)中山間地域所得確保推進事業補助金		5,000	
6 農地費		258,111	42,000	300,111	28,842	9,600	3,344	214
[10] 農業水路等長寿命化・防災減災事業費		4,121	42,000	46,121	28,842	9,600	3,344	214
					(分)農業用水路等長寿命化・防災減災事業分担金 (8%)		3,344	
					(県)農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金		28,842	
					(債)一般補助施設整備等事業 (100%)		9,600	

4-1-1 保健衛生総務費

(単位：千円)

区 分	節	金 額	説 明
18 負担金補助及び交付金		5,000	[3] 農業担い手育成事業費 18 負担金補助及び交付金 ② 補助金 ・ 中山間地域所得確保推進事業
			18 負担金補助及び交付金 ② 補助金 ・ 中山間地域所得確保推進事業
14 工事請負費 18 負担金補助及び交付金		41,800 200	[10] 農業水路等長寿命化・防災減災事業費
			14 工事請負費 ② インフラ資産取得工事 ・ 取水施設修繕工事 18 負担金補助及び交付金 ① 負担金 ・ 特別賦課金
			41,800 200

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費 ～ 款 6 農林水産業費 項 1 農業費

款 7 商工費

款	項	目	補正額の財源内訳				
			補正前の額	補正額	計	特定財源	
						国県支出金	地方債 その他
7	商工費		1,804,948	94,783	1,899,731	71,153	23,630
1	商工費		1,804,948	94,783	1,899,731	71,153	23,630
2	商業振興費		323,679	56,163	379,842	56,163	
		【1】商店街等活性化事業費	311,138	56,163	367,301	(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 56,163	
4	産業振興費		1,088,826	38,620	1,127,446	14,990	23,630
		【2】制度融資あつせん等事業費	1,039,590	8,640	1,048,230		8,640
		【3】起業・創業等支援事業費	24,540	3,000	27,540	1,500 (国)地域未来推進型交付金	1,500
		【5】産業まちづくり推進事業費	10,000	26,980	36,980	13,490 (国)地域未来推進型交付金	13,490

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
区 分	金 額			
11 役務費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金	6,090 3,324 46,749			【1】商店街等活性化事業費
11 役務費 ①通信運搬費 12 委託料 ④その他委託料 ・引換券作成 18 負担金補助及び交付金 ②補助金 ・プレミアム付生活応援券事業	6,090 3,324 46,749			
12 委託料 18 負担金補助及び交付金	29,980 8,640			【2】制度融資あつせん等事業費 【3】起業・創業等支援事業費 【5】産業まちづくり推進事業費
18 負担金補助及び交付金 ②補助金 ・中小企業制度融資保証料 ・中小企業制度融資利子	8,640 8,640 4,230 4,410			
12 委託料 ④その他委託料 ・女性起業支援	3,000			
12 委託料 ④その他委託料 ・産業まちづくり推進プロモーション ・首都圏企業誘致・企業間交流促進事業	26,980 26,980 11,980 15,000			

款 8 土木費

款	項	目	補正額の財源内訳				
			補正前の額	補正額	計	特定財源	
						国県支出金	地方債 その他
8	土木費		3,137,326	32,000	3,169,326	14,363	△1,663
2	道路橋梁費		1,294,809	0	1,294,809	5,000	△5,000
3	道路橋梁新設改良費		904,046	0	904,046	5,000	△5,000
		【5】幹線道路整備事業費（1級18号線）	87,420	0	87,420	5,000 (債)公共事業等債（90%） (債)地方道路等整備事業債（90%） (債)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（100%）	△9,300 300 14,000
4	都市計画費		1,347,353	32,000	1,379,353	14,363	3,337

7-1-2 商業振興費

款7 商工費 項1 商工費 ～ 款8 土木費 項4 都市計画費

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
区 分	金 額			
5 幹線道路整備事業費（1級18号線）	0			財源振替

款 8 土木費

(単位：千円)

科 目		補正額の財源内訳			
款 項	事 業	補正前の額	補正額	計	一般財源
					国県支出金 地方債 その他
4	公園管理費	93,997	32,000	125,997	14,363 14,300 3,337
	【2】公園施設維持管理費	93,275	32,000	125,275	14,363 14,300 3,337
					(国)都市公園・緑地等事業交付金 14,363
					(県)公共事業等債 (100%) 14,300

款 9 消防費

(単位：千円)

科 目		補正額の財源内訳			
款 項	事 業	補正前の額	補正額	計	一般財源
					国県支出金 地方債 その他
9	消防費	1,018,129	17,513	1,035,642	16,113
	1 消防費	1,018,129	17,513	1,035,642	16,113
	1 常備消防費	684,365	17,513	701,878	17,513
	【1】一般経費	684,365	17,513	701,878	17,513
					(県)緊急防災・減災事業債 (100%) 1,400
	3 消防施設費	51,557	0	51,557	△1,400
	【1】消防施設・水利整備事業費	19,892	0	19,892	△1,400

款 10 教育費

(単位：千円)

科 目		補正額の財源内訳			
款 項	事 業	補正前の額	補正額	計	一般財源
					国県支出金 地方債 その他
10	教育費	3,717,313	2,000	3,719,313	△2,097 1,900 22,000 △19,803
	2 小学校費	1,859,745	0	1,859,745	△2,097 1,900 10,209 △10,012
	2 教育振興費	243,118	0	243,118	10,209 △10,209
	【7】要保護・準要保護児童就学援助費	39,455	0	39,455	10,209 △10,209
					(県)教育事業省附金 10,209
	3 学校建設費	1,104,699	0	1,104,699	△2,097 1,900 197
	【1】永明小中学校建設事業費	1,104,699	0	1,104,699	△2,097 1,900 197
					(国)都市構造再編集中支援事業交付金 △2,097
					(県)公共施設等適正管理推進事業債 (90%) 1,900

8-4-4 公園管理費

款8土木費 項4都市計画費 ～ 款10教育費 項2小学校費

款 10 教育費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
款	項 目	事 業				国県支出金	特 定 財 源 地 方 債	そ の 他 一 般 財 源
	3 中学校費		442,131	0	442,131			9,791 △9,791
	2 教育振興費		167,512	0	167,512			9,791 △9,791
	【7】要保護・進要保護生徒就学援助費		37,839	0	37,839			9,791 △9,791
						(寄)教育事業寄附金		9,791
	6 保健体育費		278,870	2,000	280,870			2,000
	2 体育施設費		220,250	2,000	222,250			2,000
	【1】スポーツ施設管理費		97,561	2,000	99,561			2,000
						(寄)スポーツ事業寄附金		2,000
計			32,224,235	590,568	32,814,803	254,828	79,000	25,680 231,060

(単位：千円)

区 分		金 額	説 明
			[7] 要保護・進要保護生徒就学援助費 0
			財源振替
17 備品購入費		2,000	[1] スポーツ施設管理費 2,000
			17 備品購入費 ①重要物品購入費 ・施設備品 2,000

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一 般 職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	1,188	980,886	1,912,899	1,377,682	4,271,467	792,164	5,063,631	
補 正 前	1,187	978,915	1,912,899	1,288,182	4,179,996	791,706	4,971,702	
補 正 額	1	1,971		89,500	91,471	458	91,929	

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	45,383	552,335	368,902	31,246	17,686	1,353
	補 正 前	45,383	551,920	368,762	31,246	17,686	1,353
	補 正 額		415	140			
	区 分	特殊勤務 手 当	住居手当	超過勤務 手 当	管 理 職 手 当	退職手当	
	補 正 後	1,372	25,259	195,360	26,381	112,405	
	補 正 前	1,372	25,259	194,820	26,381	24,000	
	補 正 額			540		88,405	

令和 8 年度

茅野市予算案概要

令和8年2月18日(水)

(3) 令和8年度予算編成の考え方

第6次茅野市総合計画で目指すまちの将来像「たくましく やさしい しなやかな交流拠点CHINO」の実現に向け、真に必要な事業を計画的かつ効果的に予算計上するとともに、部分最適に陥ることなく全体最適の視点に立ち、茅野市全体の未来に向けて礎となる予算となるように全職員が一丸となって編成しました。

(4) 令和8年度当初予算のすがた

令和8年度当初予算は、「暮らしの基盤を支え、希望を育てる予算 ～生活の土台をしっかりと固め、未来への可能性を広げます～」を基本コンセプトとして編成しました。

総合的な医療の提供や地域医療を今後も力強く推進するために、諏訪中央病院組合への財政支援を強化するとともに、道路・橋梁・上下水道などの公共インフラの更新・長寿命化や自然災害への対策に重点的に予算を配分し、安全・安心な暮らしのためのまちの基盤を整備していくことを重要視しました。

また、未来への希望を創出することも重視し、子どもの医療費の窓口負担の無償化を実現するとともに（令和8年8月開始）、学校給食の負担軽減を行うなど、将来の茅野市を担う子どもたちへの積極的な投資を行います。

未来への希望には地域経済の活力が必要不可欠であり、そのための一環として、ベルビア1階に賑わい交流拠点施設を整備し、様々な主体による経済活動の交流やまちの賑わいを促進するとともに、首都圏企業が来訪するきっかけ作りや地元企業とのマッチングの場を創出することにも取り組んでいきます。そのほかにも、返礼品の商品開発などによる「ふるさと納税」の強化、「蓼科野菜」のブランド強化や「八ヶ岳西麓りんご生産アカデミー」の開催による稼ぐ農業の仕組みづくり、令和8年6月から実施される長野県宿泊税を活用した広域的な観光誘客キャンペーンへの参加など、地域経済の活性化や未来に向けて希望の種をまくことにも必要な予算を配分しました。

その結果、令和8年度当初予算は305億3千万円となり、予算規模は過去2番目となりました。特に民生費は、団塊の世代が後期高齢者に到達するなかで高齢化社会のピークを迎えつつあることもあり、初めて100億円を超え、予算全体に占める割合は約3分の1となっています。

第6次茅野市総合計画で目標として掲げる3つのまちの姿を具現化していくことを念頭に、当市が直面する課題の本質を見極め、全体最適の視点に立って重要課題を中心に各分野に必要な財政措置を講じています。

※詳細については、P17以降の事業概要を参照。

② 心豊かに学び育ち活躍で きるまち

【子育て・教育、文化・ 芸術、生涯学習、人材育成、 地域コミュニティ】

心豊かな学びを通じて生きる力を育みながら、地域の支え合い、助け合いやつながりの中で、生涯にわたって活躍できるまち

1 公立保育所の運営	
拡充	
事業費	
(前年度)	
国の負担	1316万円
県の負担	1933万円
借入金	2720万円
その他	1億2830万円
市の負担	15億7448万円
国の負担	17億6271万円
県の負担	17億873万円
借入金	13億0912万円
その他	3億8215万円
市の負担	1766万円
国の負担	929万円
県の負担	4426万円
借入金	
その他	
市の負担	

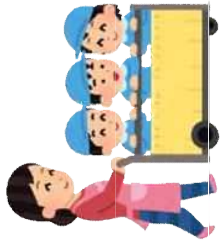
公立保育所14園では、保護者が就労等により保育を必要とする乳児及び幼児をお預かりし、子育て支援も含めて保育ニーズに対応した施設運営を行っています。



予算書	P152-161	担当課	幼児教育課
-----	----------	-----	-------

2 私立認定こども園への支援	
拡充	
事業費	
(前年度)	
国の負担	3億1200万円
県の負担	1億6883万円
借入金	
その他	
市の負担	1億8750万円
国の負担	6億6833万円
県の負担	6億3409万円
借入金	
その他	
市の負担	

私立認定こども園等に入所する児童の保育に要する経費などを支援します。



予算書	P158-161	担当課	幼児教育課
-----	----------	-----	-------

3 永明小中学校の建設、プール授業の民間委託	
拡充	
事業費	
(前年度)	
国の負担	1630万円
県の負担	6億130万円
借入金	
その他	9315万円
市の負担	7億1075万円
国の負担	11億6457万円
県の負担	2338万円
借入金	1億5095万円
その他	5億1269万円
市の負担	1434万円

永明小学校と永明中学校を、施設一体型で建替事業を進めてきましたが、令和8年度で全事業が完了となります。今年度は、アリーナ建設、せせらぎ水路整備、メイニングラウンド整備等を行います。また、永明小中学校はプールを当面は建設しないこととしたため、水泳授業は他校に移動して実施しますが、一部の学年においては民間事業者に委託して、民間プールにて水泳事業を行います。

予算書	P272-275	担当課	学校教育課
-----	----------	-----	-------

4 小学校の給食費の負担軽減	
拡充	
事業費	
(前年度)	
国の負担	1億4746万円
県の負担	1億4746万円
借入金	
その他	
市の負担	1億4746万円
国の負担	1661万円
県の負担	
借入金	
その他	
市の負担	

令和8年度から創設される国の「給食費負担軽減交付金（仮称）」を活用し、小学校の給食費の保護者負担の大幅に軽減します。給食費の保護者負担は、令和7年度は年間で約6万円の負担でしたが、令和8年度は約14,000円になります。

予算書	P268, 269	担当課	学校教育課
-----	-----------	-----	-------

5 中学校給食費物価高騰対策臨時特別補助金	
拡充	
事業費	
(前年度)	
国の負担	1692万円
県の負担	
借入金	
その他	
市の負担	1692万円
国の負担	1692万円
県の負担	
借入金	
その他	
市の負担	

昨今の賄材料費等の物価高騰対策として、給食1食あたり60円を補助します。令和4年度補正予算で同じく給食1食あたり15円を臨時的に補助し、令和5年度からは1食あたり15円を値上げした上で同額を臨時的に補助してまいりました。令和7年度に引き続き、令和8年度も国の物価高騰対策の交付金が活用できることから、1食あたりの補助額を60円に拡充し、補助を継続することとしました。

予算書	P278, 279	担当課	学校教育課
-----	-----------	-----	-------

6 乳児等通園支援事業(通称:こども誰でも通園制度)の新設	
新規	
事業費	
(前年度)	
国の負担	165万円
県の負担	27万円
借入金	
その他	66万円
市の負担	26万円
事業費	284万円
予算書	P156, 157
担当課	幼児教育課

保育園等に通っていない生後6ヶ月から満3歳未満の子どもを対象に、親の就労要件等を問わず、時間単位で保育園を利用することができ的事业です。
子どもたちに家庭と異なる経験を提供すること
で、子どもの育ちと保護者支援を行います。

7 子育て支援事業におけるキャッシュレス決済の導入	
新規	
事業費	
(前年度)	
国の負担	
県の負担	手数料ほか
借入金	
その他	
市の負担	24万円
事業費	24万円
予算書	P156, 157
担当課	幼児教育課

子育て世帯を支援するために保育園等で実施している一時保育事業、病児・病後児保育事業の使用料等の支払い方法に、新たにキャッシュレス決済を追加し、保護者の利便性の向上を図ります。
なお、新たに始まる乳児等通園支援事業にも導入します。

8 こども館CHUKOらんどチノチノへの地域おこし協力隊の配置	
新規	
事業費	
(前年度)	
国の負担	
県の負担	人件費
借入金	
その他	
市の負担	439万円
事業費	439万円
予算書	P290, 291
担当課	こども課

こども館CHUKOらんどチノチノは、こども連自身が自分たちの居場所を自分たちで創造することを理念として運営してきました。令和8年度からは地域おこし協力隊制度を活用し、地域外の視点や新しい発想を取り入れていくことで、多様なこどもたちが集う、魅力的な居場所づくりを支援していきます。

9 茅野市民館運営への支援	
拡充	
事業費	
(前年度)	
国の負担	2億9678万円
県の負担	2億9455万円
借入金	1億8550万円
その他	1億1028万円
市の負担	100万円
事業費	2億9678万円
指定管理料	
施設維持修繕工事	
主なもの	
その他	
事業費	
市の負担	2億9678万円
事業費	2億9678万円
予算書	P286, 287
担当課	生涯学習課

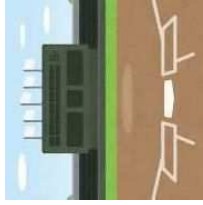
市民の地域文化創造の交流拠点である「茅野市民館」を管理運営する(株)地域文化創造への必要な経費を負担します。
今年度は、舞台照明卓の更新を行うほか、自動火災受信機の更新工事などを行います。



茅野市民館

10 2028信州やまなみ国スポ・全障スポの準備	
準備	
事業費	
(前年度)	
国の負担	123万円
県の負担	5514万円
借入金	
その他	
市の負担	123万円
事業費	123万円
国の負担	
県の負担	
借入金	
その他	
市の負担	
事業費	
予算書	P320, 321
担当課	スポーツ健康課

茅野市は、令和10年(2028年)に開催される国スポでは軟式野球、全障スポではフライングディスクの会場になっています。大会に向けて実行委員会の設立など準備を進めていきます。



議案第 3 号

茅野市教育委員会保育所における保育を行うことに関する規則の一部を
改正する規則

茅野市教育委員会保育所における保育を行うことに関する規則（平成 24 年茅
野市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号(第 3 条関係)

〒		第 年 月 日
(児童名 様)		茅野市教育委員会 印
保育所(園)入所承諾書		
申込みのありました保育所(園)への入所について、次のとおり承諾します。		
子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
利用予定の施設	名 称	
	所 在 地	
決 定 年 月 日		
利 用 期 間		
備考 【この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載】 茅野市教育委員会 部 課		

様式第 5 号を次のように改める。
様式第 5 号(第 5 条、第 8 条関係)

			第 年	月	号 日
(児童名			様)		
			茅野市教育委員会		
			印		
保 育 実 施 解 除 通 知 書					
次の児童についての保育の実施を解除することにしたから、通知します。					
子 ど も	フ リ ガ ナ				
	氏 名				
	生 年 月 日				
保 護 者	住 所				
	フ リ ガ ナ				
	氏 名				
	生 年 月 日				
利 用 施 設	名 称				
	所 在 地				
利用終了年月 日					
解 除 理 由					
備考 【この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載】					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第4号

茅野市教育委員会告示第 号

茅野市学校教育法施行細則（昭和31年茅野市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月 日

教育長 山田 利幸

様式第5号を次のように改める。

様

茅野市教育委員会

学校入学通知書

学校教育法施行令第 5 条の規定により、下記の通り入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日	年 月 日		
住所	長野県茅野市		
保護者氏名			
入学校名	茅野市立 学校		
入学期日	年 月 日		
入学式日	年 月 日	開始時間	から
受付時間	時 分から 時 分まで		
備考			

- 下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。
- 1 事情により他市町村の学校に入学される場合または国立・県立・私立の学校へ入学される場合
 - 2 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
 - 3 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
 - 4 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

茅野市立小学校及び中学校における副学籍による交流及び共同学習実施要綱の一部を改正する規則

茅野市立小学校及び中学校における副学籍による交流及び共同学習実施要綱（平成 29 年 3 月 30 日茅野市教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「養護学校」を「学校」に改める。

附 則
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

様

茅野市教育委員会

副学籍校決定通知書

副学籍校を下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

児童生徒氏名	生年月日	保護者氏名	住 所
			茅野市
在 籍 校		副学籍校	
学部 学校 年		茅野市立 学校	

※副学籍による交流等を安全に実施するため、在籍校及び副学籍校と綿密に連絡を取る等
のご協力をお願いします。

茅野市立学校の働き方改革
～茅野市教育全体にかかわって
(グランドデザイン添付)～
(令和 7 年度版)

令和 8 年 2 月
茅野市教育委員会

茅野市の学校教職員の働き方改革

茅野市の学校教職員の働き方改革でめざす方向

茅野市の学校教職員働き方改革は、質の高い学校づくり、授業づくりを目指すものです。

そのためには、先生方が時間的にもゆとりをもち子どもと向き合うことが必要です。教職員としての自覚、責任を果たし、質の高い学校、授業づくりをめざします。

I 茅野市教育のめざすもの

茅野市の教育目標は「たくましくやさしい夢のある子どもを育てるひと育ち」です。その実現のために、次世代を担う子どもたちの「生きる力」を育む教育をめざしています。そのために「自ら考え、判断し、表現する力身につけ、未来を拓く確かな学力」「社会や時代がどのように変化しようとも、人としてまっすぐ生き、人を思いやる豊かな心」「心と体の健康を鍛え、たくましく主体的に生きるための人生を支える健やかな体」「健やかな心と体をフグ組む食事」の知・徳・体・食のバランスの取れた教育の実践に取り組んでいます。

学校教育では「子どものための学校・学級づくり・質の高い授業づくり」を大事にしています。そこで働き方改革の目標を「子どものための学校・学級づくり・質の高い授業づくり ～教育職員が教育活動にゆとりをもって専念でき、子どもと向き合う教育環境づくり～と設定しました。

茅野市働き方改革の核になるものが「学校と『育ちあいちの』（市教育委員会こども課）との役割分担と協働に」になります。子ども・家庭への支援を「育ちあいちの」と役割分担します。このことにより、支援の充実とともに時間的削減、精神的負担の軽減を目指します。「育ちあいちの」中心として児童相談所や警察など外部機関や市の社会福祉部門との連携を図りながら、子ども・家庭への支援を行います。

茅野市教育実現のために令和6年度から「縄文のビーナスプラン①」「縄文のビーナスプラン②」を策定しています。

縄文のビーナスプラン①では、子どもたちの多様性を包み込む学校づくりと共生社会を基本理念としてめざします。街中を子どもの学びの場と考えています。

縄文のビーナスプラン②では、地域の特色と教育的財産を生かした小中一貫教育と探求的な学びを実践方針として目指します。

また、縄文のビーナスプラン①②を通して地域と共にあり、地域づくりに参画する学校～共生社会の中の学校～をめざします。

※ II以下の項で出てくる口^〇に囲まれた数字は、「学校と教師の業務の3分類(文部科学省作成)」に示されている数字です。

※ 以下が「学校と教師の業務の3分類」の内容です

学校以外が担う業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見回り活動
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備
- 10 校舎の開錠・施錠
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- 12 校内清掃
- 13 部活動

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食時間における対応
- 15 授業準備
- 16 学習評価や成績処理
- 17 学校行事の準備・運営
- 18 進路指導の準備
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

2 3 6 9 10 11 12 18 の項目については今後検討していく。

Ⅱ 学校の取り組みとして

茅野市教育では以上の「学校と教師の業務3分類」の具現のために以下のような取り組みを進めています。(口番号は3分類)

◎地域と共につくる学校

- 1 コミュニティ・スクールの充実 4 17 (地域コーディネーターによる運営)

平成30年度から立ち上げ、令和5年度より茅野市のすべての学校で国型の学校運営協議会(コミュニティ・スクール)に発展しています。学校、地域の住民、保護者等と連携し、育てたい子ども像を共有し、責任を分かち合い、協働して児童及び生徒の育ちにかかわる風土が醸成されることを目標に取り組んできました。

学校運営協議会の中に地域コーディネーターを選出し、学習ボランティアなどとの連

絡調整を行って、学校の負担を軽減すると同時に子どもたちの教育を充実させています。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）では、学習ボランティアなどの子どもの学びのための支援や校庭整備などの学校施設整備への支援、登下校の交通安全など通学路の見守りを行っていきます。子どもたちの安心した生活を守っています。 1

2 ボランティアの方による学びの支援 15

地域の方の読み聞かせ、縄文市民科や授業、クラブ活動への支援などボランティアの方の支援は多岐にわたっています。

3 広報資料・ウェブサイトの作成 7

各学校のコミュニティ・スクール(学校運営協議会)の方の作成の協力もいただいている学校もあります。

市教育委員会に設置しているICTサポートセンターの支援委員による技術的なアドバイスをが行われています。

◎学校業務の効率化・軽減化

1 勤務時間の客観的管理・市教育委員会の把握

働き方改革を進めるために、教職員の勤務時間について、各学校で客観的に把握し、市教育委員会に提出しています。校長は教職員一人ひとりの勤務時間を把握し、適正な勤務の管理と教職員の健康管理の一つにしています。市教育委員会には必要に応じて校長へのアドバイスをを行っています。

2 校務のICT化 教師用タブレットの活用、クラウド利用、ネットワークの充実

令和3年度市教育委員会内にICTサポートセンターを設置しました。ICT教育への技術的支援と共に日常的な保守・管理がスムーズに行われるようにし、必要に応じて外部への依頼も行っています。

デジタル技術の活用により、C4thの活用(令和8年4月からはLINEスクールの導入)やネットワーク化により子どもの学びの情報の保存をクラウドで行うようにし、教員の負担を軽減し教育の充実を図っています。技術的相談や授業へのアドバイスも行っています。教職員のタブレット配布などの校務を効率化しています。教職員へのタブレット配布は令和7年度に100%実施しています。

3 業務支援員の配置 16

全ての学校に教育業務支援員を置き、教員の業務支援など各校で相談し合い補助的業務を行っています。

4 会議、提出物の精選化

市教育委員会の主催する会議や市への提出物は、厳選し最低限のものに今後もしていきます。

5 年間計画、日課表の改善（研究、授業準備の時間の確保、定時退庁日の設定）

各学校ごとに年間計画、日課表の改善を行い、教師がゆとりをもって研究や授業準備の時間を確保して行きます。また、週暦に定時退庁時間を設定します。

◎教育課程の改善

1 研究や授業準備のための時間確保に、各学校ごと日課表について研究をすすめ、令和8年度には新たな日課を実施します。

2 小学校教科担任制

教員の専門性が生かした指導をしやすいように、小学校では教科担任制を導入しています。そのことでより質の高い授業にむずびついています・

3 教具や教材・印刷物(プリント)の共有化

各学校では教具や教材を共有し、教材準備の時間の短縮に生かしています。

Ⅲ 働き方改革への市教育委員会としての取組（負担軽減のための市教育委員会による伴走的支援）

1 読書活動応援センター(読書指導への支援)

平成18年に子どもの読書活動推進に関する総合的な連携推進及び連絡調整にかかわる事務を分掌するため、茅野市こども読書活動応援センターを設置しました。ことばとこころを育てる読書活動推進の応援をしています。教育職員の読書教育に負担をなくし効率化を図ることを目的としています。また、調べる学習コンクールの研修会やアドバイスも行っています

主な業務内容は、読書活動に関する助言、司書教諭、学校司書への助言、読書ボランティアの養成、活動支援などです。

2 ICTサポートセンター(ICT教育のための9人の支援員) ⑧

令和3年に「茅野市内小中学校ICT教育推進方針」に基づき、高度情報化が進む中において、学校教育を通じて子どもたちが情報活用能力を身につけ、情報社会において主体的に対応する力を備えられるよう、学校現場や家庭を支援するために教育委員会内に設置し、9名の支援員を配置しています。

主な業務内容は、教育の情報化の推進、プログラミング教育の実践、学校のネットワーク環境にかかわる保守や環境改善、教育職員へシステムにかかわる研修、セキュリティにかかわる研修などです。

各学校の支援員は、教育職員の身近な存在として技術的なアドバイス、具体的な指導

のアドバイスや情報提供を行うことで教職員のＩＣＴ活用への大きな負担をなくし、スムーズな活用につなげてきました。

3 発達支援センターと特別支援教育支援員の配置(令和7年度現在42名)

発達支援センターは平成26年に設置し、専門的なスタッフによる心身の発達に支援を必要とする児童とその家族に対する相談支援、発達障害者の支援体制の構築、発達障害の理解と普及を図っています。

また各学校には、特別支援教育支援員を市費で42名配置しています。

子どもたち一人ひとりに応じた支援の充実につながっています。また、教育職員の支援の充実につながっています。

4 公民館等の公共機関による出前講座等による支援

公民館では「学校と公民館との連携・協働」を大事に多様な学びの具現のために、各学校での教育を支える活動や事業を実施しています。学校に出向いて行う「出前講座」も実施しています。

同様にハケ岳総合博物館、尖石縄文考古館、市民館など公共機関による出前講座も実施しています。

出前講座の実施により、専門性の高い指導、地域の幅広い教材を学習に使い、子どもたち一人ひとりにとっても教育職員にとってもゆとりのある学習に役立っています。

5 いじめ対策の学校支援委員会 ・アドバイザーの配置 〈弁護士、医師、心理の専門家・学識経験者〉

「いじめ防止対策推進法」(第14条第3項)に基づき、「茅野市学校支援委員会」を教育委員会の附属機関として設置しています。いじめ状況報告書の内容確認を行います。子どもの状況、学校対応、学校の方針などについて、専門的客観的な見地から、子どもの側に立って助言及び指導を行っています。

また、行政アドバイザーによるいじめ防止に向けた教育職員研修を実施し、指導の具体に行かしています。

教師一人が抱え込むことなく、また学校だけの判断対応だけでなくいじめの解決を図っています。

6 部活動の地域展開 (土日の部活はR8年度に完全展開 平日の部活動はR13年度までに完全展開) 13

休日の部活動は、令和8年度中に地域展開に移行します。また、平日の部活動は、令和13年度までに完全に地域展開にするように進めています。小学校の合唱団などの課外活動も今後研究していきます。

7 不登校支援 サポートルームの設置(6サポートルーム、7ミニサポートルーム)まなざ

し 市費による13名の教員配置

すべての小中学校内にサポートルームを設置。(6つのサポートルームと7つのミニサポートルーム)一人ひとりの子どものニーズに応じた学び場、子どもの居場所を確保し、子どもたちの持っている力を個に応じて伸ばす場所になっています。また、教育支援センター「まなざし」を学校外に配置し、すべての中学校から通うことができる学びの場、居場所として位置づけています。サポートルーム、まなざしには、市費で13名の教員を配置しています。

子どもたちに合わせた居場所や支援体制をつくり、担任、学校だけで抱え込むことなく支援の充実とともに、子どもたちの成長に大きな役割を担っています。

8 給食指導、食育への栄養教諭、栄養士による指導 14

給食指導や食育などを栄養教諭や栄養士による指導が行われるようにしています。養護教諭や栄養士の負担にならないようにすることが必要です。

ボランティアの方による配膳準備をはじめとする支援については、今後の研究課題として考えていきます。

◎教育職員のメンタルヘルス

1 ストレスチェックの活用

すべての教育職員がストレスチェックを実施(100%実施)できるように声かけをしてきました。校長は日頃よりメンタルヘルスケアについて正しい認識を教育職員に付与して、県教育委員会、市教育委員会と連携して、周囲の理解を得やすくする環境を整えるよう努めていきます。

2 市独自のストレスチェックテスト

市独自のストレスチェックテスト表を教育職員に配布しています。日常からストレスチェックをし、早期対応で医療受診などへつなぎやすくしています。

3 教職員の相談窓口(育ちあいちの)

令和7年度より教職員の悩みを気軽に相談できるように「育ちあいちの」に窓口を設置しています。校長、教頭、同僚に相談しにくい内容や教育職員の個人的なこと等にも秘密厳守で相談ができるようにしています。

4 教育委員会による外部相談・医療紹介

市教育委員会から外部の相談窓口や医療機関などを紹介できるようにしています。秘密は厳守されます。

街中を子どもの学びの場
・子どものための学びの場
・フリースクールとの連携

地域とともにあり、地域
づくりに参画する学校
～共生社会の中の学校

縄文のピーナスプラン②

地域の特色と教育的財産を生かした小中一貫教育と

探求的な学び

茅野市の働き方改革の具体

児童相談所・警察・
外部機関との連携

学校の取組

- 1 コミュニティ・スクールの充実 ⑭ ⑰
(地域コーディネータによる運営)
・子どもの学びのための支援
・学校施設整備への支援
・見回り(交通安全・不審者) ①
- 2 ボランティアの方による学びの支援 ⑮
- 3 広報資料・ウェブサイトの作成 ⑦

各学校の取組

地域と共につくる学校

働き方改革の核

～学校と教育委員会との役割分担と協働～ 子ども・家庭支援の充実と
子ども家庭への支援・相談は ⑤ ⑮ ⑰ 学校・職員の支援の充実と
精神的負担の軽減

学校業務の効率化・軽減化

- 1 勤務時間の客観的管理・市教委の把握
- 2 校務のICT化 教師用タブレットとクラウド利用とネットワーク化 ⑮
- 3 業務支援員の配置 ⑮
- 4 会議、提出物の精選化
- 5 年間計画、日課表の改善 (研究、授業準備の時間の確保、定時通庁日の設定)

各学校の取組

働き方改革への市教委として教育活動への支援

～リードから支援とアドバイスへ～

- 1 読書活動応援センター(読書指導への支援)
- 2 ICTサポートセンター(ICT教育のため
の9人の支援員) ⑧
- 3 発達支援センターと特別支援教育支援員の
配置(42名)
- 4 公民館等の公共機関による出前講座等によ
る支援

- 5 いじめ対応の学校支援委員会・アドバイザーの配置 (弁護士、医師、心理
の専門家・学識経験者)
- 6 部活動の地域展開 (土日の部活はR8年度に完全展開 平日の部活動は
R13年度までに完全展開) ⑬
- 7 不登校支援 サポートルームの設立(6サポートルーム、7ミニサポートルー
ム)まなざし 市費による13名の教員配置
- 8 給食指導、食育への栄養教諭、栄養士による指導 ⑭

教職員のメンタルヘルス

- 1 ストレスチェックの活用
- 2 市独自のストレスチェックテスト
- 3 教職員の相談窓口 (青ちあいのちの)
- 4 教委による外部相談・医療紹介

子どものための学校・学級づくり・質の高い授業づくり
～たくましく・やさしい夢のある子どもを育てる～

自分の人生を豊かに
生きる教職員

時間削減の目標

	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
小学校	35	34	33	32	31	30
中学校	42	39	36	33	30	30

縄文のピーナスプラン①

共生社会をつくり、子どもたちの
多様性を包み込む学校

市の社会福祉部門との連携

教育課程の改善

- 1 1時間単位の授業の弾力的運用
(中学校)
- 2 小学校教科担任制
- 3 教員・教材の共有化

各学校の取組

別添 4

- [illegible]

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答：学校の依頼に応じ、
デジタル技術を活用し、事務職員を中心に実施。
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・
管理：学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワー設備の日常的な保
守・管理：教育委員会連携を図りながら、事務職
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備
の管理：教師は授業等に付随して行う日常点検
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠：副校長・教頭に固定せず、
機械設備、役割分担の見直し等を実施
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ
の配慮：地域住民等の支援や、輪番等を実施
- 12 校内清掃：児童生徒への清掃指導は、地域生
徒等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を実施
- 13 部活動：部活動の地域展開、地域誌等を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教師等が対応
- 15 授業準備 教材の印刷など補助業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 採点作業等のうち補助業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 関係機関の日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協力を促しつつ、必要に応じて外部委託を検討
- 18 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協力を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭 人の対応 専門スタッフの協働等を促進

今後の課題として2 3 6 9 10 11 12 18については、今後検討をしていく。

茅野市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画(案)

(文部科学省で示された「学校と教師の業務3分類」を中心として策定)

(令和7年度版)

令和8年 月

茅野市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	3
3	計画の期間	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	14

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法〈2025年6月改定〉により、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して策定した)

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図ります。

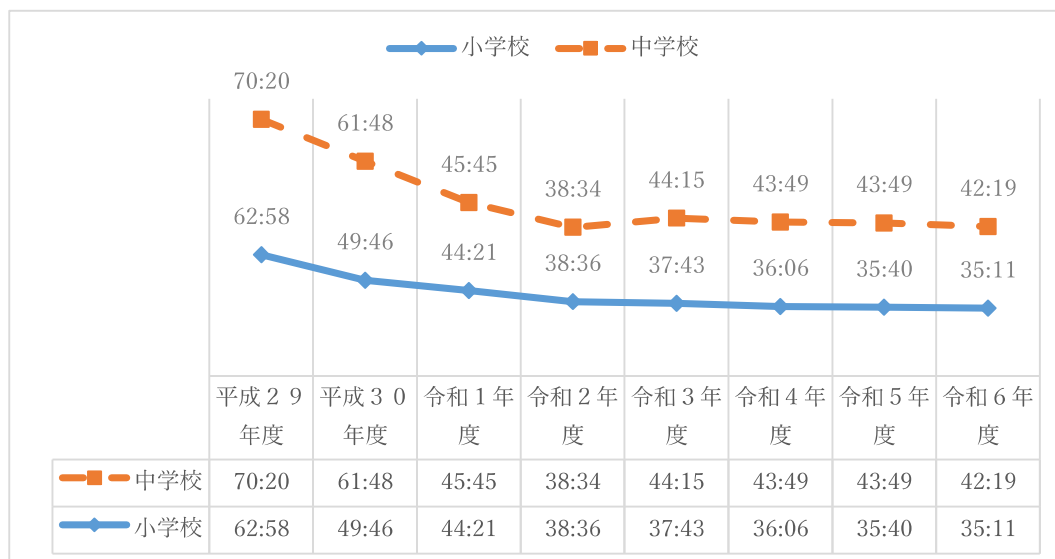
(2) 本市の現状

○本市では、平成30年5月に、茅野市の子どものための働き方改革の目標として「すべての小中学校で、子どものための学校づくり」を推進し、質の高い授業と子どもと保護者に寄り添った支援を具現化していくことを中心課題としました。そのために学校と教育委員会が担うべき業務を明確化・適正化し、役割分担・協働化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善し、本来の学校業務に専念できるようにしてきました。そして、教育職員が自らの豊かな生き方を実現することによって、子どものための質の高い学校・授業、支援を実現できる。」と考え、こども家庭総合支援拠点「育ちあいちの」(以下「育ちあいちの」という)を置きました。これらのことから教育職員の時間外勤務時間の目標を45時間以下にしまし

た。

○こうした取組の結果、本市における教職員の時間外勤務時間の状況について、以下のとおりです。

【時間外勤務時間経年推移】



【令和 6 年度の時間外勤務時間の状況】

	年平均 (全市の平均)	月 45 時間を上回る教職 員の割合	月 80 時間を上回る教職 員の割合
小学校	月 35 : 1 時間	27. 7 %	0. 5 %
中学校	月 42 : 9 時間	43. 2 %	0. 9 %

○「学校と教育委員会が担うべき業務を明確化・適正化し、役割分

担・協働化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善」

(「育ちあいちの」の設置)以前の平成 29 年度は、4, 5 月の平均で小学校 62 : 58、中学校 70 : 20 になっています。

「育ちあいちの」の設置した平成 30 年以降は小学校、中学校共に

勤務時間外の年平均は減少してきました。令和 6 年においては、月ごとの時間外勤務時間の年間平均は小学校、35：11、中学校 42：19 と目標にしていた月ごとの時間外勤務時間が年平均で 45 時間を下回ってきています。

○子ども、家庭への支援を教育委員会と役割分担・協働化をすることで、それまで以前教育職員や学校だけで対応していた支援について時間的にも短縮することにつながっています。

○令和 6 年度における時間外勤務時間が月平均 4 5 時間を超える教育職員の割合は小学校の教育職員の 27.7%、中学校の教育職員の 43.2%となっています。子ども、保護者対応や授業準備などの業務の時間によるものです。長時間勤務という働き方を改革し、質の高い学校づくり、教育職員が豊かな生き方をしていくためにも必要な時間的余裕を創出することが必要です。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条「教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画を定めるものとする」に基づき本計画を策定するものです。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり

(1) 時間外在校等時間に関する目標

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年6月18日)により令和11年度までに公立の義務教育諸学校等の教育職員について「一箇月時間外在校等時間」を平均30時間程度に削減することを目指す』に準じて設定

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小学校	35	34	33	32	31	30
中学校	42	39	36	33	30	30

令和11年度に30時間にするために令和6年度を基準に小学校は年間1時間、中学校は年間3時間の短縮を目標とします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇は教育職員一人に20日間あり、一人ひとりの都合により自由にとれるようにします。(令和6年の年次有給休暇の平均諭得率は16.4日)校長自らが声かけや年休を取得しやすい職場づくりをめざしています。
- ・教育職員が、ゆとりを持った仕事と専門性を高めることにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。。

(1)「業務3分類」を踏まえた業務の見直し

業務3分類（文部科学省が中央教育審議会答申に基づいて示した内容）
に基いて以下のような取り組みを行っています

ア 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、PTA、コミュニティ・スクールなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を行っています。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・平成30年度から立ち上げ、令和5年度よりすべての学校で国型の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に発展しました。学校運営協議会の中に地域コーディネーターを選出し、学習ボランティアなどとの連絡調整を行っています。

◇保護者等からの相談や学校への要望、要求等で学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・平成30年度から教育委員会に「育ちあいの」を設置し、学校との連携の相談窓口としました。また、令和5年度からいじめ対応学校支援委員会を置き、学校が弁護士や心理の専門家、小児科医師、有識者等を活用できる環境と「こども家庭センター(育ちあいの)」を整備することにより、学校と連携し教育委員会による対応ができる体制を構築しました。引き続き充実を図っていきます。小中学校からの延べ相談件数は令和6年度で1226件になっています。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇広報資料・ウェブサイトの作成（「3分類」⑦関係）

- ・各学校のコミュニティ・スクール(学校運営協議会)による作成への支援が行われています。市教育委員会に設置しているICTサポートセンターのによる技術的支援も行われるようになってきました。今後、引き続き行っていきます。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分

類」⑧関係)

- ・令和3年度市教育委員会内にICTサポートセンターを設置しました。ICT教育の支援と共に日常的な保守・管理がスムーズに行われるようにし、必要に応じて外部への依頼を行います。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度中に、原則、休日の部活動の地域展開を実現します。
平日の部活動についても、随時地域展開を進め、令和13年度までに完全実施します。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇給食時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・給食や食育などを栄養教諭や栄養士による指導を行っています。
今後はボランティアの参加など研究をしていきます。

◇授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・県配置の教育業務支援員を各校に配置し、授業準備や学習評価、成績処理等における印刷等の補助的業務を行っています。

◇学習評価や成績処理（「３分類」⑩関係）

- ・ 前述の教育業務支援員が、補助的業務として印刷等を行っています。

◇学校行事の準備・運営（「３分類」⑪関係）

- ・ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を中心に運動会前の校庭整備やテント設営などの支援を行います。

◇支援が必要な児童生徒・家庭（「３分類」⑫関係）

- ・ 平成３０年に教育委員会内に設置した「育ちあいちの」とそのもとでの「発達支援センター」を中心に専門のスタッフと学校が協働して支援にあたるとともに、必要に応じて教育職員へ子どもの支援について必要な情報を提供し、子どもの健やかな成長につながるよう体制を整えています。専門的な支援を生かしながら子ども家庭への対応をよりスムーズに進めます。

（２）働き方改革への市教育委員会としての取組 ～働き方改革へのアドバイスと教育活動充実と負担感軽減のため～

◇こども読書活動応援センター

平成18年に子どもの読書活動推進に関する総合的な連携推進及び連絡調整にかかわる事務を分掌するため、茅野市こども読書活動応援センターを設置しました。ことばとこころを育てる読書活動推進の応援をし、学校と図書館の連携を進めてきました。

主な業務内容

読書活動に関する助言、コーディネート、司書教諭、学校司書への助言、読書ボランティアの養成、活動支援 など

◇ICTサポートセンター

令和3年に「茅野市内小中学校ICT教育推進方針」に基づき、高度情報化が進む中において、学校教育を通じて子どもたちが情報活用能力を身につけ、情報社会において主体的に対応する力を備えられるよう、学校現場や家庭を支援するために教育委員会内に設置し、9名の支援員を配置しています。支援員は各学校の教育職員の身近な存在として、具体的な指導のアドバイスや情報提供を行います。

主な業務内容

教育の情報化の推進、プログラミング教育の実践、学校のネットワーク環境にかかわる保守や環境改善、教職員へシステムにかかわ

る研修、セキュリティにかかわる研修 など

◇発達支援センターと特別支援教育支援員の配置

発達支援センターは平成 26 年に設置し、専門的なスタッフによる心身の発達に支援を必要とする児童とその家族に対する相談支援、発達障害者の支援体制の構築、発達障害の理解と普及を図っています。

また各学校には、特別支援教育支援員を市費で 42 名配置し、子どもたち一人ひとりの支援の充実をさらに図ります。

◇公民館等の公共機関による出前講座等による支援

公民館では「学校と公民館との連携・協働」を大事に「多様な学び」の実現のため、各学校での教育を支える活動や事業を実施しています。学校に出向いて行う「出前講座」も実施してきました。

その他八ヶ岳総合博物館、尖石縄文考古館、市民館など公共機関による出前講座も実施しています。

出前講座の実施により、効果的な教材研究と授業づくりの一助とします。

◇いじめ対応の学校支援委員会・アドバイザーの配置

「いじめ防止対策推進法」(第14条第3項)に基づき、「茅野市学校支援委員会」を教育委員会の附属機関として設置しています。いじめ状況報告書の内容確認を行い、子どもの状況、学校対応、学校の方針などについて、専門的な見地から、子どもの側に立って助言及び指導を行っています。

また、行政アドバイザーによるいじめ防止に向けた教育職員研修を実施しています。

◇部活動の地域展開(再掲)

令和8年度中に、休日の部活動の地域展開を実現します。平日の部活動についても、地域クラブの立ち上げ等地域展開を進め、令和13年度までに実施します。

◇不登校支援 サポートルームの設立

すべての小中学校内にサポートルームを設置しています。(6つのサポートルームと7つのミニサポートルーム)一人ひとりの子どものニーズに応じた学び場、子どもの居場所を確保し、子どもたちの持っている力を伸ばす場所になっています。また、教育

支援センター「まなざし」を学校外に設置し、すべての中学校から通うことができる学びの場、居場所として位置づけています。これらの居場所に市費で13名の教員を配置しています。子どもたちに合わせた居場所や支援体制の充実を図ります。

◇給食指導、食育への栄養教諭、栄養士による指導(再掲)

- ・給食指導や食育などを栄養教諭や栄養士による指導を行っています。

今後はボランティアの方参加など研究をしていきます。

(3) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で適正な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・日課表の改善を行いました。今後、週日課や年間計画など各学校ご

とさらに研究を進め改善を図ります。

- デジタル技術の活用により、C４t hの活用(令和8年4月からはLINEスクールの導入)やネットワーク化、教育職員のタブレット配布などの校務の効率化を推進します。教育職員一人1台のタブレット配布は令和7年度に100%実施しました。
- 退勤後の留守番電話機能や電話の録音機能を利用して退勤後の保護者への電話対応を実施します。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施しています。(現在も実施)
- すべての小中学校で、ストレスチェックの実施率を100%にします。
- 校長による職員との面談により一人ひとりの職員の健康チェックや、悩みを把握して職場環境の改善を行います。
- 令和7年度から教育職員の心身の健康問題についての相談窓口を「育ちあいちの」に設置しています。

- 年次有給休暇についてまとめた日数を連続して取得できるよう、長期休業(夏季休業中)等の期間中に閉校期間の設定するなど年次有給休暇の取りやすい環境づくりを行っています。
- 令和8年度中に、学校における定時退校日を月ごと定期的に(学校ごと目標を立て)設置し、週暦に設定します。
- 早出遅出出勤制度、テレワークの導入について8年度中に研究を行います。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取り組みの着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を客観的に把握し、毎年度、茅野市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、「育ちあいちの」と連携し、関係部局・関係機関とともに引き続き取り組みます。
- 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。

特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校

や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

なお、長時間勤務者については、市教育委員会でも具体的に把握し、市校長会では、必ず毎回取り組みを確認します。

- ・各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教育委員会からの支援を行います。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施します。また、学校保健委員会を定期的に関催し、実効性のある取り組みを引き続きしていきます。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、市教育委員会における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、それぞれの項目について協力を得られるよう取り組みます
- ・学校徴収金の徴収・管理については、公会計化等を踏まえ研究をすすめます。

その他（１）

茅野市学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年　　月　　日

茅野市長　　今井　敦

茅野市規則第　　号

茅野市学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

茅野市学童クラブ条例施行規則（平成22年茅野市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項及び第3項中「茅野市養護学校学童クラブ」を「茅野市支援学校学童クラブ」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

茅野市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年２月２７日

茅野市長 今井 敦

茅野市規則第５号

茅野市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

茅野市児童手当事務取扱規則（令和４年茅野市規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第５条中「児童手当（認定・認定請求却下）通知書（施設等受給資格者用）（様式第３号）」を「児童手当認定通知書（施設等受給資格者用）（様式第３号）又は児童手当認定請求却下通知書（施設等受給資格者用）（様式第３号の２）」に改める。

第８条中「児童手当（額改定・額改定請求却下）通知書（施設等受給者用）（様式第６号）」を「児童手当額改定通知書（施設等受給者用）（様式第６号）又は児童手当額改定請求却下通知書（施設等受給者用）（様式第６号の２）」に改める。

様式第１号を次のように改める。

様式第 1 号(第 4 条・第 11 条関係)

第 年 月 日 号

様

長野県茅野市長 印

児童手当 認定通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

【この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載】

記

認 定 に 関 す る 事 項			
1 支給対象児童数 ならびに手当月額	3 歳未満	第 1 子・第 2 子 人 円	第 3 子 人 円
	3 歳～小学校修了前	第 1 子・第 2 子 人 円	第 3 子 人 円
	中学生	第 1 子・第 2 子 人 円	第 3 子 人 円
	中学校修了後 18 歳 到達後の年度末前	第 1 子・第 2 子 人 円	第 3 子 人 円
	【合 計】	人	円
2 区分 児童手当			
3 支給開始年月 年 月から			
4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()			
備考			

様式第 2 号中「茅野市長」を「長野県茅野市長」に改める。
様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号（第 5 条関係）

第 年 月 号

施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等） 様

長野県茅野市長 印

施設等の名称
施設等の種類

児童手当 認定通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

【この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載】

記

認 定 に 関 す る 事 項	
1 支給対象児童数	(3 歳未満) 人
	(3 歳以上) 人
	計 人
2 手当月額	(3 歳未満) 円
	(3 歳以上) 円
	計 円
3 支給開始年月	年 月から
4 支給対象児童の氏名及び生年月日	(※) この通知書の別紙をご確認ください
備考	

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第3号の2（第5条関係）

第 年 月 号 日

施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等） 様

長野県茅野市長 印

施設等の名称
施設等の種類

児童手当 認定請求却下通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

【この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載】

記

認 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

様式第4号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

長野県茅野市長



児童手当 額改定通知書

請求、届出
児童手当の額の改定については、 により、次のとおり改定
職 権
しましたので通知します。

【この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載】

記

額 改 定 に 関 す る 事 項			
1 改定後の支給対象 児童数ならびに 改定後の手当月額	3 歳 未 満	第 1 子・第 2 子 人 円	第 3 子 人 円
	3 歳～小学校修了前	第 1 子・第 2 子 人 円	第 3 子 人 円
	中 学 生	第 1 子・第 2 子 人 円	第 3 子 人 円
	中 学 校 修 了 後 18 歳 到 達 後 の 年 度 末 前	第 1 子・第 2 子 人 円	第 3 子 人 円
	【 合 計 】	人	円
2 区分	児童手当		
3 改定年月	年 月から		
4 改定（増・減額）の理由	()		
備考			

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

長野県茅野市長 

児童手当 額改定請求却下通知書

児童手当の額の改定については、
請求、届出 により次のとおり却下しました
職 権
ので通知します。

【この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載】

記

額 改 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号（第 8 条・第 9 条・第 10 条関係）

第 年 月 号 日

施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等） 様

長野県茅野市長 印

施設等の名称
施設等の種類

児童手当 額改定通知書（施設等受給者用）

請求、届出

児童手当の額の改定については、 により、次のとおり改定しましたので

職 権

通知します。

【この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載】

記

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1 改定後の支給対象児童数	（3歳未満） 人
	（3歳以上） 人
	計 人
2 改定後の手当月額	（3歳未満） 円
	（3歳以上） 円
	計 円
3 改定年月	年 月から
4 増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由 （※）この通知書の別紙をご確認ください	
備 考	

様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 6 号の 2 (第 8 条関係)

第 年 月 号
日

施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名 (法人名等) 様

長野県茅野市長



施設等の名称
施設等の種類

児童手当 額改定請求却下通知書 (施設等受給者用)

請求、届出

児童手当の額の改定については、 により次のとおり却下しました

職 権

ので通知します。

【この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載】

記

額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

様式第 7 号中「茅野市長」を「長野県茅野市長」に改める。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号（第 12 条・第 13 条関係）

第 年 月 号
日

施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等） 様

長野県茅野市長



施設等の名称
施設等の種類

児童手当 支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

【この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載】

記

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

様式第 9 号中「茅野市長」を「長野県茅野市長」に改める。
様式第 10 号を次のように改める。

様式第 10 号（第 14 条関係）

第 年 月 日

施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等） 様

長野県茅野市長



施設等の名称
施設等の種類

未支給児童手当 支給決定 通知書（施設等受給資格者用）
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支給児童手当の支給については、
支給することに決定
次のとおり しましたので通知します。
請求を却下

【この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載】

記

児童の氏名
児童の住所
支払いの内容
1 支払期間
2 支払金額
3 支払年月日
4 支払方法
却下した理由

様式第 11 号、様式第 12 号及び様式第 13 号中「茅野市長」を「長野県茅野市長」に改める。

様式第 14 号を次のように改める。

様式第14号(第18条関係)

年 月 日

住所（法人の主たる事務所の所在地）
氏名（法人名等） 様

長野県茅野市長 印

児童手当 支払通知書

整 理 番 号		
受 給 者 氏 名		
支 給 内 容	支 給 対 象 期 間	年 月 ～ 年 月
	支 払 金 額	円
振 込 年 月 日		年 月 日
振 込 先 銀 行 名 支 店 名		

児童手当の支払いについては、上記金融機関の口座に振り込みますので通知します。

様式第 15 号中「茅野市長」を「長野県茅野市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【R8.2.25 定例教育委員会資料】
生涯学習部 スポーツ健康課

信州やまなみ国スポ・全障スポの開催準備について

1 概要

第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会は、令和10年度に長野県での開催が決定し、国スポでは正式競技が37競技、公開競技が8競技、デモンストラレーション競技が21競技、特別競技が1競技、全障スポでは14競技が開催されます。

茅野市においては、国スポでは「軟式野球」（野球場）、全障スポでは「フライングディスク」（陸上競技場）が開催されます。

2 スケジュール（別紙１）

令和８年４月 信州やまなみ国スポ・全障スポ茅野市実行委員会の設立

令和８年中 信州やまなみ国スポ・全障スポ茅野市実施本部（仮称）の設置

令和９年 リハーサル大会の開催

令和10年 本大会の開催

令和11年２月 実行委員会の解散

3 組織（別紙２）

①信州やまなみ国体・全障スポ茅野市実行委員会

議会、教育委員、関係機関・団体行政の各界代表者の参画を得て設立

②信州やまなみ国スポ・全障スポ茅野市実施本部（仮称）

部課局の協力を得て庁内に設置

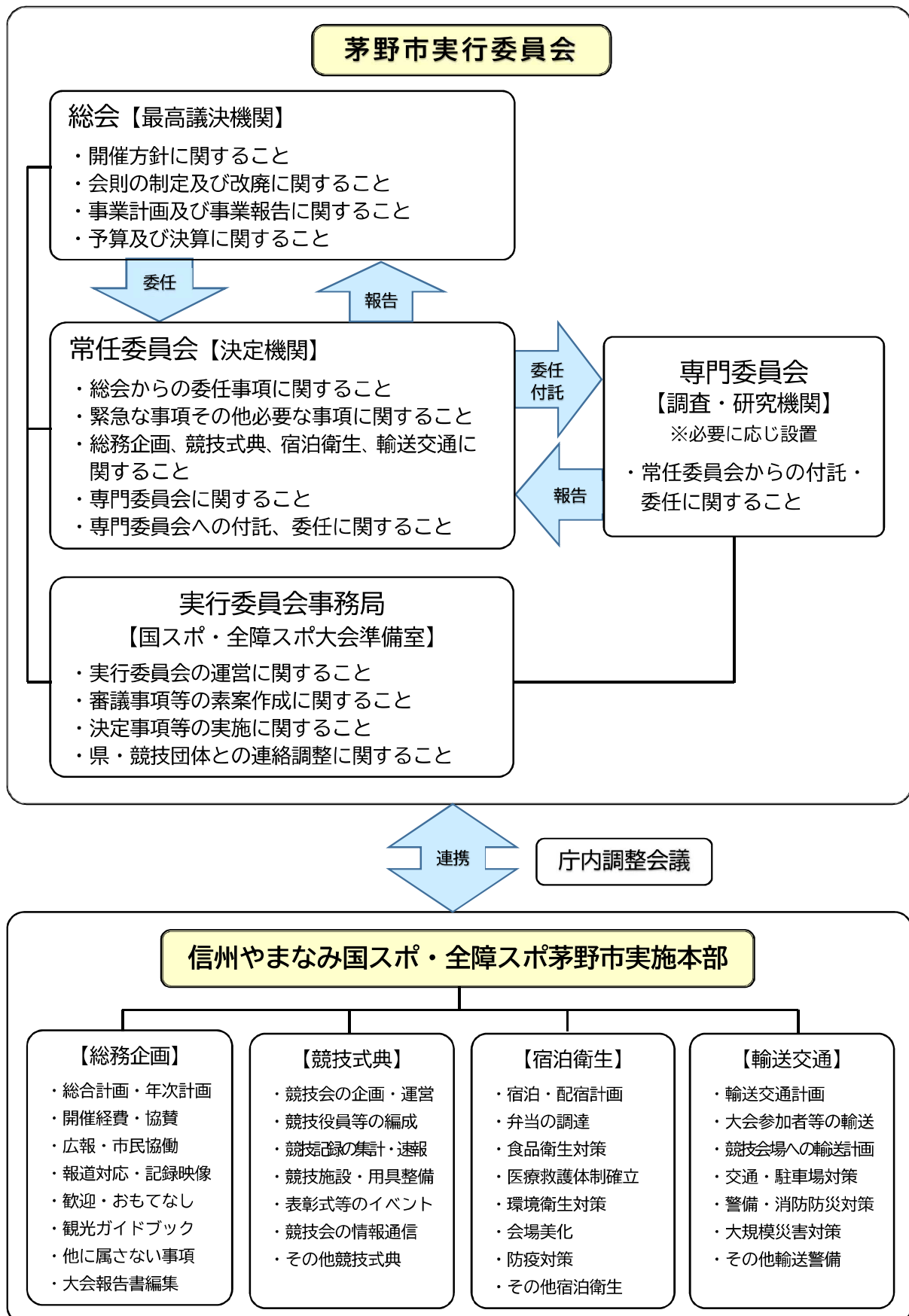
総務企画、競技式典、宿泊衛生、輸送交通の４部会に参画いただき、準備と大会運営を行います。

4 競技会場地市町村（別紙３）

スケジュール

年度	主要日程	茅野市実行委員会	茅野市・実施本部
令和5年度 (2023年) 【5年前】 鹿児島県	開催内定		スポーツ健康課で 事務担当
令和6年度 (2024年) 【4年前】 佐賀県			スポーツ健康課内 に国スポ・全障ス ポ準備室設置
令和7年度 (2025年) 【3年前】 滋賀県	開催決定・会期決定		
令和8年度 (2026年) 【2年前】 青森県		○実行委員会設立 ○第1回総会開催 (R8.4月頃) ○常任委員会開催	準備室に国スポ 担当者配置予定 実施本部設置予定
令和9年度 (2027年) 【1年前】 宮崎県	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会リハーサル大会開催		
令和10年度 (2028年) 【開催年】 長野県	第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催		
		解散総会 (R11年2月頃)	

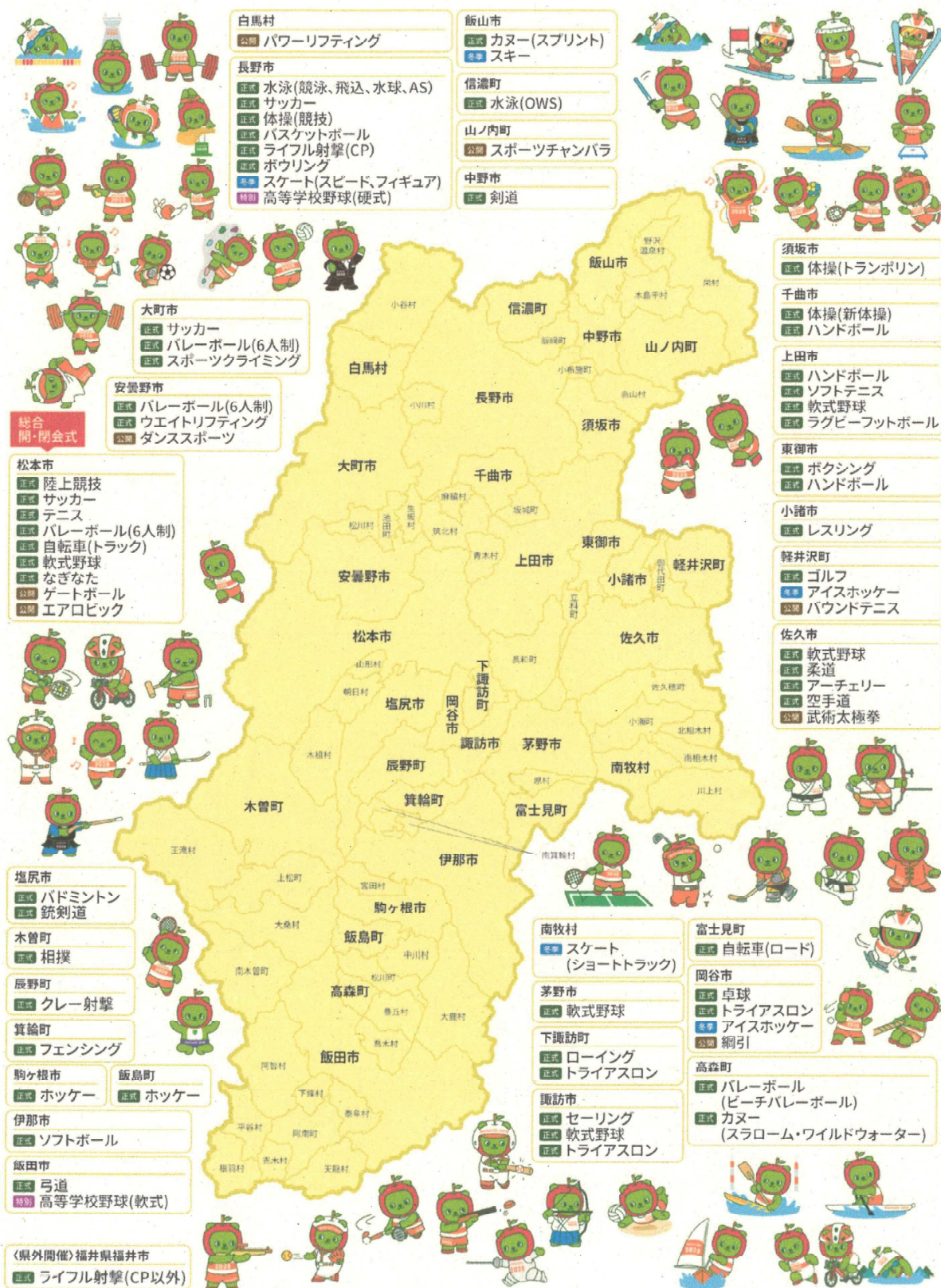
信州やまなみ国スポ・全障スポ茅野市実行委員会組織図（案）



信州やまなみ国スポ 競技会場地市町村

正式 国スポ 正式競技(本大会) 冬季 国スポ 正式競技(冬季大会)
 公開 国スポ 公開競技 特別 国スポ 特別競技

(2025年4月現在)



長野県 PR キャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ

信州やまなみ国スポ 競技会場地市町村

デモ デモンストレーションスポーツ

(2025年4月現在)

白馬村

デモ バイアスロン
デモ ヒップホップダンス

筑北村

デモ 日本拳法

池田町

デモ マレットゴルフ

安曇野市

デモ テコンドー

山形村

デモ ニュースポーツイベント

塩尻市

デモ スポーツウエルネス吹矢

飯綱町

デモ 飯綱町スポーツレクリエーション

小布施町

デモ ボルダリング

長野市

デモ ホソリ
デモ フロアホッケー



箕輪町

デモ スマートフェンシング

松川町

デモ 森林セラピー

御代田町

デモ カーリング

佐久市

デモ 少林寺拳法



富士見町

デモ ボッチャ

伊那市

デモ 駅伝

宮田村

デモ スポーツフェスティバル

飯島町

デモ 囲碁ボール

阿智村

デモ チャレンジフェスティバル
～小中学生のためのスポーツ体験交流会～

信州やまなみ全障スポ 競技会 会場 地 市 町 村

正式 全障スポ 正式競技(本大会)

(2025年4月現在)

長野市

- 正式 水泳
- 正式 ボウリング
- 正式 バスケットボール
- 正式 車いすバスケットボール



大町市

- 正式 バレーボール(精神)

安曇野市

- 正式 バレーボール(身体)

松本市

- 正式 陸上競技
- 正式 バレーボール(知的)
- 正式 サッカー



伊那市

- 正式 ソフトボール
- 正式 ブラインドベースボール
- 正式 フットソフトボール



千曲市

- 正式 ボッチャ

佐久市

- 正式 アーチェリー



岡谷市

- 正式 卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)



茅野市

- 正式 フライングディスク



長野県 PR キャラクター「アルクマ」© 長野県アルクマ

令和 7 年度 第 19 回茅野市小中高校生調べる学習コンクール実施報告

茅野市こども読書活動応援センター

1 主催：茅野市／茅野市教育委員会／茅野市校長会

共催：読書の森 読りーむ in ちの

後援：公益財団法人 図書館振興財団／信濃毎日新聞社／長野日報社

エルシーバイ株式会社／SBC信越放送／NBS長野放送

T S B テレビ信州／a b n 長野朝日放送

2. 実施期間（募集期間）2025 年 9 月 2 日（火）～ 9 月 30 日（火）

3. 本年度応募作品数・応募人数

小学生の部 1,006 作品 979 名（一人で 2 作品取り組んだ児童 27 名）

中学生の部 391 作品 391 名

合計 1,397 作品 1,370 名（参加率 34%）

※学校別学年別応募状況は別紙参照



4. 審査会

日 時：2025 年 10 月 14 日（火） 14：00 ～ 17：00

会 場：茅野市役所 8 階大ホール

審査員：25 名 茅野市長、茅野市教育長、学校教育課長、生涯学習部長、生涯学習課長
市校長会担当校長、特別審査員（3 名 尖石縄文考古館特別館長、読書の森 読りーむ in ちの会長 を含む）、市内小中学校司書教諭（13 名）、
市内小中学校司書代表（3 名）



5. 入賞作品について

【入賞作品】 計 26 点

茅野市長賞 1 点 「私の制服をもっと知りたい好きになりたい
～何十年も続く 制服の理由～」

教育委員会賞 4 点

小学生の部 低学年 「タコとイカは、どっちがすごい？」

小学生の部 中学年 「武将は歯みがきをしていたの？」

小学生の部 高学年 「金鶏の謎を追え！ ～僕のふるさと金沢地区～」

中学生の部 「雷にどう備えるの？」

審査委員長賞 4 点

小学生の部 低学年 「大好きなきゅうりについてしらべてみよう！」

小学生の部 中学年 「あぶない！ 諏訪地域に迫りくる大地震
～昭和東南海地震・糸魚川静岡構造線から学ぶこと～」

小学生の部 高学年 「ぼくの家の前川の川は養川の堰なのか？」

中学生の部 「ツバメ～愛情たっぷりな子育ての秘密～」

読書の森 読りーむ in ちの賞 1 点

「みんな知ってる？ りんどうの里」

縄文賞 1 点 「土偶って もしかして今のお地藏さま？？」

茅野市図書館賞 1点 「海のない茅野市でなぜ寒天が特産物になったのか？
～守りたい茅野市の寒天～」

こども読書活動応援センター賞 1点
「僕はどうしてわすれんぼうなの？
～未来わすれんぼうにならないために～」

審査員特別賞 13点

【入選作品】 計 22点
小学生の部：18点、中学生の部：4点、家族の部：0点

6. 応募状況の推移

	R 1 年度		R 2 年度		R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		R 7 年度	
	(第13回)		(第14回)		(第15回)		(第16回)		(第17回)		(第18回)		(第19回)	
	提出数	入賞 入選	提出数	入賞 入選	提出数	入賞 入選	提出数	入賞 入選	提出数	入賞 入選	提出数	入賞 入選	提出数	入賞 入選
小	1,012	50	627	55	1,132	57	984	入賞17 入選21	971	入賞20 入選23	991	入賞21 入選14	1,006	入賞20 入選18
中	262	11	289	14	175	10	263	入賞 5 入選 7	344	入賞 7 入選 7	398	入賞 6 入選 7	391	入賞 6 入選 4
総 数	1,274	61	916	69	1,307	67	1,247	入賞22 入選28	1,315	入賞27 入選30	1,389	入賞27 入選21	1,397	入賞26 入選22

児童生徒数 小学校 2,662名 全応募者 979名 参加率 37%（前年比+2%）
中学校 1,376名 391名 28%（前年比-1%）
市全体 4,038名 1,370名 34%（前年比+1%）

7. 第19回「茅野市小中高校生調べる学習コンクール」表彰式

- (1) 日時：2025年11月7日（金） 17:00 ～ 17:30
(2) 会場：茅野市役所 1階ロビーホール



8. 優秀作品展、入選・佳作作品展開催

- ① 優秀作品展：入賞作品（審査員特別賞 13点を含む） 計 27点
期間：A 令和7年11月5日（水）～11月14日（金）
B 令和7年11月15日（土）～12月2日（火）

場所：A 茅野市役所 1 階ロビー（実物展示 ⇒ 全国推薦作品はレプリカ展示）



それぞれの作品の良さや個性が伝わる展示になるように、作品に付随する資料なども開いて展示している。また、ミニ調べる学習の作品は、一枚に自分の調べた過程や自分の考えの変化が見えるようにまとめることを特徴としているので、内容が見えるように開いて展示した。

一つ一つの入賞作品に添付しているメッセージカードは、審査員が感じた『それぞれの作品の素敵どころ』に加え、作品の特徴を伝え、作者の思いに寄り添ったメッセージになるように作成している。保護者にも好評で、「こんなにほめていただいて、びっくりしました。」という保護者もいた。作品に添えて展示し、作品返却の際に本人に進呈する。

場所：B 茅野市図書館 どんぐり図書室前（レプリカの展示）



② 入選（審査会 1 次審査通過）作品 21 点・佳作（学校推薦）作品 82 点

期間：A 令和 7 年 11 月 17 日（月）～12 月 2 日（火）

B 令和 7 年 11 月 22 日（土）茅野市こども読書のつどい

場所：A 茅野市役所 1 階ロビー



B 永明小学校・永明中学校メディアセンター



9. 図書館を使った調べる学習コンクール（全国審査）状況

（1）応募総数について

応募作品総数（2026/ 1/ 14 現在）	127, 459 作品	開催団体	171 団体
調べる学習部門 小学生の部	94, 780	内 茅野市	1006 作品
中学生の部	30, 784		391 作品
高校生の部	1, 760		0
大人の部	89		0
子どもと大人の部	46		0
調べる学習指導・支援部門	0		0
合 計	127, 459	茅野市	1, 397 作品

（2）審査結果について

入賞 3 団体、32 作品	内 茅野市	1 団体	1 作品
入選 ・優良賞 141 作品（表彰状、副賞）	内 茅野市	1 作品	
・奨励賞 282 作品（表彰状、副賞）		6 作品	
・佳作 1, 423 作品（表彰状）		13 作品	

10. 関連事業

（1）調べる学習研修会

【目的・対象】目的）調べる学習の指導および、日頃の指導における著作権についての理解を深め、実践に活かすため。

対象）小中学生の調べる学習（授業も含めて）にかかわる教職員（学校図書館長・司書教諭・学校司書・担任の先生方）

【日時・場所】令和7年5月27日（火）15時30分～17時

茅野市役所 8階大ホール

【実施内容】講師：原口 直（はらぐち なお）先生

東京学芸大学学校図書館運営専門委員会 著作権アドバイザー

演題：『学校での著作権』

参加者：市内 司書教諭 11 名 学校司書 12 名 司書支援員 1 名

校長 7 名 教職員 5 名 生涯学習課事務局 7 名

御代田町図書館職員 2 名 御代田町学校司書 3 名 計 48 名

【研修内容】（オンライン研修 アハスライドによる共有）

- ① はじめに ― 著作権 できることと、やっていいことは違う
- ② 著作権の基礎

知的財産権

産業財産権

著作権

その他
- ③ 学校での著作権
- ④ 子どもにどう教えるか



（2）親子でチャレンジ！調べる学習講座

【目的・対象】：親子で一緒にミニ調べる学習に取り組み、調べる学習のやり方、流れ、注意点などについての理解を図る。6月はテーマ決め、7月はまとめて重点を置いた内容で実施。

【日時・場所】：日時：6月14日（土）15日（日）13:00～16:30基礎講座

7月5日（土）6日（日）13:00～16:30まとめ方講座

場所：いずれも茅野市図書館2階閲覧室・どんぐり図書室

【内容】：6月＝ドーナツチャート・親子でインタビューなどを使いながらテーマの絞り込みに重点を置いた講座

7月＝資料を探し、必要なことを抜き書きする、引用文を使いながら、わかったことをまとめていくことに重点を置いた講座

＊事前に主旨を知らせて募集（各日とも8組限定）し、それぞれ、重点に見合った内容での研修を実施

【成果】

	親子（組）	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中1	計（延べ人数）
6/14（土）	7	1	0	4	1	1	0	1	7組8名
6/15（日）	5	0	1	1	0	0	2	1	5組5名
7/ 5（土）	6	0	0	3	1	1	1		6組6名
7/ 6（日）	6	0	2	2	0	0	1	大人	6組6名
計	24	1	3	10	2	2	4	3	24組25名

＊申し込み数 のべ26組29名（2回申し込み11組12名）

＊欠席数 4組5名（6月都合で欠席し7月2回参加1組

7月1回参加1組

6月親子で参加し、7月親のみ参加1組

7月2回申し込み、1回のみ参加1組

実参加者数15組（保護者15名・児童16名 計31名）昨年度比（件数－7 児童－10）

※今年度の特徴として、7月の参加者は、全て2回申し込みをした人や、6月に出られなくて、7月2回という参加者もあり、実参加者数は少なくなっている。

（3）調べる学習に関する出前講座・出前授業の実施

① 茅野市転入職員読書研修会 2025.4.17（木）於：茅野市役所8階大ホール

『茅野市の読書活動 一人ひとりが輝く本の世界へ～朝読書と調べる学習を通して～』

目的：茅野市に新しく着任した先生方と、学校図書館長（学校長）、学校司書、司書教諭とが一堂に会し、茅野市の読書教育の基本的な考え方を共有し、図書館の活用と調べる学習の進め方について、共通理解を図る。

内容：・教育長講話

・保育士からみた茅野市の読書活動

※ 今年度は、子どもたちの読解力の育成には、小さい頃からの読み聞かせや絵本とのかかわりが大切であると考え、全体の内容に「保育士から見た茅野市の読書活動」を加えた。

・茅野市の読書活動（こども読書活動応援センターより）

② 出前授業

・2025.5.31（土）1校時 場所：北山小学校

小学校3年生「調べてわかると楽しいね～知りたいと思ったわけを伝えよう」

・2025.7.8 2校時、3校時 7.10 1校時、2校時 場所：東部中学校

中学校1年生「自分が主役！ 財産を増やす調べる学習に挑戦しよう」

・2025.7.3 1校時、2校時、3校時 場所：北部中学校

中学校2年生「自分が主役！ 財産を増やす調べる学習に挑戦しよう」

（4）夏休み調べる学習相談会

毎年、夏休みのスタートから10日間程度、市図書館の協力を得ながら開催している。学校図書館の夏休み開館日以外の日でも、児童生徒が市の図書館で調べる学習の相談

ができるように、予約なしで自由参加としているため気軽に利用できる。昨年、8月最初の日曜日までの開催だったが、週明けにも相談にくる利用者があったため、今年は2週目の火曜日まで延長した。年々利用が増え、今年はレファレンス以外の相談だけでも 68 件の相談があった。また、お盆明けになると、まとめ方の相談に来館する児童生徒、保護者もある。期間外でも、担当者が対応できるように勤務を調整していきたい。

(5) スキルノートの見直しと修正・活用の促進

2022 年度図書館振興財団振興助成事業により作成した『学校図書館活用スキルノート』が市内全小中学校の児童生徒に印刷配布され、3 年目を迎えた。

現在、修正版を作成中。

<再検討：要約についての解説と例題>

国語の教科書からの例題を作成したが、解答例の幅が広いことなどから、再検討が必要だと考えている。

(6) 『調べ学習ナビ』『親子でチェック！！調べる学習のススメ方』の見直し・新版の作成

昨年度、茅野市のコンクール名称に合わせて、『調べる学習ナビ』に改称した。

さらに今年度は、先生方からの「コンクールに特化した内容でなく、『授業の中での調べる活動』『探究学習』でも活用できるもの。夏休みに子どもが家に持ち帰って、保護者がみても分かるもの。この一冊があれば、図書館を使った調べる学習を進められて、一歩進んでコンクールに出品するときの参考にもなるもの」が欲しい。という要望を受けて、大幅な改訂に取組んだ。

名称も『調べ方がわかる 図書館を使った調べる学習ナビ』と変え、新版として基本編・ミニ調べる学習編・ワークシート集の3分冊に分けて作成。学校へはデータで配信して、授業で必要な箇所を印刷して使ったり、ワークシートを必要に応じて使いやすように加工したりできるように配慮した。



これまでは、先生方が子どもたちに指導する際に、手持ちで利用するための参考資料として配布していたが、今回は、児童生徒が直接手にし、ナビを見ながら学習を進めることができるように考えて作成した。小学校3年生で初めて調べる学習に取り組むという例が多いことから、3年生以上で習う漢字にはフリガナをつけている。

現在、茅野市の子どもたちが授業や家庭学習で活用することを条件に、図書資料やホームページの著作物利用の許諾を得ている。研修会などで紹介した際の要望や、先生方が異動により市外に転出した際の活用に対応できるように、ナビを利用する際の注意条項の整理を検討中である。

また、これまでの『親子でチェック！！調べる学習のススメ方』についても、『調べ方がわかる 図書館を使った調べる学習ナビ』の改訂に合わせてチェック項目を整理し、どちらを見ても、同じように進めていくことができるように修正した。

(7) ホームページの活用

昨年度新設した、茅野市のホームページ内のこども読書活動応援センターのページに、

「茅野市小中高校生調べ学習コンクール」の内容の充実を図った。

前年度の結果・作品の紹介・今年度の計画・募集要項（小中高校生用）を掲載したほか、（6）で紹介した、『親子でチェック！！調べる学習のススメ方』を掲載した。

夏休みに、調べる学習に取り組んでいる児童の保護者から問い合わせがあり、具体的に画面を共有しながら説明するなど、学校外での活用も見られた。

茅野市のホームページのアドレス、QRコードは以下のとおり

<https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/shogaigakushu/869.html>

[茅野市こども読書活動応援センター・茅野市ホームページ（生涯学習課）（chino.lg.jp）](https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/shogaigakushu/chinoshidokushokatudo.html)



<https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/shogaigakushu/chinoshidokushokatudo.html>

[茅野市の読書活動・茅野市ホームページ（生涯学習課）（chino.lg.jp）](https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/shogaigakushu/chinoshidokushokatudo.html)



（8）学校訪問での利用指導事例の紹介

≪スキルノート活用例≫

・2025.6.20（金）金沢小学校 読書参観日

4年生：年鑑ビンゴ



担任の先生が、朝日ジュニア学習年鑑 2025 を使って、問題を作成（16問）16マスの中から問題を選び、年鑑を使って親子で調べ回答する。正解だとシールをビンゴの該当場所に貼り、ビンゴを完成させていく。スキルノートで基礎を押さえてから、担任の先生独自の方法で展開。親子で夢中になって取り組んでいた。

・2025.6.25（水）泉野小学校 茅野市読書推進事業授業研究会

2年生：おおきくなった ぼく・わたし

生活科で、自分の成長のようすとそこにかかわってくださった人たちを学ぶ中で、子どもたちに浮かび上がってきた疑問「あかちゃんは、おなかのなかでどうしているのかな？」について、本を使って調べて記録する時間。



≪著作権指導例≫

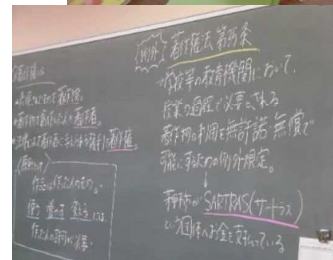
・2025.9.2（火）長峰中学校 読書参観日

全学年：著作権について

それぞれの教室で、音楽のダウンロードや

画像のコピー、SNSでの利用など

生徒の身近な事例を出し合いながら考え合う時間



（9）「宮坂英式記念 尖石縄文文化賞授賞式」での縄文作品の展示

昨年、縄文文化賞の表彰式で子どもたちの作品を展示し、『縄文・市民科』の学習が根付き、小さい頃から継続してかかわってきた子どもたちが、縄文のどんなところに関心を

寄せ、どのように調べているのかを研究者のみなさんにも知っていただく機会とした。

来館者にも大変好評で、特に考古学の専門家から感嘆の声が多く寄せられたことから、今年度も継続して展示をしている。

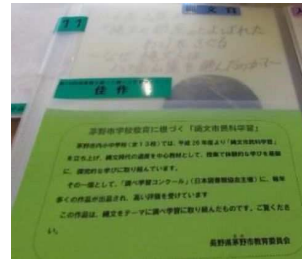


また「宮坂英式記念 尖石縄文文化賞授賞式」が行われた11月3日（月・祝）は、8月に逝去された縄文研究の第一人者として知られる考古学者小林達雄先生を偲ぶ会が、國學院大學にて行われた。

この会に出席した教育長から参列者の皆さんに児童の作品が紹介され、好評をいただいた。

今年度も、縄文文化に着目し、校内審査を通過した作品が多くみられた。

これまで縄文をテーマに取り組む児童生徒の作品には、土器や土偶、竪穴住居といった「もの」をテーマにしたものが多かったが、今年は「縄文の子どものあそびをしりたい」「仮面の女神のひみつ～仮面の女神はなににつかわれていたのか？～」「探れ！硬いヒスイを昔はどうやって削っていたの？」「土偶ってもしかして今のお地藏さま？？」など、縄文人の生活や考えていたことに思いを馳せたテーマが特徴的だった。子どもならではの発想が、専門家たちを唸らせている。



(10) 中学校区の読書教育研修会における調べる学習講座の実施

永明中学校区職員研修会

日時：2025. 8. 1（金）8：45～10：30

場所：永明小・中学校メディアセンター

目的：永明中学校区の読書教育について、3校が足並みをそろえて進むために大切にしていること、調べる学習について小中一貫教育の9年間で揃えていく点を検討するうえで、発達年齢におけるポイントを学ぶ。

対象：永明中学校・永明小学校・米沢小学校の教職員

内容：「ミニ調べる学習に挑戦！」



11. 作品審査から

① 図書館の利活用や調べる学習における今年の傾向

(1) 今年の作品の特徴

○小学校では、授業でミニ調べる学習や探究学習に取組み、学年・学級で同じテーマに取り組むことで「本を使って調べる学習」に慣れ親しむ児童が増えている。また授業で学んだ後、自分なりのテーマで新たな作品に取組む児童も多く、一人で2作品提出した児童が27名もあった。自分の疑問と向き合い、調べてまとめて発信することを楽しむ学習が浸透してきている。

- 中学校での出前授業が増え、動機をより具体的に書いたり、自分の考えを書くことを意識して取り組んだりすることができるようになってきている。また生徒の感想から**自分の疑問と向き合い、ネットに頼るのではなく、本を使って調べてわかることの積み重ねを楽しむ姿**も見られるようになり、継続することで生徒の探究に向かう意識の向上に繋がることが期待される。
- 今年度、茅野市・地震・天気（雷や台風）・戦争にかかわるテーマが目立った。これらについて、生活の中での家族との会話や、身近な人の体験・自分の経験から生まれた疑問、また授業で学んだことから新たに生まれた疑問など、**身近な出来事や時事問題を自分ごととして捉え、興味を持ってテーマに据えている様子**がうかがえる。同じ大テーマでも、一人ひとりの目の付け所に特徴があり、個々のテーマは多様である子どもならではの着眼点は、大人が「そんな見方もあったのか」とハッとすることもあり、作品を読んでいて、つい浸り込んでしまうものもあった。**子どもたちの多様な学びの姿**から学ばされることも多い。
- 昨年課題であった「動機」について、テーマを決めた動機に、**子どもらしいエピソードが具体的に書かれている作品が増えた**。実体験に基づき動機が具体的に述べられている作品は調べたいことが明確で筋の通った調べる学習になっている。
- 昨年の課題に、『調べてわかったこともよくまとめられているが、考察が「…ということが分かった」に留まるものが多い。』ということがあった。各校に**自分の考えを明確に表現できる（相手に分かるように伝える）指導**をお願いしたり、出前授業や講座の中で「**自分が主役になる調べる学習**」ということを伝え続けてきたりした効果か、自分の予想を振り返りながら、**考察に自分の考えを自分の考えでまとめられた作品**が増えてきている。特に、毎年参加している児童生徒の作品を見比べると、成長の姿が見えてくるので、これからの指導の参考にしていきたい。
- 各学校での継続した指導が浸透してきていて、**出典を明記して引用を的確に使った作品が増えた**。また、各校での著作権にかかわる指導の効果もあり、画像利用に関する注意も浸透しつつある。

（２）今後の課題と支援

- ＡＩの活用に関する問い合わせがあった。今後、子どもたちがＡＩとどう付き合っていくかを考えていかなければならない。情報収集の際にＡＩを頼るのではなく、**本を使って正しい情報を選択したり、人に聞いたりしながら、自分の考えを練り上げていく力**をつけ、ＡＩに負けない子どもを育てていきたい。
- 複数の本や資料を使って良く調べてある作品が増えた。図書館の資料を使った際に、引用に使わなかった本も参考資料として記録する習慣をつけるようにしたい。その際に**必要な情報を正しく記録することは、今後の学びにも必要なこと**である。自分の考えを裏付けるために「どこのどんな資料を使ったか」ということは、後日資料を見返すうえでも大切な記録であることを指導していく。
- インターネットから資料を引用する際の注意が、まだまだ足りていない。利用許可のないインターネット画像の使用はＮＧである。著作権法 35 条で守られている「授業」「私的利用」の範囲とはどういうことなのか、情報提供者がどのような使用条件を示しているのかをその都度確認することが大切であることを意識させたい。
参考資料リストのインターネットのサイト名が正しく記載されず、「Google」となっ

ているものもあった。保護者から問い合わせがあることもあるので、事前指導の際に『図書館を使った調べる学習ナビ』を有効に活用しながら、具体的な指導を積み重ねて、理解を深めていくようにしたい。

- 「考察」に自分の考えを書ける児童生徒が増えてきているが、中には「調べてわかったこと」と、そこから自分の予想と比べながら「考察」すること、さらに、調べる学習全体を通しての感想とが混乱している作品も見られる。**様々な教科の学習の中で、自分の学びの道すじを明確に表現できる（相手に分かるように伝える）指導を積み重ねていきたい。**
- 市全校の取組として、縄文のビーナスプランにおける「探究的な学び」と関連させた読書図書館教育を大切に考えている。調べる学習への取組を通して、子どもたちの「気づき」や「ハテナ」を捉え、**一人ひとりの多様な考えや追求の道すじを大切に「調べて、まとめて、伝える」活動を積み重ねていく。**そのためにも、難しい課題に取り組むというより、普段の生活の中のちょっとした気づきや疑問を、自分の力で本を使って調べてわかることの楽しさを大事にして、スキルノートや調べる学習ナビを活用しながら、**スキルアップを図っていく。**
- これらの課題に共通意識をもって取り組むことができるように、こども読書活動応援センターからの資料提供や、職員の情報交換、研修の場の設定をすると同時に、校長会・教頭会・司書教諭連絡会・学校司書会と連携し、風通しの良い運営に心がける。

②地域団体との連携等、地域づくりや地域の活性化につながったこと

- 近年、地域に関するテーマが増えてきている。

そういった作品は市役所や図書館に来庁した一般市民の方々の目に留まり、手に取って興味深く読まれている姿も見られる。中には、「これはね…」と作品を補足するような話をしてくださる方もいる。応援センターで**来庁者から聞いた話や地域の人材を記録し、子どもたちへ情報提供ができるリスト**を充実させていきたい。

- 市の農林課に資料の利用許諾を得に行った子どもから、「農林課の人が、『調べる学習を頑張っているんだね。遠慮なく使ってね。』と快く資料を提供し、励ましてくれた。」と嬉しそうに報告があった。地域に関することを調べていくと、図書資料の他に、行政機関が管理している資料を使う機会も多い。庁内で作品の展示をしたり、生涯学習課から広報で知らせたりしてきたことで、職員の理解も深まり協力が得られていることを感じた。

- 昨年より**尖石縄文考古館**と共同で行っている縄文文化賞授賞式での作品展示は、今年度も大変好評であった。専門家の方々が、児童生徒の目の付け所に驚いたり、内容の質の高さを評価してくださったりするだけでなく、一般の来館者もよく手に取って見ているそうである。

尖石縄文考古館は、以前より小中学生の社会科見学や縄文体験、宿泊学習など、学校との繋がりの深い施設である。市内の子どもたちは、授業や遠足はもちろん調べる学習でも、必ずというほど考古館を訪れ、資料を探したりインタビューをさせていただいたりしている。このつながりを活かしながら、今後も、子どもも大人も『縄文に親しみ、縄文を知る』きっかけとなるような『調べる学習作品の展示』を行っていく。

- 茅野市の調べる学習コンクールを後援している『読書の森 読り一む in ちの』は今年 26 周年を迎えた公民協働の市民による読書活動推進団体である。

ファーストブック、セカンドブックのブックプレゼントや読み聞かせ、おはなし会などを通して、茅野市の『ことばとこころを育てる読書活動』に貢献している。

調べる学習コンクールで「読書の森 読りーむ in ちの賞」を選定する際には、ことばや地域の文化に着目した作品に注目し、資料の読み取り方やまとめ方、ことばの使い方に重点を置きながら選定し、広報紙でも受賞作品の紹介をしている。茅野市の子どもたちに本に親しむ子が多いのは、生まれたときから、ブックプレゼントや読み聞かせを通して、自然と本に接しているからだと思われる。(添付資料④)

- ハケ岳総合博物館、寒天水産加工業協同組合、諏訪南清掃センター、長泉寺など、専門家の話をお聞きするために、様々な施設を訪問する児童生徒が増えている。地域のマスメディアによって『調べる学習』に取り組む子どもたちを紹介していただいたこともあり、いずれの施設も協力的で、資料を用意したり丁寧な説明をしてくださったりして、子どもの学びを支えてくださっている。

- 今年度も、学校図書館や市内の茅野市図書館の活用他、近隣の市町村（富士見町・原村・諏訪市・下諏訪町・岡谷市等）の公共図書館の本が多く活用されている。茅野市の図書館よりも富士見や原村の図書館の方が近いという立地条件の児童生徒もある。今後も6市町村のネットワークを活用し、多くの資料にあたるができるようサポートしていきたい。

また、フィールドワークにおいても、市外、県外にも足を延ばし、専門機関や博物館を訪ねて学びを深める児童生徒も見られる。「子どものテーマに合わせて夏休みの外出先を決め、親子で楽しんだ」と話してくれる保護者もいて、**家庭の協力にも支えられている**ことを感じた。

- 一昨年から御代田町図書館の要請をうけ、コンクールの運営に関する情報交換や研修会への参加を続けてきた。情報を共有することでお互いの運営を検討する機会を持つことに繋がっている。今年度、御代田町が早い時期から講座を開催し、調べる学習への取組を呼びかけていること聞き、茅野市での講座の時期を再検討した。学校行事との兼ね合いもあり年度を跨いだ講座の実施は難しかったが、例年より1週間早めて職員への研修終了後すぐに『親子でチャレンジ！調べる学習講座』を開催したところ、早めにテーマを決めることができると参加者からも好評だった。また、5月27日（火）の調べる学習研修会には今年度も御代田町学校司書3名と図書館職員2名が参加し、著作権にかかわる指導について共に研修を深めることができた。今後も、お互いの研修講座についての情報交換をし、子どもたちに身につけてほしい力や資料提供の仕方などについて参考にしていきたい。

③その他の団体

- 公益財団法人全国学校図書館協議会

7月16日（水）学校図書館協議会より4人の先生方が、茅野市教育委員会の取組について視察にみえた。「学校図書館の整備・活用を進めるための説明・研修資料の作成」の「教育委員会向けパンフレットの作成に向けて」ということで、当市の取組についてお話し、『学校図書館活用スキルノート』『調べ方がわかる 図書館を使った調べる学習ナビ』の活用について紹介した。

- 日本図書館協会学校図書館部会

8月8日（金）9日（土）に行われた夏季研究集会東京大会にて、茅野市の読書活動

の取組と永明小学校・永明中学校メディアセンターの建設と活用について発表した。
これまで、市内全小中学校で『朝読書』や『調べる学習』に取り組んでいることは、市全体で取り組んでいるのでやって当たり前のようになってきたが、他市町村から見たら当たり前ではなく、特別なことだという指摘を受け、改めて茅野市に根付く読書活動への思いの深さを感じた。

来年度『茅野市小中高校生調べる学習コンクール』は 20 回を迎える。

これまで積み重ねてきたことを元に、子どもたちの「調べてわかるって楽しい」という思いを大切にしながら、情報があふれる現代社会においても、人間にしかできない探究的な学びを楽しむ子どもたちを育ていきたい。そのためにも、図書館を使った調べる学習を通して「正しい情報を取捨選択する力」「知り得た情報を正しく活用する力」「自分の考えを自分のことばで伝える力」を身につけていくことができるよう、こども読書活動応援センターとしての支援を充実させていきたい。

第19回茅野市小中高校生調べる学習コンクール 入賞者一覧（全国コンクール結果入り）

市:令和7年10月14日審査 令和7年11月5日公表 全国:令和7年11月末～12月審査 令和8年1月14日公表

	賞 名	氏名	ふりがな	作 品 名	校名	学年	全国 応募	全国結果
1	茅野市長賞	竹内 優奈	たけうち ゆうな	私の制服をもっと知りたい 好きになりたい ～何十年も続く 制服の理由～	永明中	1	○	優秀賞 読売新聞社賞
2	教育委員会賞 小学生の部低学年	山田 昊芽	やまだ こうが	タコとイカは、どっちがすごい？	豊平小	2	○	佳作
3	教育委員会賞 小学生の部中学年	楠 旺真	くすのき おうしん	武將は 歯みがき していたの？	永明小	3	○	奨励賞
4	教育委員会賞 小学生の部高学年	名取 篤希	なとり あつき	金鶏の謎を追え！ ～僕のふるさと金沢地区～	金沢小	6	○	奨励賞
5	教育委員会賞 中学生の部	中嶋 理晴	なかしま まさはる	雷にどう備えるの？	永明中	1	○	佳作
6	審査委員長賞 小学生の部低学年	名取 伶恵	なとり りさと	大すきな きゅうりについて しらべてみよう！	永明小	2	○	佳作
7	審査委員長賞 小学生の部中学年	矢崎 大智	やざき だいち	あぶない！ 諏訪地域に迫りくる大地震 ～昭和東南海地震・糸魚川静岡構造線から学ぶこと～	永明小	4	○	佳作
8	審査委員長賞 小学生の部高学年	小河原 諭一	おがわら ゆいち	ぼくの家の前の川は養川の堰なのか？	湖東小	6	○	佳作
9	審査委員長賞 中学生の部	伊藤 南美	いとう みなみ	ツバメ ～愛情たっぷりな子育ての秘密～	東部中	1	○	佳作
10	読書の森 読り一むinちの賞	矢野 舞歩	やの まほ	みんな知ってる？ りんどうの里	米沢小	4	○	佳作
11	縄文賞	宮下 慶仁	みやした けいと	土偶って もしかして今のお地藏さま？	豊平小	6	○	優良賞
12	茅野市図書館賞	松木 葉奈	まつき はな	海のない茅野市で なぜ寒天が特産物になったのか？ ～守りたい茅野市の寒天～	米沢小	6	○	奨励賞
13	こども読書活動 応援センター賞	朝倉 鵬太	あさくら ほうた	僕はどのようにわすれんぼうなの？ ～未来わすれんぼうにならないために～	泉野小	5	○	奨励賞
14	審査員特別賞	的川 梅佳	まとがわ うめか	あさがおはなんであさしかさかないの？	豊平小	1		
15	審査員特別賞	成澤 一輝	なるさわ かずき	いもりはどうしてだっぴするの？	玉川小	1		
16	審査員特別賞	伊藤 あかり	いとう あかり	チェンバロvsピアノ ～ピアノが主流になったわけ～	宮川小	3	○	佳作
17	審査員特別賞	木村 謙心	きむら けんしん	ぼくは水族館でウミウシを見たいんだ!! ～ウミウシが水族館にいない理由～	玉川小	3		
18	審査員特別賞	志田 大翔	しだ ひろと	わさびはなぜからいの？	玉川小	3		
19	審査員特別賞	林 莉緒	はやし りお	黄色いおたまじゃくしは 何色のカエルになるの？	永明小	4	○	佳作
20	審査員特別賞	船越 あんじ	ふなこし あんじ	なぜ人は夢を見るのか	豊平小	4	○	佳作
21	審査員特別賞	清水 湊斗	しみず みなと	食べ物ってなんで美味しいの？ ～味覚の不思議～	玉川小	5	○	佳作
22	審査員特別賞	名取 蒼生	なとり あおい	備えろ！巨大地震！！ ～地震大国日本に住む僕にできること～	金沢小	6	○	佳作
23	審査員特別賞	伊東 快晟	いとう かいせい	リサイクルできないゴミの行き先 「最終処分場」ってどこなところ？	金沢小	6	○	奨励賞
24	審査員特別賞	荻原 煌月	おぎはら きら	雷はどうしてゴロゴロ鳴るの？	永明中	1	○	佳作
25	審査員特別賞	濱 彩乃	はま あやの	どうして、茅野市の花はりんどうなの？ ～茅野市、りんどうと共に～	永明中	1	○	奨励賞
26	審査員特別賞	小松 祐生	こまつ ゆうき	何歳でも食事をおいしく ～オールフレイル対策～	永明中	1		

茅野市・茅野市教育委員会・茅野市校長会 図書館振興財団主催図書館を使った調べる学習コンクール「図書館を使った調べる学習活動賞」

第19回茅野市小中高校生調べる学習コンクール入選者一覧

令和7年10月14日審査 令和7年11月5日公表

小学生の部									
作品数	氏名	ふりがな	作 品 名	校 名	学年	NO	結果	通し 番号	
1	神澤 豪	かんざわ すぐる	ハチはどんな生き物？	玉川	3	0505	入選	1	
2	竹内 紬	たけうち つむぎ	何で筋肉痛になるの??	玉川	3	0506	入選	2	
3	百瀬 颯祐	ももせ そうすけ	そうすけの地震探訪記	玉川	3	0508	入選	3	
4	秋月 駿佑	あきづき しゅんすけ	仮面の女神のひみつ ～仮面の女神はなににつかわれていたのか?～	北山	3	0902	入選	4	
5	渡邊 咲太朗	わたなべ さくたろう	神社の玉砂利はどこ神社にも敷いてあるのか?	北山	3	0904	入選	5	
6	小松 紅葉	こまつ くれは	ホタルの光 ーホタルはなぜ光るのか?ー	豊平	4	0406	入選	6	
7	堤 陸斗	つつみ りくと	世界の通貨はいくつある? ～日本で集められるのかな～	豊平	4	0407	入選	7	
8	山崎 航	やまざき わたる	オナラはどうして出るのか?	玉川	4	0512	入選	8	
9	山口 優菜	やまぐち ゆうな	なんでドキドキするの? ～人見知りこくふく大作戦!～	米沢	5	0303	入選	9	
10	久保 拓未	くぼ たくみ	手足も出ない?! 暑さにひそむぼくの宿敵	泉野	5	0603	入選	10	
11	杉浦 光菜	すぎうら みつな	微生物って どんな水のよれも きれいにできるの?	宮川	5	0203	入選	11	
12	五味 結衣	ごみ ゆい	教えて!! 漢字を覚えたい! ～どうしたら漢字を書けるようになるの～	宮川	5	0204	入選	12	
13	小松 優太	こまつ ゆうた	僕のご先祖様はいつから「小松」だったのか	宮川	6	0205	入選	13	
14	神林 こころ	かんばやし こころ	なぜ昔の人はちゃんまげなの?	米沢	6	0305	入選	14	
15	竹村 楓果	たけむら ふうか	ホコリの旅 ～ホコリはどこからやってくる?～	米沢	6	0306	入選	15	
16	堤 空斗	つつみ そらと	雷はどうやって起きるの? 僕達の生活に利用できるかな?	豊平	6	0413	入選	16	
17	村田 なごみ	むらた なごみ	百人一首が千年続いているのはなぜ? ～私をみりようする百人一首～	玉川	6	0527	入選	17	
18	木村 蒼空	きむら そら	左利きの世界 ～なぜ左利きが「大変だね。」と言われるのか～	玉川	6	0528	入選	18	
中学生の部									
1	川上 倫果	かわかみ ともか	子どもへの接し方・コミュニケーションって何だろう?	長峰	1	1301	入選	19	
2	高林 杏莉	たかばやし あんり	チャンスは鳴くまで待つ天下人! 徳川家康 ～何かを成し遂げるにはどんなことが必要?～	東部	1	1404	入選	20	
3	増田 葉菜	ますだ はな	フクロウはなぜ狩りの成功率が高いのか	北部	2	1203	入選	21	
4	真田 善	さなだ ぜん	石はどうやってできる?	北部	2	1210	入選	22	

第29回 図書館を使った調べる学習コンクール

(第19回茅野市小中高校生調べる学習コンクールの全国審査)

結果報告!!

令和7年度の第19回茅野市小中高校生調べる学習コンクールの入賞作品から、図書館振興財団主催第29回図書館を使った調べる学習コンクールの応募規定に従い、市内小中学校参加作品1,397作品の1.5%にあたる21作品を応募したところ、過日審査結果が発表され、以下のような結果となりました。これらの作品は、茅野市図書館内こども読書活動応援センターでレプリカを保管していますので、ご覧いただくこともできます。

⌘ 優秀賞 読売新聞社賞「私の制服をもっと知りたい 好きになりたい

～何十年も続く 制服の理由～ 永明中学校1年 竹内 優奈さん

⌘ 優良賞「土偶って もしかして今のお地蔵さま??」 豊平小学校6年 宮下 慶仁さん

⌘ 奨励賞「武将は 歯みがき していたの?」 永明小学校 3年 楠 旺真さん

「僕はどうしてわすれんぼうなの?～未来わすれんぼうにならないために～」

泉野小学校5年 朝倉 鵬太さん

「海のない茅野市で なぜ寒天が特産物になったのか?～守りたい茅野市の寒天～」

米沢小学校6年 松木 葉奈さん

「金鶏の謎を追え! ～僕のふるさと金沢地区～」 金沢小学校6年 名取 篤希さん

「リサイクルできないゴミの行き先「最終処分場」ってどんなところ?」

金沢小学校6年 伊東 快晟さん

「どうして、茅野市の花はりんどうなの? ～茅野市、りんどうと共に～」

永明中学校1年 濱 彩 乃さん

⌘ 佳作「大すきな きゅうりについて しらべてみよう!」 永明小学校2年 名取 伶恵さん

「タコとイカは、どっちがすごい?」 豊平小学校2年 山田 昊芽さん

「チェンバロvsピアノ ～ピアノが主流になったわけ～」

宮川小学校3年 伊藤あかりさん

「黄色いおたまじゃくしは何色のカエルになるの?」 永明小学校4年 林 莉 緒さん

「あぶない! 諏訪地域に迫りくる大地震

～昭和東南海地震・糸魚川静岡構造線から学ぶこと～」 永明小学校4年 矢崎 大智さん

「みんな知ってる? りんどうの里」 米沢小学校4年 矢野 舞歩さん

「なぜ人は夢を見るのか」 豊平小学校4年 船越あんじさん

「食べ物ってなんで美味しいの?～味覚の不思議～」 玉川小学校5年 清水 湊斗さん

「備えろ! 巨大地震!!～地震大国日本に住む僕にできること～」

金沢小学校6年 名取 蒼生さん

「ぼくの家の中の川は 坂本養川の堰なのか?」 湖東小学校6年 小河原諭一さん

「雷にどう備えるの?」 永明中学校1年 中嶋 理晴さん

「雷はどうしてゴロゴロ鳴るの?」 永明中学校1年 荻原 煌月さん

「ツバメ ～愛情たっぷりの子育ての秘密～」 東部中学校1年 伊藤 南美さん

⌘ 図書館を使った調べる学習活動賞 茅野市・茅野市教育委員会・茅野市校長会

全国入賞作品紹介

🏆 優秀賞 読売新聞社賞

この作品の著作権は、公益財団法人図書館振興財団にあります。現在、作品の二次利用の許諾申請中です。許諾が下りましたら、表紙画像を掲載します。

「私の制服をもっと知りたい
好きになりたい
～何十年も続く 制服の理由～」
永明中学校1年 竹内 優奈さん

中学生になって袖を通した制服。実はちょっと気に入らないところもあるけれど、歴史ある制服をちゃんと理解して好きになりたい。と、自分なりに制服が長く続くわけを予想し、制服やセーラー服にまつわるたくさんの資料を読み、見学を通して理解を深めています。

そのうえで、着る人・販売する人・先生方等、多様な立場の方々の想いに触れながら、制服を通じて何を大切にしたいと考えたのか伝わってくる素敵な作品です。

全国入選作品紹介

🏆 優良賞

「土偶って
もしかして今のお地蔵さま??」
豊平小学校6年 宮下 慶仁さん

土偶って
もしかして今のお地蔵さま??



長野市立 豊平小学校
6年1組 宮下 慶仁

昇降口で、二体の国宝のレプリカが迎えてくれる学校に通う慶仁さん。1 万年以上たった今も愛される土偶は今でいうと?と疑問を持ちました。

自分と母の予想が違うこともあり、土偶を深く知ることからスタート。予想を確かめる資料を探し、いろいろな場所で取材を重ねながら様々な考え方があることを知った慶仁さんが、答えは出ずとも自分なりに考察し縄文への想いを深めた温かい作品です。



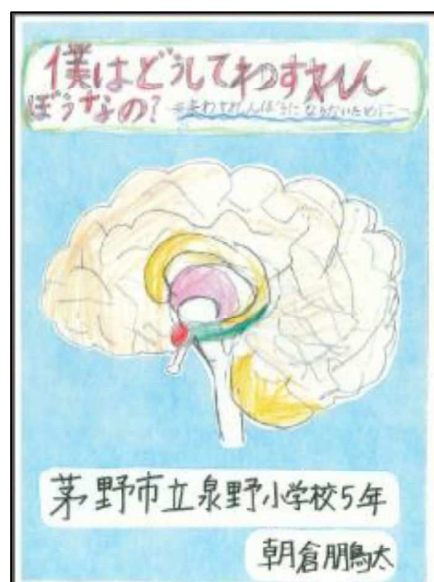
🏆 奨励賞

「武将は 歯みがきしていたの？」

永明小学校 3年 楠 旺真さん

真田幸村が大好きな旺真さん。自分のふだんの生活の中で、ふと「戦国武将はどうしていたのかな？」と気づく感性がステキですね。

ひとつひとつの疑問にしっかりと予想を立てて、百科事典だけでなくいろいろな本を使って調べています。そこで生まれた疑問も本で確かめ、もっと知りたいことは博物館へ。歯みがきの歴史をたどりながら自分の考えを整理して、分かりやすくまとめました。



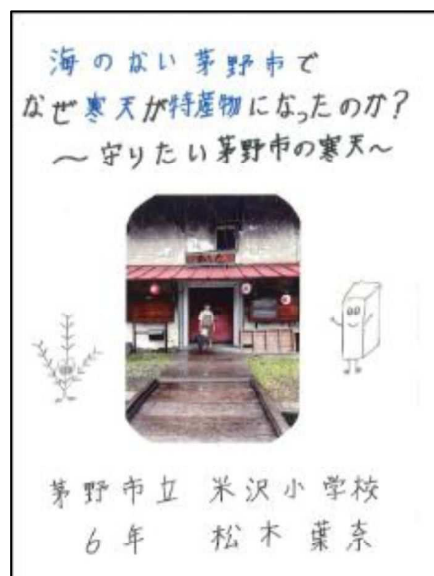
「僕は どうして わすれん ぼうなの？」

～未来 わすれん ぼう にならないために～

泉野小学校 5年 朝倉 鵬太さん

先生の一言を素直に受け止めて、「どうして忘れ物しちゃうのかな？」と自分の「はてな？」につなげているところが、とっても素敵です。

自分自身の経験を元に疑問を整理し、しっかりと予想を立てて資料を読み確かめています。さらに資料からわかったことを自分自身の生活の中で確かめて、自分なりの解決策を考え大成功！イラストや図を使って、分かりやすくまとめられた素敵な作品です。



「海のない茅野市で

なぜ寒天が特産物になったのか？」

～守りたい茅野市の寒天～

米沢小学校 6年 松木 葉奈さん

おやつや給食でとても身近な寒天。海のない茅野市と海藻との関係を調べているうちに気候変動との関係が見えてきて、疑問が深まっていった素敵な作品です。

茅野で寒天が作られるようになったわけを、たくさんの資料を読み比べ、博物館や寒天蔵を見学して調べて、寒天の生産に目を向けた葉奈さん。組合長さんへの取材を経て、特産物を守りたい気持ちが高まってきたことが伝わってきます。



「金鶏の謎を追え！

～僕のふるさと金沢地区～

金沢小学校 6年 名取 篤希さん

家の近くの地名や学校だより、行事にも使われる「金鶏」。身近で当たり前に使ってきた言葉の意味に疑問を持ち、本や聞き取り調査等、多様な方法で調べています。

文献資料を探すのに苦労しましたが、33年前に発行された地域の歴史の本から資料を読み取り、地域の方への取材を通して「金鶏」の歴史や地域の人々の想いに触れることができました。ふるさとへの想いを新たに、学びを深めた素敵な作品です。



「リサイクルできないゴミの行き先

『最終処分場』ってどんなところ？

金沢小学校 6年 伊東 快晟さん

5年生のときに、コーヒーかすから生まれたコップを知り、「リサイクル」について調べた快晟さん。その際に知った「リサイクルできないゴミ」。いろいろな場面で「リサイクル」が推奨されているけれど、どうしてもリサイクルできないゴミの行先が気になり、詳しく調べました。

本で調べたことだけでなく、取材を重ね、地球温暖化とゴミの関係にも目を向けてまとめた素敵な作品です。



「どうして、茅野市の花はりんどうなの？

～茅野市、りんどうと共に～

永明中学校 1年 濱 彩乃さん

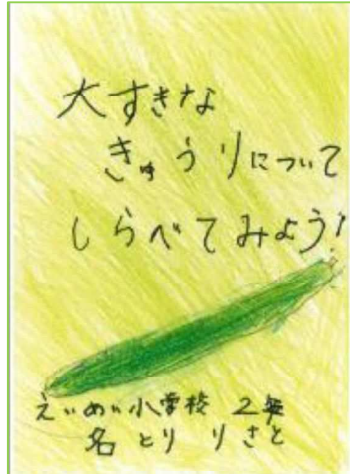
茅野市の花なのに、キャラクターや写真でしか見たことがない「りんどう」。そこに疑問を感じた彩乃さん。

茅野市と「りんどう」の関係を調べながら、本物の「りんどう」に出会うことができました。

そして、なぜ今「りんどう」が咲く姿を見ることが減ってしまったのか。「りんどう」を調べることで茅野市を深く知ることに繋がった温かい作品です。

全国佳作作品紹介

🏆 佳作



「大すきな きゅうりについて しらべてみよう!」

永明小学校 2年 名取 伶恵さん

「きゅうりが大すき!きゅうりっておいしいよ。なんでおいしいのかな。」自分が大すきなきゅうりのことを、もっと知りたい!そんな気持ち伝わってきます。

自分で実際に育てたようすを、本で調べて確かめながら、虫や病気に負けずに、おいしいきゅうりを育てる方法を見つけています。「きゅうりはかせ」になれそうなくらいていねいに調べた作品は、探究心にあふれています。

「タコとイカは、どっちがすごい?」

豊平小学校 2年 山田 昊芽さん

「すきな本をしょうかいする」という授業で出会った本を読んで生まれた疑問。

タコとイカの「すみ」に目をつけて、両方の「すみ」のちがいを調べて、見る人にもわかりやすくまとめました。いかすみでかいた「文字」と「絵」もすてきです。二つのちがいを調べた昊芽さんは、食べてもおいしいイカのほうがすごい!とまとめています。作品を読んだみなさんはどう思うのか、気になりますね。

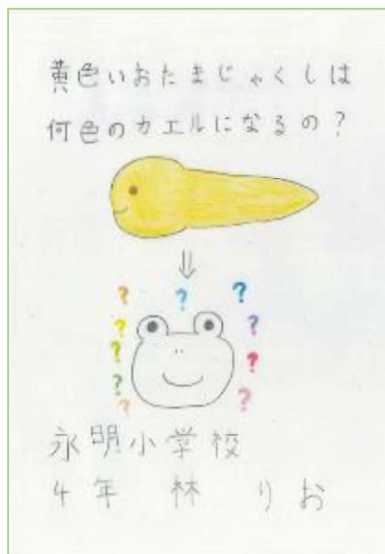


「チェンバロvsピアノ ～ピアノが主流になったわけ～」

宮川小学校 3年 伊藤あかりさん

ピアノの前身ともいわれるチェンバロ。形は似ているけれど音の鳴る仕組みは全くちがう楽器。そこに目をつけ、何度も図書館に通って調べました。

チェンバロとピアノを、音のひびきに注目して、音の鳴る仕組みを比べながらそれぞれの魅力にせまり、自分で実際に弾き比べて、ていねいに調べてまとめたすてきな作品です。



「黄色いおたまじゃくしは何色のカエルになるの？」

永明小学校 4年 林 莉 緒さん

弟さんがつかまえた黄色いおたまじゃくし。この出会いから生れた疑問をテーマに、観察してふしぎに思ったことを本で調べていきます。

本で調べても分からないことは専門家に聞き、自分の疑問が分かるまで、根気よく調べてまとめた素敵な作品です。



「あぶない! 諏訪地域に迫りくる大地震

～昭和東南海地震・糸魚川静岡構造線から学ぶこと～

永明小学校 4年 矢崎 大智さん

いろいろな「はてな？」のアンテナを高く持っている大智さん。ふだんからの「気になることは調べる」ことが今回のテーマにつながっています。

専門書はもちろん、記録集や気象庁のHPなど確かな情報を集めて、その情報をもとに現地を見たり専門家に取材をしたり、自分の疑問を深く追究しています。さらにわかったことを、防災につなげようと取材を重ねてまとめた素晴らしい作品です。



「みんな知ってる? りんどうの里」

米沢小学校 4年 矢野 舞歩さん

いつもそこにあるのに、見過ごしてしまいがちな「石碑」。そこにきざまれた文字に興味を持ったことをきっかけに、地いきの栽培活動を深く調べることができたすてきな作品です。

長野県花・茅野市花であり、大人には身近な「りんどう」資料を読んだりインタビューをしたりして、疑問に思ったことをさらに調べながら、初めて知った「りんどう」への思いが深まっていくのが伝わってきます。



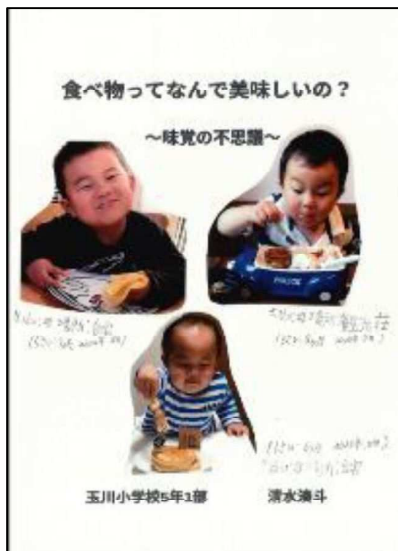
「なぜ人は夢を見るのか」

豊平小学校 4 年 船越あんじさん

毎朝のお母さんとの会話から生まれた、すてきな疑問ですね。

本で調べたことと、家族が実際に見た夢や、睡眠時間とを比べながら自分なりに考察し、アバターを使って自分のことばでわかりやすくまとめられ、あんじさんが主役になったすてきな作品です。

今夜はどんな夢をみるのかな？



「食べ物ってなんで美味しいの？」

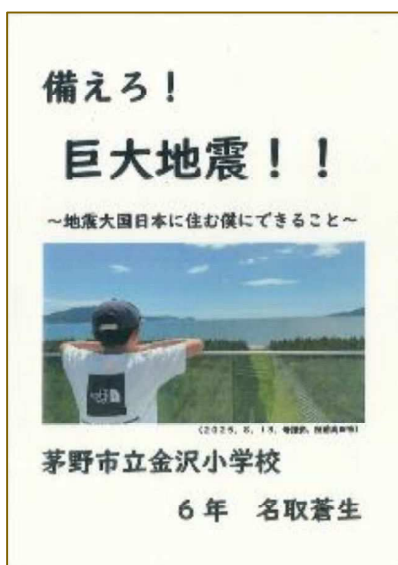
～味覚の不思議～

玉川小学校 5 年 清水 湊斗さん

「食」とは「人を良くすること」と書きます。

食べるとしあわせな気持ちになるという湊斗さん。自分の体験から「味」の感じ方に興味を持ち、自分なりの予想を本で調べ、実際に調理をして確かめていきました。

作品を通して、「食べる」ことの奥にある大切なものに気づくことができる素敵な作品です。



「備えろ！ 巨大地震！！」

～地震大国日本に住む僕にできること～

金沢小学校 6 年 名取 蒼生さん

自分自身の体験と生活の中で耳にしたニュースとを結び付けて感じた疑問に向き合い、地震のしくみを深く調べています。

地震のしくみを知った蒼生さんは、そこからさらに多くの資料を活用し、過去の被害を検証したり、東日本大震災の被災地を訪ねたりして体感したことを考察し、自分の防災計画もまとめた深まりのある素敵な作品になりました。

ぼくの家の中の川は
坂本養川の堰なのか？



茅野市立 湖東小学校
六年 小河原 諭一

「ぼくの家の中の川は 坂本養川の堰なのか？」

湖東小学校 6 年 小河原諭一さん

地域の偉人「坂本養川」。自宅前の用水路がどこから流れてきているのか、歩いて確かめたことと、図書館で見た「坂本養川」のつながりに「はてな？」が生まれた諭一さんの視点がとっても素敵です。

自分で歩いた 17km を模造紙にまとめ、坂本養川の堰について改めて資料を読み深めることで、体験と地図と資料が結びつき、地域を深く理解した道すがりが伝わってくる素敵な作品です。

雷に
どう備えるの？

永明中学校 1 年 4 組
中嶋 理晴

「雷にどう備えるの？」

永明中学校 1 年 中嶋 理晴さん

落雷を目にした理晴さん。それを聞いたおじいさんが話してくれた雷の話。その時に感じたことをそのままにせず、深く知ろうと様々な本で調べています。

同じ「雷」でも、天気の見点からだけではなく「雷事故」の見点からも科学的に調べ、多様な資料から示唆されたことを自分の生活に置き換えて考察しているところも素敵です。自分のことばとイラストで分かりやすくまとめられた素敵な作品です。

雷はどうして
ゴロゴロ鳴るの？



茅野市立永明中学校
1 年 萩原 煌月

「雷はどうしてゴロゴロ鳴るの？」

永明中学校 1 年 萩原 煌月さん

今年の夏も、よく雷が鳴っていました。そんな雷の音の違いに気付いた煌月さん。

雷の「音」を切り口に、煌月さんの視点でたくさんの資料を調べ、その正体を明らかにしていきます。

実際の雷の観察記録と煌月さんオリジナルのイラストを組み合わせ、読む人にも分かりやすくまとめられた素敵な作品です。



「ツバメ ～愛情たっぷりの子育ての秘密～」

東部中学校 1 年 伊藤 南美さん

自宅に巣作りを始めたツバメ。その様子から、「子育て」に視点をあてて、お母さんのように温かい目での調べる学習が始まっています。

自宅だけでなくいろいろな場所にあるツバメの巣を観察したことと、本で調べたこととを照らし合わせて自分なりに考察したことが、写真とイラストをつかって分かりやすくまとめられています。

来年もツバメが巣作りに来てくれるといいですね。

ロングモント市・茅野市姉妹都市交流事業 2026年度参加者募集（中高生・引率者）

アメリカ合衆国コロラド州ロングモント市との姉妹都市交流事業参加者を募集します。

- 1 目 的** 姉妹都市間の交流を深め、生徒の国際感覚や自主性・協調性を育む
- 2 内 容** ※（1）と（2）はセット。どちらか一方のみの参加は、不可。（生徒と引率者の共通事項）
（1）ホストファミリーとしての受入れ（7月中旬～下旬、10泊）
（2）ロングモント市への派遣（7月下旬～8月上旬、10泊、ホームステイ）
- 3 募集要項** ※一部抜粋して掲載しています。募集要項全文は、市ホームページをご覧ください。

（1）生徒

対 象 2026年7月時点において、市内在住の中学2年生～高校3年生。
ただし、保護者が茅野市内在住に限る。

募集人数 8名

参加費 約40万円（渡航費）。ただし、半額程度の補助あり（上限20万円）。

説明会・選考会 3月22日（日）13時～ 会場：市役所議会棟大会議室

選考方法 作文、面接（個人面接、グループディスカッション）

申込方法 市ホームページからオンライン申込

申込締切 3月10日（火）



生徒用申込フォーム
（市ホームページ）

（2）引率者

対 象 2026年7月末時点において、茅野市在住・在勤・出身のいずれかを満たす25歳以上の方
募集人数 2名

参加費 渡航費の全額補助あり。その他必要な費用は、全額自己負担。

選考方法 一次選考：書類選考 二次選考：面接

オンライン事前説明会 ※いずれかの日程に参加必須

3月13日（金）、14日（土） いずれも19時～

申込方法 市ホームページからオンライン申込

申込締切 3月10日（火）

二次選考会 3月22日（日）10時～ 会場：市役所議会棟大会議室



引率者用申込フォーム
（市ホームページ）

4 昨年度からの主な変更点

- ・募集対象の学年を引き上げ（2025年度は、中学1年生～高校3年生）
- ・引率者の公募

ロングモント市・茅野市姉妹都市交流事業 2026年度 募集要項（中高生・引率者）



主催：茅野市、茅野市教育委員会、NPO法人茅野国際クラブ

茅野市では、姉妹都市間の交流を深め、生徒の国際感覚や自主性・協調性を育むことを目的として、1991年からアメリカ合衆国コロラド州ロングモント市との姉妹都市交流事業（ホームステイ交流）を行っています。

「英語を使って、現地でコミュニケーションをとってみたい!」「新しいことに挑戦したい!」「人生を変えるような体験をしてみたい!」などの想いを持った中高生を募集します。

また、今回初めて引率者を募集します。生徒とともに事前研修で絆を深め、現地ではリアルな異文化交流を体験してみませんか？ たくさんの出会いと挑戦をサポートし、子どもたちの世界が広がる瞬間を一緒に見届けましょう！

2025年度 姉妹都市交流事業の様子をご紹介します♪

受入れの様子や報告会の様子を市ホームページに掲載しています。



▲交流の様子



▲報告会



◀茅野国際クラブ
Instagram

@CHINO_INTERNATIONAL_CLUB

姉妹都市交流事業とは



▲姉妹都市提携の
あゆみ



▲ロングモント市の紹介

茅野市では、1990年にアメリカ合衆国コロラド州ロングモント市と姉妹都市提携を締結しました。翌年1991年からは、中高生を対象としたホームステイ交流を行っています。これまでに200人を超える茅野市の中高生が参加し、引率者も生徒の学びと安全を支えながら交流とともに体験してきました。

本事業は、「受入」と「派遣」を合わせて行います。アメリカの文化や歴史を学ぶと同時に、茅野市や日本について改めて見つめ直す機会にもなります。

まず、7月中旬から下旬にかけて、ロングモント市からの中高生・引率者（ロングモント団）を各家庭で受け入れます。家族ぐるみの国際交流が10日間始まります。家族同士のつながりが生まれ、「家族が一人増えたように感じる」そんな温かい経験ができるのも、この交流ならではの魅力です。また、受入家庭同士のネットワークも、新しい出会いとして長く続いています。

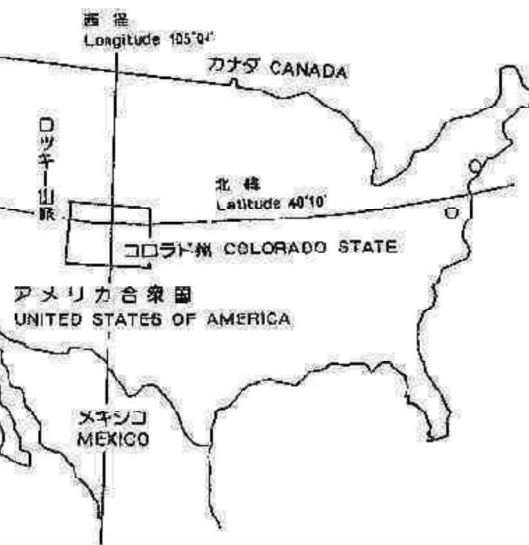
受入期間が終了すると、ロングモント団と一緒にアメリカへ渡航します。ロングモント滞在中はホームステイ先で過ごし、家族の一員として現地での生活を10日間経験します。ロングモント市は茅野市のほかに2つの姉妹都市があり、メキシコ・グズマン市の生徒やアメリカ先住民民族ノーザン・アラパホ族との交流の機会もあります。多様な文化に触れられる絶好のチャンスです。

初めての海外体験を、安心して深く学べるものにできるのは、本事業ならではの魅力です。一生の思い出や友人との出会いが、その後の人生において大きな一歩につながります。

ロングモント市の概要

創立：1871年
標高：1,518m
面積：79km²
人口：約10万人
人種：約65%が白人、約25%がヒスパニック
気候：やや乾燥
産業：農業を基盤に発展し、近年ではIT産業も拡大
交通：デンバー国際空港から車で約1時間
特徴：ロッキー山脈のふもと自然豊かな街。
治安が良く暮らしやすい。
(ほどよく都会・ほどよく田舎)

ロングモント市旗→



(参考) 茅野市

創立：1958年／標高：801m／面積：266km²／人口：約5万5千人

生徒向け 事前説明会を開催します

募集内容や参加にあたっての詳細事項を説明します。
参加は、任意です。

日時：2026年2月27日（金）・28日（土） いずれも午後7時～
場所：市民活動センター ゆいわーく茅野 会議室101・102
申込：QRコードまたはURLからお申し込みください。

<https://forms.gle/qEeoVPgKmjk6Ycoz8>

※事前説明会への参加有無にかかわらず、本事業への応募は可能です。

当日の
飛び入り参加もOK！

生徒向け
事前説明会
申込フォーム▶



問い合わせ

姉妹都市交流事業は、市がNPO法人茅野国際クラブへ委託し、協働で実施しています。

■説明会、選考、募集要項に関すること

NPO法人茅野国際クラブ（受託者）

担当：事務局 大谷

電話090-4845-4947 megumi.o.0527.0105@gmail.com

■その他、姉妹都市交流に関すること

茅野市教育委員会生涯学習部生涯学習課

電話0266-72-2101 内線635

shogaigakushu@city.chino.lg.jp



生徒用 募集要項



生徒用募集要項
(市ホームページ)

1. 募集内容 (1)と(2)は、セットです。どちらか一方のみの参加はできません。

(1) ホストファミリーとしての受入

ロングモント市からの中高生（または引率者）を、ホストファミリーとしてご家庭で受け入れていただきます。ロングモント団は、平日の日中は主催者が計画するイベント（保育園や学校での交流など）に参加します。休日は、ホストファミリーとして一緒に過ごします。

(2) ロングモント市への派遣

ホームステイを通して現地の暮らしに触れ、地域の方々との交流を深めながら、異文化への理解を深めます。帰国後は、報告会などを通して、学んだことや感じたことを市民と共有し、姉妹都市交流事業の魅力や大切さを伝えていただきます。

2. 対象 2026年7月時点で市内在住の中学2年生～高校3年生。ただし、保護者が茅野市内在住に限る。

3. 募集人数 8名

4. 日程 【受入】7月中旬から下旬(10泊) 【派遣】7月下旬から8月上旬(10泊)

5. 応募条件

- (1) 海外への興味関心が強く学習意欲が旺盛であり、かつ、積極的に行動できること。
- (2) 同一年度に受入と派遣ができること。(ホストファミリーとして受入を行い、その後渡米)
- (3) 茅野市の代表として誇りと責任のある行動ができること。
- (4) 事前研修や報告会等に参加可能であること。
- (5) 交流体験を子どもたちや市民へ積極的にフィードバックできること。
- (6) 参加者とその保護者が共に交流の目的を理解し、募集要項の全てを承諾し、責任を持って自ら実施できること。
- (7) 交流事業中の病気・事故については各家庭が責任を持ち、その費用を負担できること。
(ロングモント団メンバーの病気・事故に関する費用は、ロングモント団側が負担します)
- (8) 指定する海外旅行保険に必ず加入すること。
- (9) 渡米に必要なESTAまたはVISAは、6月上旬までに取得すること。(日本国籍以外の方は、各ご家庭の責任においてVISAの要否・取得可否を事前に確認してください)

6. 参加費

約40万円(渡航費)。ただし、費用の半額程度の補助あり(上限20万円)。

- ・パスポート申請、ESTA申請、VISA申請、旅行保険加入に係る費用、小遣い、その他必要に応じて発生する諸経費は上記に含まれません。
- ・やむを得ない事情により交流事業が中止になったとき、または、個人的理由により交流事業に参加できなくなった場合には、参加者に費用をご負担いただく場合があります。
- ・受入に関わる費用は、各家庭で負担していただきます。
- ・ロングモント滞在中の費用(食事等)は、ロングモントのホストファミリーが負担します。

7. 説明会、選考会

説明会后、引き続き選考会を行います。交流事業に参加を希望する方は、説明会への参加が必須です。必ず保護者と一緒に参加してください。説明会終了後、最終申込をされた方を対象に選考会を行います。

- (1) 日時 2026年3月22日(日) 午後1時から
- (2) 場所 茅野市役所 議会棟 大会議室
- (3) 選考方法 作文、面接(個人面接、グループディスカッション)
※お子さまの健康状況等をお伺いするため、保護者の方との面談を行います。
- (4) 持ち物 筆記用具
- (5) 選考基準

- ① 異文化を積極的に体験する意欲があるか。
- ② 茅野市や日本のことをロングモント市民に積極的に伝え、また、アメリカで体験したことを茅野市民に対して積極的に伝える意欲があるか。
- ③ 茅野市の代表として、また一人の人間として恥ずかしくない言動、行動ができるか。(日常生活における基本的なマナー)
- ④ ロングモント市民とコミュニケーションを取ろうとする意欲・積極性があるか。

(6) 申込方法

申込フォームからお申し込みください。(右記QRコードまたはURL)
<https://forms.gle/6g6XeYtEz36dx92a7>



生徒用
説明会・選考会
申込フォーム

(7) 申込締切 2026年3月10日(火)

8. その他

- ・受入期間中は、イベントに積極的に参加すること。
- ・受入期間中の送迎は、可能な限りホストファミリーが行うこと。
- ・本事業中に撮影された本人およびご家族の写真・動画は、広報活動に使用することがあります。
- ・選考結果は、後日メールでお知らせします。
- ・選考結果に関する問い合わせには、お答えできません。

引率者用 募集要項



引率者用募集要項
(市ホームページ)

1. 募集内容 (1)と(2)は、セットです。どちらか一方のみの参加はできません。

(1) ホストファミリーとしての受入

ロングモント市からの中高生(または引率者)を、ホストファミリーとしてご家庭で受け入れていただきます。ロングモント団は、平日の日中は主催者が計画するイベント(保育園や学校での交流など)に参加します。休日は、ホストファミリーとして一緒に過ごします。

(2) ロングモント市への派遣(引率)

中高生8名をロングモント市へ派遣するにあたり、引率していただきます。移動時の引率はもちろん、現地での市民との交流、施設見学、イベント参加など、派遣生に常時同行しながら、現地コーディネーターや関係者と連携して派遣生の学びと滞在をサポートしていただきます。現地滞在中は、引率者もホームステイをします。また、事前研修や報告会では、企画・運営に携わり、派遣生の学びの場づくりを担っていただきます。

2. 対象

2026年7月末時点で、茅野市在住・在勤、または茅野市出身の25歳以上の方

3. 募集人数 2名

4. 日程 生徒用募集要項「4.日程」と同じ

5. 応募条件

- (1) 事業目的に賛同し、生徒用募集要項「5.応募条件」に記載の条件を満たすこと。
- (2) 生徒や関係者と円滑にコミュニケーションが取れること。
- (3) 生徒の安全・健康管理や交流の支援を行い、最後まで責任を持って参加できること。
- (4) 英語で基本的な日常会話ができること。
- (5) 活動中の動画や写真撮影ができること。
- (6) トラブルに柔軟に対応できること。
- (7) 心身ともに健康であること。

6. 参加費 渡航費(約40万円)は、全額補助あり。

その他の費用は、生徒用募集要項「6.参加費」と同じ。

7. オンライン事前説明会

交流事業に参加を希望する方は、オンライン事前説明会への参加が必須です。いずれかの日にご参加ください。要・事前申込。

- (1) 日時 2026年3月13日(金)または
14日(土) いずれも午後7時から

(2) 申込 申込フォームからお申し込みください。
(QRコードまたはURL)

<https://forms.gle/c22eauH9uxPLk4Rt8>

引率者用
オンライン事前説明会
申込フォーム▶



(3) 申込締切 2026年3月10日(火)

8. 選考

オンライン事前説明会終了後、一次選考の申込リンクを配布します。

(1) 一次選考(書類選考)

- ・申込締切 2026年3月16日(月)
- ・結果は3月18日(水)にメールで通知します。

(2) 二次選考(面接) ※一次選考通過者のみ

- ・日程 2026年3月22日(日)午前10時～
- ・場所 茅野市役所 議会棟 大会議室

(3) 選考基準

- ① 生徒の安全・健康を第一に考え、落ち着いて対応できるか。
- ② 生徒や関係者と円滑にコミュニケーションが取れるか。
- ③ 異文化の環境に前向きに取り組み、柔軟に対応できるか。
- ④ 事前研修から派遣・報告会を通して、活動に主体的に関わる意欲があるか。
- ⑤ 英語での基本的なやり取りができるか。

9. その他 生徒用募集要項「8.その他」と同じ

その他（７）

茅野市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

茅野市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成 27 年茅野市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様
(児童名 様)

茅野市長 印

特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書

年度の 月から 月までの利用者負担の月額について、次のとおり
決定いたしましたので通知いたします。

認 定 番 号		
子 ど も	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 生
利 用 施 設	名 称	
	所 在 地	
認 定 区 分		
保 育 必 要 量		
利 用 者 負 担 額		円
階 層		(階層)
適 用 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日

審査請求
【この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載】

注 4 月から 8 月までの利用者負担額は前年度分の市町村民税等、9 月から 3 月までの利用者負担額は
当年度分の市町村民税等に基づき算定し、決定しています。

様式第 2 号を次のように改める。
様式第 2 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様
(児童名 様)

茅野市長 印

特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書

月までの利用者負担の月額について、次のとおり変更
いたしましたので通知いたします。

認 定 番 号		
子 ど も	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 生
利 用 施 設	名 称	
	所 在 地	
認 定 区 分	変 更 後	
保 育 必 要 量		
階 層		(階層)
利 用 者 負 担 額		円
適 用 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日
変 更 理 由		

審査請求
【この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載】

注 4 月から 8 月までの利用者負担額は前年度分の市町村民税等、9 月から 3 月までの利用者負担額は当年度分の市町村民税等に基づき算定し、決定しています。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。